

二十六日ハルツム陥り、エジプト領の紅海海岸は守を失つたので、其の重要地點の中イギリスはスアキム、ゼイラ、ベルベラを取つて紅海航路の保全を計りマサツの領有をイタリアに譲つた。此處は紅海の最も幅の狭い處に當つてゐて、海岸に近くダラーク群島があり、真珠貝の産地として有名な地であるので、こゝを握つてれば植民地を維持する用にも立たうし、又海岸から直ちに山を登ればアビシニアの廣大な高原であるから、之と通商條的を取結んで更に廣くスダンの内地へも商業上の手を伸ばすことができる、といふ便利もあつた。イタリアが特に此の海岸を撰むた理由は是等の點に目を著けての事と思はれるが、しかし紅海の海岸は草も藤々生への燒岩同様の荒地で、遂に望むと登り道一つ見えぬ峻巖絶壁でもあるかの如く、又降水量が乏しいために清水は漏かず、飲水を得るためには、僅少の天水を貯溜するか、さもなければ海水を蒸餾して清水を製造せねばならぬと云ふ始末であるが上に、海岸の低地には風土病があつて、土地馴れぬ人々は安心して住むことができなかった。

### 三 イタリアとアビシニア

内地のアビシニアとても面積こそ廣大であるが、國民の産業としては牧畜以外に何もないのであるから、畜産を除いては何等見るに足る物産もなく、スダン地方も概ね沙漠であつて駝鳥羽、河馬革を出すのみである。されば假令アビシニア國民が欣んで通商條的を取結び、イタリアと貿易を營むで遂にスダン地方のために仲買業を營むものと見越して考へても、其の貿易總額は知れたものである上に、しかも其のアビシニア人は統一國家を有せずして數多の小地方に分立し、中央の制令は全國に徹底せず、人民は何れも慥悍な山人で、頗る武事に長じ、とてもイタリア移民と平穩無事に通商が出来ようとは考へられないのである。イタリア政治家に於ても勿論此の邊の事情は充分承知してゐるのであるが、それにも拘らず高を括つて事業を起したのであつて、若しアビシニア人が反抗を試みるとしても、少し計りの兵力さへあれば事足るであらうとの見込で僅少の守備隊を送るに止め、それも海岸の低地は衛生上不安心であるといふので、特に半腹の健康地を撰び、そこに駐屯させることにアビシニアと話を纏めたのであつた。ところがアビシニア人は元來沿岸線全部を自己の領地と心得てゐるのみか、其の商人等は皆内地から海

イ  
タ  
リ  
ア  
と  
ア  
ビ  
シ  
ニ  
ア



アビシニア人

岸へ貨物を携へて出て毎年取引を營み續けて來たので、宛も自分の繩張のやうに考へていつまでも舊慣通りに營業するつもりでゐた處へ、不意に横合からイタリヤ人が飛込むで來て、アビシニア商人の下山を待たず、先方から進むでアビシニアの高地に上り込み、勝手氣儘に取引を營まうとしたので、アビシニア商人等は黙つてゐなかつた。そこで兩國の間では早速に面倒が起つて、イタリヤは豫定どほり武力に訴へる外に途がなくなつたが、然もアビシニアに對するイタリヤの軍事行動は思つたほど容易ではなく、アビシニア軍は意想外に強くて、高地から容赦なく逆落しに攻めかゝつたので、守備隊は屢々敗北を重ねた。此の情報に接したイタリヤ國民は、恰も察耳に水の入つたやうに驚き駭いで、議會では猛烈に政府を攻撃したが、一方又他國側でも、此の植民地は紅海の南口たるバブ・エル・マンドブ海峡に接近し、紅海航路の咽喉を扼する場處であるので、こゝにイタリヤが大いに發展することはエジプトを事實上領有してゐるイギリスにとつても難有い事ではないし、又アビシニアの南アデン灣にオボックを領有するフランスは云ふに及ばず、遂に北に在りながら、断えずベルシヤ、インド方面に目を注いでゐるロシアとても、紅海航路

イタリヤの更迭

ルヂニエフの接近策

を自分の思ふ通りに使用したいことにかけてはイギリスと同様であるから、それを妨碍し得る勢力が成立つことを欣ばないのと言ふまでもなかつた。内外の事情斯の如くであるので、イタリヤ總理大臣クリスピールは堪へきれなくなつて、一八九一年一月三十一日、遂に内閣を投出すに至つた。

此の時クリスピールの後を受けたのはルヂニエフ侯で、越えて二月の九日代つて政府を組織するや、自ら内閣總理大臣及び外務大臣となつて、其の月十一日、取敢ず先づアウストリアのカルノキー伯宛てに、イタリヤの外交策は従前通りで、何等變更するところない旨を申送つたが、侯は元來共和黨の人で、寧ろフランスに接近する傾向を持つてゐるため、其の就任早々から、既に著るしくフランスに近寄る態度が見えた。當時フランスは自國と同様の共和政治をラテン民族の國々に樹立せしむることを國策とし、先づイスパニアとポルトガルとを動かして後に、イタリヤに及ばさうと計畫してたので、前任者のクリスピールは此の計畫を堰止めようとして専ら對策に苦慮してたのであつたが、フランス接近主義のルヂニエフが局に當るに及んでイタリヤ政府の方針は目に立つて改まり、其の結果ローマに於けるフランス



大使の勢力は急に増加して、ベルリン及びウイーンの要路へは、近頃パリとローマとの間で秘密の協議が行はれて、兩國は共に相融和して三國同盟切崩しの目的を立てた、といふ情報さへも傳へられた。「フランス政府はイタリアに三人の大使を置いてゐる、一人は國君のタイリナル御所に、一人は法皇のワチカノ宮に、一人は全國の新聞社の爲にである、此の三大使館の中では新聞社の分が最も高くついでゐる」といふ噂もあつた。

#### 四 ローマ駐在アウストリア大使の報告

二月十六日附でローマ駐在のアウストリア大使からカルノキー伯に送つた報告に依ると、十五日はルヂニイ侯就任以來最初の外交團接見日であつたので、アウストリア大使も會見したが、其の時ルヂニイ侯が陳べられたには、「イタリアは目下財政上極めて困難の地位にあるので此の際何とか救済の方法を講せねばならぬ就いては先づ收支の豫算を平均するために節約をせねばならぬが、それには何を措いてもフランスの態度に着眼するの必要がある。自分の政策は平和主義に基くものであるが、それが果してパリで受入れられるかどうかは不明である、しかし

ローマ駐在  
アウストリア  
大使の報告

自分としては兩國の間に従前よりも一層良好の關係が成立つやうに試みるつもりである、近頃はローマとパリとの間に面白からぬ事が益々ふえる一方であるので、イタリアは迷惑ばかり被つてゐる、此の不安の境遇が改まれば、國內の商工業も好都合に赴くのである」との事であつた。それで大使は其の言葉に答へて、「アウストリアはフランスとイタリアとが良好の關係に立たるゝことを常に希望して已まないものである、そして三國同盟は平和政策の範圍に於て其の精華として現れたものである」と言ふと、侯は重ねて、「其の事はかねて承知してゐる、自分はベルリンに於ても亦ロンドンに於ても同様の見込である」と聞いてゐる、しかしながらフランスの新聞紙、否フランスの政府さへもが、クリスピーに對しては甚だしい憎しみを抱いたので、それを避ける途がなかつた、兎に角自分としてもできるだけの試みはして見るつもりであるが、果してそれが旨く行くかどうかは一にパリの事情次第である、若し幸にパリでイタリアの友誼ある申込を受けるならば、先づ以てフランスはイタリアが今までに採來つた其の方針から決して離れるものでなく、苟くも三國同盟と矛盾せぬ限り、一般の平和の上にも有利なるフランスとの友



好關係に立つことを全然覺悟してゐる事實を知らねばならぬ。」と述べたとの事である。

### 五 ドイツ外相マルシャル男の覺書

ところが、其の後、フランスとの關係について段々話が進むだものと見えて、三月七日附ドイツ外務大臣マルシャル男の覺書に依ると、此の日イタリア大使は外務省に来て、機密の報告をしてるが、其の報告の趣旨を言ふと、再昨日ルヂニ侯から大使宛に電報が来て、パリに駐在のイタリア大使館附參事官レスマン氏は、パリに於ての現情を口頭で報告するために數日前ローマに歸つて來たが、用向を終つて歸任後、フランス外務大臣リボー氏と會見してフランスとイタリアとの關係について協議したときに、リボー氏が言ふには、フランス政府をして公けにイタリアに對して親善の態度を採らしめようと思ふならば、イタリア政府は明白なる聲明に依つて三國同盟の目的並に内容に就いて抱かれてる疑ひを除去せねばならぬ、自分希望するのは、現行の同盟條約並にそれが若し今後に向つてもなほ更新せらるゝならば、それが嚴正に防禦性質のものであることの確實なる保證である、ドイ

ロイマ駐  
在大使の  
報告

イタリア  
とフランス  
の關係

ツとアウストリアとの條約の結果たる位置よりも三國同盟がフランスにとつて一層危険なる位置を示すものでないといふ事が、せめて確實となれば、一切の妨礙は除き去られるのであつて、フランス政府はイタリアを侵略し、若くは地中海に於ける現狀に損害を加へぬ旨正式の約束を取結ぶ覺悟をするであらう、この事であつた、と通知し、なほ又、此の年の二月、ドイツの皇太后がパリに遊ばれた時、皇太后に對する公衆の態度が聊か禮を缺いた、とめ、外交問題が起らむとしてゐるのに顧み、イタリアからフランスの外務大臣に對して、如何様に挨拶すれば可からうかについてラウナイ伯の意見を徵した、しかしドイツ側では皇太后に對するパリ公衆の態度を眼中に置かぬ事にしてゐたので、大使も其の趣旨に基いて、フランスの意氣込に對してはイタリアは其の威嚴を維持することが必要である、イタリア總理大臣はリボーの意見について只三國同盟の性質に關し下院に於て會て陳述されたところを繰返して聲明せらるゝだけで可からう、イタリアを侵略しないとのフランスの保障はフランスが同時に又、ドイツ並にアウストリアに對しても侵略せずとの保障を附加へたる後に於て初めて受入れらるべきものである、リボーの發議



は三國同盟を破壊して、イタリアをフランス共和國の臣下に引落す企てを含むのである。斯の如き企ては言下に却下せらるべきものであらう。パリに於ける最近の出来事はドイツ・フランス兩政府の間に何等の隔離をも起さない、されば此の事に關しては別に報告すべきところはないとの旨を答へた。そこで此の答に接したルヂニ侯は、其の趣旨を參酌して、パリ駐紮のイタリア大使に電報し、イタリア政府の意向をフランス外務大臣に致さしめると同時に、其の電文の寫をドイツ政府にも示し、更に又ルヂニの希望としては、フランスとの關係を一層善くしたいとは思ふが、しかしそれがために三國同盟の聯絡を弛めることを欲しない、況して同盟を解かうなどはなほ更以て考へない、此の種の意見を執るに於ては過激派の援助を失ふことは確實であるが、我等は固く決心して動かぬとの旨をドイツ政府に切言させた。

此の通告を聽いたドイツの外務大臣マルシアルは、イタリア大使に答へて、ドイツ政府はイタリア政府がフランス共和國政府に與へられる回答の案文を讀んで、全然之に同意を表し、其の聲明せられた忠誠にして實直なる趣旨を感謝する、我等の

イギリス  
とイギリス  
の友好  
關係

見るところではフランスのイタリアに對する行動は、常に三國同盟を破壊するのみならず、なほ又イタリアに於けるフランス最負の共和黨を強めて、イタリアとイギリスの間に楔を打込まむと企てるものである。蓋しイタリアとイギリスとの友誼はフランスにとつては眼中の特別のとげである、言ひ換へれば、地中海に於てのフランスの意氣込に最も手強い妨礙を加へるものである、されば先づ以てイタスタアを三國同盟から引離し、次いでイギリスから孤立せしめ、斯くして終にフランスに隸屬せしめようとするのがフランスの目的であることは明白である、殊に注意すべきはフランスの此の企てが起されたのと殆ど同時に、裁判所監督の問題に關してフランスがイギリスの行動により損害を與へられたりと感じてエジプト問題をイギリス相手に蒸返さむとしてることである、しかし此の事についてドイツの後援を算用することはできぬので、リポは其の目的のためにイタリアとの同盟を策したものと見える、イタリアとイギリスとの間には地中海問題について或る秘密條約が現存してることであるから、此の際リポの發議をウイン及びベルダンへ向けてのみならず、ロンドンへも亦秘密に報告すべきではなからうか、イギ



リスの總理大臣ソルスベリー侯は恐らく斯の如き借用の證據を喜んで受取るであらうと思ふが、若し他方から間接に事件の内容を知つたときには面白くなく感ずるであらう、なほ又考へねばならぬのは、フランスとしてはイギリスに對してイタリアを疑はしめる方が利益であるから、此の目的のためにはフランスはイタリア兩國間の親交を大袈裟に吹聴することを以て有利な手段であると思つてゐるであらうと述べたが、大使は此のドイツ政府の意見を直ちに本國へ電報で申送つたので、イタリア總理大臣は、豫定通りの電命をパリ駐在の自國大使に與へると共に、一方又リボールの發議とイタリア政府の之に對する答辯の内容とを併せてウィーン並にロンドンの内閣に送付した旨をドイツ外務省に通告した。

#### 六 フランスとイタリア關係の悪化

斯の如き事情でフランスとイタリアとの間は、兎角に折合がつかず、經濟上の關係は益々面倒になるばかりで、イタリア側からは何とかして通商關係の圓滑を希望してフランスに態度の緩和を懇談するにも拘らず、相手のフランスでは何處までも、ドイツとの同盟條約の内容を聴かねば話を進めることが出来ぬと頑張つて

譲らぬので、イタリアは頗る困りぬいてゐた。當時ローマ駐紮のドイツ大使であつたゾルムス・ゾンネンワルデ伯から大宰相カプリウイに宛て三月二十三日附で送つた極秘の報告書には左の如く述べてある。

「ルデニイ侯は數日前予に向つて、リボール氏は侯の議會に於ける陳述には何等の價值をも置いてゐない、フランスはイタリアとドイツとの間の條約の内容を聞かない限り商業及び財政に關してイタリアに何等の應援をも與へぬであらう、と語られたので、予は之に對して、極秘條約の發表は結局其の當事國双方にのみ屬する權利であることを答へた處が、侯も亦、自分としてもフランスの要求を満足せしめる考はない、新聞記者で議員たるボンギイ氏も條約の公開を要求するので、これにも同様に答へて置いた、と述べられた、侯は又リボールの強請の事を議員イムブリアニに通知して置くことが利益であらうと考へられた、イムブリアニは最初其の事を信じなかつたが、間違ひのない事實であることを聞いて頗るフランスの鐵面皮を憤つた、昨二十二日フランス大使たるビヨールがルデニイ侯に面會した際、侯はリボールの主張に言及して、自分はリボール氏がパリ駐紮の大



イタリアの  
態度に對する

使メナブレア伯に述べられたことを聞いて甚だしい不愉快を感じた。若しも予が議會に於て政治上の考慮並に計畫に就て論ずるときには、斯の如き主張に對して價値を置くも置かぬも勝手であらうが、此の度のやうに一の事實に基いて全然確定した聲明をした場合には、リポー氏も之を十分に價値あり又確實なるものとして承認されることを要求せざるを得ない。若し今差當つてリポー氏がイタリアに對する關稅の輕減を妨げるか、若くはフランスの財界に壓迫を加へてイタリア財政計畫の成立を切崩すならば、それは如何にも不親切の仕向けであるが、イタリアとしては之を忍耐せねばなるまい、さり乍ら若しもフランスの國務大臣がイタリアの代表者に向つて其の決心を露骨に言立てられるに於ては、事件は全然異なる體相を帯びて茲に脅迫となつて來る、なほそればかりでなくイタリアとしては條約を片側だけで公開することはできない、それをすることは他の側の同意が必要である、予はリポー氏が常に唯々イタリアのみから條約の内容を聞知らうと努められる理由を解するに苦むものである、氏は宜しくペルリンなり又ウィーンなりへ向けて、其の側で何と答へられるかを聞合はせられ

フランスの  
大使の辯

たが可からう、と言つた。フランス大使ビヨはそれを聽いてリポーのためには謝さうとして、リポー氏はイタリアの感情を害する意向を毛頭も持つてゐない、察するにメナブレア伯がリポー氏の言葉を聞誤られたのであらうと辯解した後、改めて又問題に觸れて、フランスが戦争の場合にアルサス・ロルレンを取還すとすれば、イタリアはドイツに對して之を應援する義務があるかどうかと尋ね、なほ一步を進めて新しい問題を提出して、結局イタリアに對して例へばチュニスに於ての如く何か報償の見込がつけてあらうかと問ふた、そこでルヂニ侯は之に答へて、若しも予が之に答へるならば、それは條約の鍵を閣下の手に授けるものであるが、しかし予は、そんな事をする氣もなければ又機會もないと答へた、云々

### 七 フランスの三國同盟破壊の計畫

フランスがイタリアを味方に引込むで、あはよくば三國同盟を破壊せむとする計畫を立てたのは一八九〇年の夏の事であつたが、これは當時の外務大臣リポーと陸軍大臣フレイシネーとの兩人が心を合はせて畫策したものではなからうかと



想はれる。フレイシネーは仲々の野心家で、カルノーやフエリトがドイツに對して穩健な政策を把つて海外に發展し、之に依つて人心を轉向せしめようと圖つたのに反して、彼は寧ろドイツに對して復讐戰を實行し、國民年來の熱望を満足せしめむと計るものゝ如くであつた。されば一八九一年三月中、イタリアに向つて思ひ切つて露骨なる外交方針を立て、經濟上で苦むでゐるイタリアを救済することを餌として、イタリア引入の目的を達せむと試みた。ルヂネーとしては財政上困りぬいてる矢先ではあるし、できる事ならフランスの關稅政策を弛めて急場を助けて貰ひたいのは山々であるが、さりとて三國同盟の祕密を漏らして其の目的を達したのでは、假令目先の小康は得られたとしても、國家存立の大局の上に於て失ふ所は得る所よりも多いので、斷然フランスには深入せぬことに決心した。

ルヂネー侯は假令リボーが如何に好餌を列ねてイタリアを誘うても、彼が一個の國務大臣として外國に聲明したことは、決して永遠の效力を有するものではなく、單に一時の方針に止まるものと睨むるので、パリ駐紮の自國大使が如何なる言明を取次いで來ても、頭から信用を置かなかつたのであるが、侯がフランスに

深入せぬ決心を固めたのは、ドイツの外務大臣たるマルシヤル男が、イタリア大使ラウナイ伯に注意を與へて、ルヂネー侯が三國同盟を忠實に守られる方針は如何にも認めるが、フランスに對する態度が餘りに親し過ぎると思ふと言つたのに願ひた點もあつたらうと思はれる。

又前内閣の總理大臣であつたクリスビーは元來三國同盟の主張者であつて、平生から深くフランスの野心を疑ふの餘り、絶えず之に對して警戒してたので、ドイツの外務省あたりでは、神經過敏とさへ評した位であつたが、ルヂネーは之に反して、寧ろフランスに親近する態度を執るらしく見えるので、ドイツ政府では内心危ぶむで條約の切替を急ぎ、それとなくルヂネーに催促する様子も見えたのである。

#### 八 三國同盟條約延長の談判

そこでルヂネー侯も急々決意したものと見え、一八九一年四月五日ローマ駐紮のドイツ大使ゾルムズンネンワルド伯からの報告に依ると、侯は同盟條約延長の談判を急々近日に初める方針で、ラウナイ伯に其の旨を命ずる様子であるとの事であつたが、此の月二十四日果してラウナイ伯はドイツ外務省にマルシヤル男を



訪問し、ローマのルヂニ侯から四月十五日附で送り越した説明書附イタリア改訂草案のフランス譯文を提出した、其の説明書の大要は左の通りである。

此の數日閣下(ラウナイ伯)及びニグラ伯(ウイン駐在イタリア大使)を経てベルリン並にウインの内閣と機密に意見を交換したる結果、三國政府は次の三點に一致したり。

(1) 自今一八八七年二月二十日の條約を切替ふること

(2) 切替は大體に於て現存のものを維持するを基礎とすること

(3) ベルリンは新規の談判地として最も適當なること

下相談は斯の如く調ひたるを以て、これより公けの手續を取るべく、速かに都合好き結果を來さむことを期す、不肖ルヂニは事情の許す限り此の訓令に於て、閣下が重大の談判を爲すに當り執らるべき方針を切言し、猶豫なく事の結着を見むことを希望す。

先づ以て閣下は、イタリア王の政府が同盟の切替を容易にするに適すと考ふる申込をドイツ帝國大宰相に通知する旨を聲明せらるべし、此の聲明は獨りベル

イタリヤ  
の改訂  
草案  
の  
説明書

リン内閣に對して致すのみならず、同様に之をウイン内閣にも致すべきものにして、大宰相はイタリアの計算に於て之を取次ぐの勞を執られむことを切望す。若し兩國の内閣が我等の疑はざるが如く、我等に最先の申込を提示することを承諾せらるゝならば閣下は今日よりルヂニが此の訓令に於て示すところの事項を陳述する權限を與へらるべし。

我等の側より申し出づべき第一の考察は新しき協約の組織に關係す、一八八七年に於ては一八八二年五月二十日締結の前條約を一八九二年五月三十日まで效力を有するものと確認したる第一條に於て、附加條約に依り規定せられたる同盟の更新を爲したり、今回は再び之を更新せむとするものにして、新條約に於ては一八八二年の條約の種々の箇條を文言をも改めず又何等差加ふることもなくして、其の儘踏襲することを便宜なりと考ふ、條約は自今十箇年間繼續せらるべく、新條約の前文に、三國政府は政治上の見地よりしても又王制及び社會上の見地よりしても其の國家が受けたる恩恵を確保する固き目的を以て、曾て一八八二年に締結せられ、一八八七年に初めて更新せられたる同盟により之を規



定するを得べし。

我等の側より申出づる第二の、而して又最も重大なる考察は同じく新協約の組織に關係す、一八八七年の談判に當つては一八八二年の元の箇條に其の他の規定を差加へたりしも、それに就てはウイン及びベルリンの兩内閣が同一の態度を執る能はざるべしと信じたるを以て、更新さるべき主たる條約の補足としてアウストリア及びドイツと二箇の別條約を取結ぶの手段に出でたり、而して三條約の聯絡は調印の口頭規約に於て嚴そかに聲明せられ、實際に其の文言は此の點に關して最も明白に且つ率直に述べられたりき、しかし今日ルヂニーの觀るところにては、之と類似の手段に依ることなく、三個の別條約の規定を唯一にして、同一なる條約に合併して可なるべし、現行の條約を斯の如くに變更するとは三國政府の間に秩序、均衡、平和の共通利害を保持し、防護するため、解くべからざる團體を組織せむとするところの常に最も根深き企圖に相當すべしと思考す、若し正當なる趣旨について、三國は其の同盟團體に於て總て完全に同一なる位置を有せず、若し或る聯絡或る義務は三國の一に對して、效力を有し、他の

ものは之を容るゝ能はざるか又は欲せざるか等の事ありとするも、我等はそれが爲に條約文の統一を避けざるを得ずとは信ずること能はず、何となれば共通規定の側に於て三締盟條約國の一或は他の計算に於て特殊の規定を置くことを全く考慮すべく又許容せらるべきが故なり、既に一八八二年の條約は一八八七年の附加條約の關係するところなるが、一條約の統一の中に義務變化の例を示せり、即ち其の第二條竝に第三條は、三國の各に著しく異なる義務及び權利を付與せるを見れば容易に之を承認し得べし、若し我等の申込がベルリン及びウインに於て快く受入れらるゝならば、ルヂニーが陳述せむとする變更部分を除いて、第五條及び第六條の外に一八八七年の二箇の別條約の箇條を新條約に挿入せざるべからず。

イタリヤとアウストリアとの間に行はるべき別條約の第一號第一段、竝にイタリヤとドイツとの間の別條約の第一條一段は、ドイツとの條約に於て、東方に於ける有害なる一切の領土上の變化を妨碍するに盡力すべき義務は明白にアドリア海及びエーゲ海のトルコ領の海岸及び島々に關する事とせる唯一の相違



點を除けば、互に同一なり、條約の文言に依れば此の類の制限は左の唯一の結果を生ずるに過ぎず、即ち實際に於てはドイツをしてエーゲ海並にアドリア海のトルコ領の島々及び海岸に於て現状の維持を監視せしむるも、黒海の海岸並にバルカン半島の内地に關してはそれに及ばざる事となる、されどドイツ政府の忌避がバルカン半島に於て其の行動を一切差控ふるに至らむとするには疑を容るゝことを得べし、若しも半島の一部と一部との間に差別を置かず現状を維持するに盡力すとせば、ドイツが主として其のロシアとの關係の見地より保留するところの自由に對して其の約束は餘りに重しとも又兩立すべからずともドイツには見えざるべし、ルヂニの信ずるところにては之に關する箇條について、アウストリアとの條約の文言をドイツに於ても亦受入れて都合好く承諾せらるゝ望を以て要求することを得べし、されば若し我等の側の要求が受入れらるゝならば、唯一條約に於て第五條の直後に第六條としてアウストリアとの別條約の第一條第一段を、踏襲すべし。

次に又ドイツとの別條約の現行第二條は、第七條として、これに續けらるべし、ア

ウストリアは其の政策に相當するのみならず、其の兩同盟國の政策にも適應する類似の規定に調印すること明らかに困難ならざるべし。

アウストリアとの別條約第一條の現行第二段は、單に「さりながら」の語を削つて第八條となすべし、イタリヤとアウストリアとの雙方に専ら屬する義務を説明する趣旨は單純に保存して可なり。

地中海の中央及び西部の北アフリカ海岸に關することは、イタリヤとドイツとの別條約のみに於て考慮せらる、我等はアウストリアが屢々直接の利害を有せずと聲明せる此の地方に關して同様の位置を取ることがを請求するを欲せず、さりながらイタリヤとドイツとの相互の關係を單に考ふるとしても、一八八七年の此の地方に關する協約は均衡及平和の利害たる共通の利害に明らかに相應するものとは見えず、イタリヤドイツ別條約の第三條は實際にフランスの侵略に因り惹起されたる戰の極端の場合を注目して兩内閣の間に協定せらるゝ平和なる外交上の行動の可能なる事に注目せず、ルヂニの見るところにては一八八七年二月二十日附特別條約に依りイタリヤとアウストリアとの間並に一



八八七年十二月十二日乃至十六日附の三國協約によりイタリア・アウストリア及びイギリスの間にトルコ帝國のため規定せられたるところを基準として、トリポリ・タニア、チュニシア、モロッコに就て、イタリアとドイツとの間に便宜類似の條約を取結ぶことを得べし、此の目的は左の如く定めたる第九條に依つて達することを得べし。

イタリア及びドイツはキレネ、トリポリ・タニア、チュニシア、モロッコ等の地中海岸の北アフリカ地方に於て事實上又權利上に現状の維持に盡力することを約束す、此の地方に於ける兩國の代表者は通報の親密と相互の應援を維持すべき訓令を所有すべし、若し現状維持が不幸にして行ふべからずと見ゆるときはドイツは占領若くは他の保障の形式の下にイタリアが均衡の利害並に正當なる賠償として企圖すべき其の行動を援助することを約束す、新條約の自然の補足として第十條及び第十一條これに續き、イタリアとドイツとの間の別條約の現行第三條及び第四條を踏襲す、但しこゝにはイタリアとドイツとの間に専ら取定むる協約なることを一層明らかにするに必要なる變改を加ふ。

別條約の諸項の事はこれを以て終りたるにより、一八八二年の條約に基く第六第七、第八の諸條を踏襲し、新條約に於てはこれを第十二、第十三、第十四條となすべし、第十二條(原第六條)は一八八七年の兩別條約に既に規定せられたる一例として、今後は條約の内容に就てのみに止まり其の存在に就ては最早秘密を守るに及ばざることゝす、爾來同盟の存在は三國の國務大臣によつて屢々陳述され、公けに聲明せられたり、今後に於ても亦之を確言すること有益にして、條約に依り明に禁止せられたることを敢て爲すは宜しからざるべし、終に第十三條(原第七條)に就ては新條約に於て現行の五箇年期限満了の後更に五年の期限を定むるを得べし、或は新條約の調印により六ヶ年の期限を定むるを得ば一層可なり(下略)

#### 九 イタリア側の改訂草案

なほイタリア側の改訂草案は次の如くである。

#### 附録 條約案



第一條乃至第五條

(第一條より第五條に至る五箇條は一八八二年五月二十日附條約の同條と全く同じであるから省略する)

第六條

高貴なる締盟國は出來得る限り東方に於ける領土上の現狀を維持する意嚮を有するが故に本條約調印諸國の一若くは其の他に損害を來すべき一切の領土上の變更を豫防せむがために其の勢力を使用することを約束す、此の目的のために、諸國は其の自國の意嚮又他の諸國の意嚮をも互に明瞭にする性質の一切の報告を通知すべし

第七條

上述箇條の規定は何等の方法に於てもエジプト問題に適用せず、此の問題に就て高貴なる締盟國は本條約の基本原則に依り各々其の行動の自由を保留す

第八條

事變の結果としてバルカン地方若くはアドリア海及びエーゲ海のトルコ領海

イタリヤ  
案の改訂

岸竝に島々に於て現狀維持が不可能となり、或は第三回の行動の結果に依り又はイタリヤ若くはアウストリアが其の側より一時若くは永久の占領に依り之を變更する必要に迫られたる場合に於ては此の占領は兩國の間に豫め協定したる後に非ざれば之を行ふべからず、占領は領土上若くは其の他の一切の利益に對し相互賠償の原則に基き締盟諸國の各々が現狀以上に獲得すべく雙方の確立せる利害及び競望を満足せしむる所たるべし

第九條

イタリヤ及びドイツはキレネ、トリポリタニア、チュニシア、モロッコ等地中海岸の北アフリカ地方に於て事實上又權利上に現狀の維持に盡力することを約束す、此の地方に於ける兩國の代表者は通報の親密と相互の應援を保つべき訓令を有すべし。若し現狀維持が不幸にして行ふべからずと見ゆるときはドイツは占領若くは他に取り取るべき保障の形式の下にイタリヤが均衡の利害竝に正當なる賠償の見地より企圖すべき其の行動を援助することを約束す。

第十條



若しフランスが其の占領若くは其の保護權若くは其の主權を何等かの形式の下に北アフリカの領土に擴張する行動を執るに至り、其の行動の結果としてイタリアが地中海に於ける其の位置を防護せむがために、茲に述べたる北アフリカの領土に於て、若くはエウロパに於けるフランスの領土に於て自ら極端の處置に出づる行動を企圖するときは、イタリアとフランスとの間に起る戦時状態はイタリアの要求に基きイタリア及びドイツの共同の計算に依り類似の事變がそこに明に見込まれたるが如く、それ自身に於て本條約の第二條及び第五條によつて豫見せられたる同盟條件を組成すべし

#### 第十一條

若しも兩國に依りフランスに對し共同に企圖せられたる一切の戦の機運がイタリアをして其の王國の國境及び海上の位置の安全、又平和の鞏固の見込のため、フランスに對し領土上の保障を求めしむるに至るときは、ドイツは何等の妨碍をも爲さざるべく、又必要なるときは事情の許す限に於て類似の目的を達する方法を容易にすることに努力すべし

#### 第十二條

高貴なる締盟國は本條約の内容に就き互に祕密を約束す

#### 第十三條

本條約は批准の交換より六箇年間效力を有す

#### 第十四條

本條約の批准は成るべく速に十五日の猶豫期間内にベルリンに於て交換せらるべし

#### 十 ドイツ大宰相の意見

ドイツ大宰相カプリウイはイタリア大使の提出した草案を一閱して、取敢ず心づいたことを述べてるが、今其の概要を述べると、イタリアは新草案の第六條及び第九條に於て現狀に變更を加へ、ドイツをして従前よりも一層多くを約束させようとなす、と企てゝあるが、それと同時にイタリアは兵力を減少するといふのであるから、なほ更以て謂はれない事である、何にもせよ、他國には一層多くの事を要求して置いて自分の義務は減少しようとするのは不都合である、ロピラントは曾て一八



八六年の十一月二十六日に、一八八二年の條約に於てイタリアが提議したよりも以上の事を要求したが、一八八七年二月二十日の我等の條約は、更に其の要求以上に超越して結ばれた。然るに今や又イタリアはそれでは満足とするのである。イタリア同盟の實際の利用は、爾く我等にとつて宏大で、我等はアフリカのオアシスのために我等の存在を賭してまでも戦はねばならぬほど、イタリアの氣儘勝手に任せねば成らぬのであらうか、いつも繰返して言ふ事であるが、イタリア同盟の軍事上の價値はイギリスが第四國として同盟に加はり、イタリアをして其の沿海地についての懸念を減少させることに殆ど主として存してゐるのである。イギリスを利益し聯結すると同時にイタリアに便宜を興へることはイギリスが何等の得る所もないよりは寧ろ結構なことであらう。我等としては若しトルコが崩壊するならば其の時にはイタリアに讓歩しても可いが、トルコがなほ未だ存在し、イギリスが其の存在に利害を有する限り、トリポリ其の他の地方に於て約束することはできない。されば不肖カプリウイは一層多く與へることなしにイタリアを同盟に縛りつけておく必要があることを眞面目に考慮せねばならぬ。三國の間の

共同條約の形式に於てイタリアに約束することはカプリウイの反對せざるところである。なほ目に付くことは前書に從來の三國同盟に出てゐる文言、即ち「一般平和の保障を増大する希望に勵まされ」とある語が缺けてゐることである。單獨條約の文面を解釋するに當つて此の種の目的指定は有益であらう。

第六條に就き、「アドリア海及びエーゲ海に於けるトルコ領の諸海岸及び島々に於ての句の解釋については予は何の疑念をも持たない。予の意見としては此の句は外交上に關するもので、それが軍事上の後援を意味せぬことは「勢力」といふ語があることから推して明白であらう。第六項は總べての三國に關するからアウストリアにも適用せられるであらう。若しもこれが軍事上に關係があるとすれば、「廣義の東方」といふ語が用例に依つて一般アフリカをも包含するとする場合に於て——アウストリアをも軍事上に束縛するであらうが、第八條にいふアウストリアの「行動」は、アフリカを包含せぬ範圍に局限せられる。不肖カプリウイの信ずるところでは、北アフリカが東方の中に包含せらるゝ限り、此の方面に於て我等の外交上の後援を擴張することは承諾せねばならぬ。さなくともイタリアは第十條に



よつて北アフリカのために我等に對して同盟條件を突きつける權利を持つてゐるからである。

第九條に就き、第十條はイタリアがフランスを侵すときドイツがイタリアに軍事上の後援を與ふる場合を指すこと疑のないところであるが、第九條は敵をフランスのみに限らず、北アフリカ一圓にまで範圍を擴げて外交上の援助の事をいふものと予は解釋する。さすれば此のために我等はモロッコに於てイギリスの敵手となることもあらうと思はれるが、之を避けることはイタリアのためにとつても重要な利害の存するところである。イタリアはイギリスに双向ふ何等の條約をも締結してはならぬのである。ドイツが外交上でイタリアに後援する義務に就ては第六條に充分詳述されてある。だから此の關係については第九條は削除してもよい。斯かる條項は只誤解を起す虞があるのみである。

「戦無しに現状を毀損せられることに就きイタリアが他の箇處に保障を獲得して損害なしに保持できると信ずるのはカプツウィーに於て考へ及ばぬ所である。斯の如き毀損はトルコ若くはフランスの如き地中海に臨むイタリアと同盟してゐ

ない國々によつて起され得るものであらうから、イタリアはそれ等の國內に於てのみ保障を求め得べきである。しかも戦ひ無しには斯の如き事は考へられない。そして若し戦ふとすれば、イタリアは第十條に基いて今日に於ても特に新しい條項を設けずして目的を達することを得るはずである。即ちドイツに同盟條件を突きつけることができるはずである。しかしイタリア側に於て斯かる保障を如何に考へ、又之を何處に求めようとするか、それ等はカプツウィーの了解せざるところである。若しもイタリアがトルコの崩壊する前に、又イギリスがトルコを維持するに利害を有する限りに於て、之を奪ひ取らうとするならば、イタリアはイギリスなしには地中海に於て一步と雖も進み得ぬに拘らず、遂にイギリスの友誼を失ふであらう。若し又イタリアがフランス或はフランスの欲望する地方に保障を求めるならば、先づ以て所得を取收めることについて話を始める前にライン河及びアルプ山地方で戦争を仕進げねばならぬ。予はイタリアが第九條の無益であることを了解するに至らむことを望むで已まない。事に依ればイタリアの交渉員に諭して、言辭を離れて實例を擧げ、如何にして此の保障の占領及び掌握を遂げむとするかを明



らかにさせることが、目的を達成するに最も容易の道であるかも知れない、それに就て我等は何の遠慮にも及ばないから、イタリアを軍事上に後援するには唯一の方法即ちライン河に於ける戦争の外にないことを断言すべきである」と言ふにある。

なほ此の草案については、ドイツ外務大臣マルシアル、竝に参事官キデルレンも意見を述べてゐるが、要するに何れも「東方なる用語の解釋に關するものである。其の外にはキデルレンはルデニーが其の訓令中に、地中海のアフリカ北海岸の事に就き、一八八七年二月二十日附のトルコに關するイタリア・アウストリア條約、一八八七年十二月十二日乃至十六日附のイタリア・アウストリア・イギリス條約を基準として、トリポリタニア、チュニシア、モロッコに關しイタリアとドイツとの間に規定すべき趣旨で立てた第九條に目を付けて、イタリア・アウストリア、イギリスの間に取結ばれたトルコ帝國に關する條約面には豫め議して意見の一致を見ることを條件としてゐるのに、今度の草案には此の前以ての協議の事が定めてない、これは不都合であるから、條約案の第九條には此の條件を明言することが必要であらう

ドイツ外務大臣の意見

と注意してゐる。

#### 十一 アウストリアの三國同盟に對する態度

此の時アウストリアに於ては、豫てよりドイツ側の勸告もあり、イタリアからの通知もあつたので、談判の経過についてはカルノキーも既に充分承知してたのであるが、イタリアはラウナイの手を経て其の新條約案をアウストリアへも提出せしめた。そこでドイツ外務大臣マルシアルは、四月二十五日附で、ウイン駐紮の大使ロイス公に宛て、心得のため略ぼ次の如く申送つてゐる。

「イタリアからはアウストリアに對して何等言ふに足る新義務を負擔させようとするのではないのであるから、アウストリアとの談判について面倒の起るやうな事はあるまい。カルノキー伯としても唯一の條約に引直さうとするイタリア案に對して異議はあるまいと思はれる。ドイツとしても既に終末の議定書に於て諸條約が互に聯絡して一條約の實を成すことを承認してゐるのであるから、これ亦何等の異議を狭むべき理由もなからう。しかしイタリアはドイツに對して従來の條約で承認されてゐる程度を越して約束を要求する、それは

アウストリアの意見



東方竝に北アフリカに關して我等の保障を求めることである。イタリアの此の新しい要求はラウナイ伯から提出した條約案の第六條及び第九條に見えてゐる。第六條は一八八七年二月二十日附のオーストリア・イタリア條約第一條第一段の文を繰返したものであるが、ドイツ・イタリア條約の之に相當する箇條と異なる點は、アドリア海エーゲ海に於けるトルコ領の諸海岸及び島々に於ての句がある事である。しかし此の句は今度の新條約案には取除いてある。第九條は全然新しいもので、ドイツ・イタリア條約の第三條をイタリア案の第十條として一層我等の義務を擴張したものである。長々しく述べずともオーストリア國務大臣には了解せられる事であらうが、我等は従前よりも超過した約束をする氣は少しもない、殊に補償として何等の利益も提示せられてないからである。第六條を我等の舊條約の文面に引戻すことはイタリアに於てそれ程困難ではあるまいと思はれる。第九條として新しく挿入する件は、我等の側からイタリアに好意を表するため又新條約の締結を速かにせむがために、イタリアと協議して我等に於ても承諾のできるやう書下ろしたいと思ふ。條約案には又、

議定書案が附いてるが、我等は之に就ても異議を挾まない。議定書案の第一段は通商關係の事であるが、此の事は冒頭竝に終末に制限が述べてあるから、寧ろ文飾に過ぎないものである。第二段は北アフリカ及び地中海西部に關するイタリアとの協定にイギリスが加入する件であるが、これはドイツとして寧ろ希望する所で、これが爲には適當の時機を見計らうて喜んで盡力するであらう。カルノキー伯の考としては、此の條約は明らかに廢棄せられざるときは、若干年毎にそれ自身切替へられるものとしたいとの事であるが、自分はイタリアとの談判に此の事を持出したいと思ふ云々。

## 十二 三國同盟切替談判進捗

三國同盟の切替は此の年に入つて急に話が進むたのであるが、それは宗とドイツがイタリアとフランスとの接近を恐れて、其の機運の迫らぬうちに逸早くイタリアを引著けて置かうと考へたからの事である。當時フランスは頻りとイタリアに迫つて自國に依頼させるやう水を向けたのであつたが、其の態度は實に露骨極まつたもので、前にも述べた通り、イタリアが財政上に困難してゐる處へ、フランス



の關稅保護が嚴重なためにイタリアの貿易が順調に進まず、經濟界が不安に陥つて其の機會を利用して經濟上から接近を餘儀なくさせようと試みたのであつた。ところが其の後に至つて、フランスの接近運動は日増に甚だしく、四月には殆ど其の頂點に達した觀があつた。四月二十八日附で、ドイツのローマ大使館附武官エンゲルブレヒト中佐がウイルヘルム二世に奏上した報告に依ると、フランス大使ビヨールは、此の年三月十七日、ゼローム・ナポレオンがローマに於て薨去せられた際、其の葬儀を避けて數日間旅行したが、間もなく歸還してイタリア王に拜謁し、フランス政府の弔辭を致して、其の時の挨拶の序に、ドイツ・イタリア間の條約を御發表下さるまいかと願ひ上げた。即ちビヨールは先づフランスとイタリアと二國の相互關係が今までの處まだ兩國の利害に一致する程度に至らないのを遺憾とする旨を上申し、更に進むで之を一層良好の状態に置くことは、獨りイタリア王陛下の恩召に存することを述べて、願はくはドイツとの條約を御公表あらせられたく、さなくばフランスとしてはこの上に迎合の道を進まむこと不可能である由を言上に及んだのであつた。ところがイタリア王は之に對して、條約の公表には締

三國同盟  
の切實  
の換  
の列ロ  
マ  
駐  
在  
の  
公  
使  
の  
大  
使  
の  
要  
求  
の  
公  
表

盟國双方の承諾を要する、さればベルリンに於ても同様に又その希望を述べられ、たら可からう、とのお答へであつたので、ビヨールは重ねて、それではフランスは困難なる位置に立つわけで、一朝開戦の場合には敵となることを御存じあらねながら、其の國に就て指示を受けよと仰せらるゝのは餘りに御無理であらうと婉曲に申上げた。そこでイタリア王は改めて、フランスはイタリアよりの侵略も又ドイツよりの侵略も恐れるには及ばぬ、條約は單に平和の維持を目的とするものであると仰せられたが、フランス大使はなほ其の疑惑を解くことができないで、此の時まで守つてゐた謹慎の態度を失ひ、自國の承認した條約の内容を知らずにあつて、それで一國の内閣を持續ける人々があるとは初耳である、外臣などはそんな内閣に一日でも列してゐることはできぬと毒づいた。イタリア王はそれを聞かせられて、條約は朕が親しく締結したところである、此の種の事は只外務大臣のみが知つてゐればよい事であるから、随つてマンチーニ、ロピラント、クリスビー、ルヂーニ以外のものは何も知らぬのであると述べになつたが、ビヨールは、なほもうさく申立てて已まぬので、王も遂にたまりかねて、條約の公表を勅仕と報償との目的と



することには従はれない、これは威殿の問題である、若し條約の性質に關して一國の君主が與へた保證が誤つた觀察を打消す力がないとすれば、朕は只此の事を悲む外はない、此の事については豫てよりルヂニー侯爵に訓令が授けてあるから、彼に尋ねるやうに」と聲明して、大使との對談を打切られた。數日の後にルヂニーはピョーに會つたが、其の際ルヂニーは此の大使が王と談判した態度について異様に感じた旨を述べることを忘れなかつた。

ピョーはどうしても普通の方法では條約を知ることができなと覺つたので改めて又別の方略を講じた。これより前十日程の事であるが、イタリアに於けるロートシルド家の事務員バドワといふ者が突然外務省を訪れて外務大臣に面會したい旨を申込むた。此の人物はロートシルド家からの添狀を持參したが、其の書面には、イタリアがドイツとの同盟を持続するに拘らず、フランス外務大臣リボアの正式の承諾を以て、イタリア政府に必要な資金を供給する旨の申込が書かれてあつた、そして其の唯一の交換條件としては、結局秘密に書面の聲明で、ドイツがフランスに對して開戦する場合、イタリアの執るべき態度並びに條件を示され

ルヂニーの運命の運

ルヂニーの憤慨

たいとの事であつた。ルヂニーは其の書面を見てゐたが、やがて、自國の政府に斯の如き恥ぢがましい仕事をさせようと考へるイタリア人を面前に見ることを悲むと嘔むで吐出すやうに言つた。するとバドワは、謂はれのない譴責に立腹した態度を装うて、自分は愛國者としてイタリアを國難の位置から救ひ出さうと思つて働いてゐる者である」と聲を勵まして辯明したが、ルヂニー侯は最早此の男と言葉を交はすことを欲せず、此の件についての對談は一切無用である、随つて今後の訪問は謝絶する」と嚴しく劔附けてしまつた。

後に侯は此の事を口頭でイタリア王に奏上したが、なほそれに附加へて、最初は此の不潔極まるヘブライ人の頸筋を押さへて戸の外へ蹴出してやらうと思つたが、そんな事をしてはルヂニー侯爵の品位に障るので、ヂツと其の怒を堪へ忍んだ由を申上げた。

フランス政府がイタリアを引着けようとしての焦燥り方は此の程度にまで迫つてゐるので、カプリウイとして、イタリア政府がフランスに引着けられるやも測られぬ上に、ルヂニー内閣の運命もどうなる事か全く分らず、何がさてルヂニーが



失脚すれば、更にルヂニー以上のフランス接近主義者が局に當ることゝなるかも知れないのを惧れて、氣が氣ではなかつた。それに又フランスは一方頼りとロシア側にも手を伸ばして、一八九〇年の六月頃から色々と腕き初め、その片相手のロシアの方でも近頃ドイツとの關係が漸く淡らいたのに顧みて、強いてフランスを拒む意向を棄てた様子が見えるので、カプリウイイとしては旁々以て警戒せねばならなかつた。ドイツ側が三國同盟條約の切替を取急いだのは、實に是等の理由に基くものであつた。

### 十三 第三回三國同盟條約調印

斯くて三國の間には同盟條約切替の交渉が頗る順調に取運ばれたのであつたが、四月二十七日イタリア大使ラウナイ伯は改めてマルシヤル男を訪問し、豫て外務省に於て意見のあつた如く、條約案第九條の末段を左の如く變更したい旨を通知した。

「若し不幸にして情況の精査並に意見の交換の後、イタリアとドイツの相互に於て現状維持の不可能を認めたるときは、ドイツは正式にして又豫め議定した

イタリヤの修正意見

第三回三國同盟條約正文

る一致に基き、占領又は其の他の保障の取得方法の形式に於ける一切のイタリアの行動を援助することを約束す、此の事は衡平の利益並に正當の補償に依り行はれざる可からず

なほ類似の場合に對して、豫めイギリスと協約を定め置くべきことは言ふまでもなし

そこでドイツとイタリアとの間では彌々機が熟して、五月六日の午後第三回三國同盟の條約が調印せられた、其の正文は左の如くである。

ドイツ帝、ロシア王  
アウストリア帝、ボヘミア等の王、ホンガリア、アポストリック王及び  
イタリア王

諸陛下

は其の各々の國家の恒久の福祉のため、政治上の見地に於ても、又、王制及び社會上の見地に於ても之が保障として三國同盟の維持を鞏固にすることに固く決心あらせられ、此の目的のために一八八二年五月二十日に締結せられ、一八八七



年二月二十日の條約に依つて既に第一回の切替を経、其の期限は一八九二年五月三十日と定められたるものを更に延長せむと欲せられ、此の目的のために其の全權委員として

ドイツ帝、プロシア王陛下は

プロシア内閣總理大臣帝國大宰相、陸軍歩兵大將、レオフォン・カプリウイ君

アウストリア帝、ボヘミア等の王、ホンガリア、アポストリック王陛下は

ドイツ帝、プロシヤ王陛下に對する特命全權大使、樞密顧問官、侍從長サルワリ・フェル

セー・ウイデクのセツヘニイ伯爵エメリク君

イタリア王陛下は

ドイツ帝、プロシヤ王に對する其の特命全權大使、ラウナイ伯爵エドワルド君

を任命せられ、彼等は其の全權書を交換し各其の佳良にして適當なるを認め、左の箇條に一致したり

第一條

(一八八二年五月二十日附條約第一條と同文)

第二條

(同上第二條と同文)

第三條

(同上第三條と同文)

第四條

(同上第四條と同文)

第五條

(同上第五條と同文)

第六條

(一八八七年二月二十日附ドイツ、イタリア別條約の第一條と同文、但し元「高貴なる締盟國」と書出せるを「ドイツ及びイタリア」と改む)

第七條

(一八八七年二月二十日附アウストリア、イタリアの別條約第一條と同文、但し元「高貴なる締盟國」とあるを「アウストリア、ホンガリア及びイタリア」と改む)



第八條

(一八八七年二月二十日附ドイツ・イタリア別條約第二條と同文、但し元「第一條の規定」とあるを「第六條及び第七條の規定」と改め、文の終に「及び一八八二年五月二十日のそれ」とあるを削る)

第九條

ドイツ及びイタリアは地中海の北アフリカ地方即ちキレネ、トリポリ、タニア、並にチュニシアに於て領土上の現状維持の爲に盡力するを約束す、此の地方に於ける兩國の代表者は通報の親密と相互の應援を保つべき訓令を有すべし  
若し不幸にして情況の精査並に意見の交換の後、イタリアとドイツの相互に於て現状維持の不可能を認めたるときは、ドイツは正式にして又豫め議定したる一致に基き占領又は其の他の保障の取得方法の形式に於ける一切のイタリアの行動を援助することを約束す、此の事は衡平の利害並に正當の補償に依り行はれざる可からず

類似の場合に對し兩國はイギリスと同様の一致に立つを努むべきこと言ふま

でもなし

第十條

(一八八七年二月二十日附ドイツ・イタリア別條約第三條と同文)

第十一條

(同上第四條と同文)

第十二條

(一八八二年五月二十日附條約第六條並に一八八七年二月二十日附アウストリア・ホンガリアとイタリアとの別條約第二條、同日附ドイツ・イタリア別條約第五條と同文)

第十三條

調印諸國は議定書の形式に於て共同の一致に基き事情に依り有益と認められたる變改を決定して挿入することを保留す

第十四條

本條約は批准交換より六ヶ年の間効力を有す、されど高貴なる締盟國の何れか



より一年前に廢棄せられたるに非ざれば引續き更に他の六年間效力を有す

第十五條

本條約の批准は成るべく速かに十五日の猶豫期間内にベルリンに於て交換せらるべし

其の證として各全權委員等は本條約に署名し其の印を捺せり

一八九一年五月六日、ベルリンに於て三通を作る

セツヘニイ(署名調印)

フォン・カプリウー(同)

ラウナイ(同)

議定書

本日アウストリア・ホンガリア、ドイツ、イタリアの間に條約を調印するに當り、此の三國の下名全權等は適正に授權せられ、互に左の如く聲明す

一、原則たる本宣言より出づる實行規定に對して議會の協賛を保留すること  
を別として、高貴なる諸締盟國は、自今財政、税關、鐵道の經濟事件に於て三國

の各々の生存と第三國に對する其の各々の約束と相容るゝ限り最も惠まれたる國民の待遇以上に特殊の一切の便宜、一切の利益を約束す

二、イギリスの加入は正しく謂ふ東方即ちトルコ帝國の領土に關する此の日の條約の規定に原則に於て既に承諾せられたるが故に、高貴なる諸締盟國は適當の時機に於て、又事情が許す限に於てモロッコを包含する地中海の中央及び西部の北アフリカの領土に就て類似の加入を促すべく盡力すべし、此の加入はイギリス側に於て此の日の條約の第九條及び第十條に定められたる方針を受諾することに依つて實現するを得べし

其の證として三全權委員は三通の本議定書に調印したり  
一八九一年五月六日、ベルリンに於て作る

セツヘニイ(署名調印)

フォン・カプリウー(同)

ラウナイ(同)

十四 第三回三國同盟切替に至る曲折



一八九一年に締結せられた此の第三回三國同盟は、其の期限が六箇年であつたので、一八九七年の五月には當然其の切替期が来るのであつたが、第十四條の規定に依つて一年前の當日に三國中の何れよりも破棄、若くは變改の通知がなかつた場合には、更に其の日から起算して六箇年の延期となるはずであるので、一八九五年の初めにイタリア側から切替の問題が出た。

當時のイタリア内閣總理大臣はクリスビーで、外務大臣はブランクであつたが、兩人ともに三國同盟の熱心なる主張者であつた。一八九二年には、クリスビーは野黨の首領として政府に對抗し、當路者が條約の改訂に當つて通商條約の方面に十分の注意を拂はなんだことを盛に攻撃したが、一八九三年以來又總理大臣となつて局に當るや、最初の時ほど熱心にドイツ・アウストリアに友好の情を表せなんだとはいへ、さすがに舊誼を忘れず、野黨側から三國同盟のあるためにイタリアとフランスとの通商が圓滑に行はれぬことを非難するのに對して、斷然之を論破し、同盟國の當局者に對しても三國同盟を固守することがイタリアの利益に最も適ふ所以を力説した。尤もイタリアが此の條約に加盟してゐる結果として若干の

犠牲を拂ふことを餘儀なくせられるのは勿論の事であるが、これは事情止むを得ぬ事であつて、クリスビーは之に就いて、一八九五年の初めに、若しイタリアが三國同盟から脱退するならば、アビシニアでもトリポリでも其の他の如何なる處でも自由を取ることが出来るのに、とはフランスが年來全然主張するところであるが、しかし斯かる態度は名譽の觀念と相容れないから、我等は現在アビシニアに於て襲撃せられながら、フランスが其の豫ての目的たる北アフリカ國を遠慮なく又何の妨碍をも受けずに建設するのをデツと見物してゐねばならぬ」と聲言してゐる。ブランクも之と全く同意見であるが、彼は更に論調を進めて、中央諸國が地中海地方に於て其の領土を擴張せむとするイタリアの計畫を後援せぬ場合には、イタリア王國の滅亡、急進共和諸黨の勝利、又其の結果として三國同盟の瓦解を豫言するとまで思ひきつて述べてゐる。

是等の意見と相應じて、イタリアの政治家等は、條約切替談判の初めから、イタリアのトリポリ獲得を後援する約束をアウストリア及びドイツから、得ようとして頻りに運動したが、しかも同盟二國は三國同盟を領土獲得同盟の類と心得るかに見



えるブランク男の要求のみならず、同盟の延期問題に觸れることをさへ辭したので、此の年には談判は進まなかつた。ところが翌一八九六年に至つて、測らずも時機が到来した。

當時ドイツとイギリスとの間には、南アフリカ共和國の大統領クリューゲルの祝電問題から面倒が起つて、事によると戦争が起るかも知らぬ急迫の状況に立到つてゐたが、その一方では又、ドイツが頻りにロシア朝廷に阿諛して、ウイーン、ベテルブルグの兩内閣は互に接近せむと努めてゐるとの情報があり、ロシアがコンスタンチノプルに迫らむとする危機に臨むで、アウストリアが傍觀の態度を採らうとするらしい様子が見えたので、イタリアはこれでは元の三帝同盟が又しても復活せられ、又は自國が孤立の窮地に陥るのではあるまいかと頗る恐れたのみならず、萬一ウイーンとベテルブルグの内閣が協議を遂げて、バルカン半島分割の計畫を立てるに於ては、其の決行の曉にイタリアは手を空しうして立去らねばならぬ悲境に置かれると信じて大いに狼狽した。さればイタリアとしては、豫め其の危険を防ぐことが急務であるので、此の目的のために三國同盟を切替へ、同時に又中央諸國を

三帝同盟の危

ウイーン駐在大使の見

イタリアの利害のために一層強く束縛せむと欲して、其の計畫を進めたのであつたが、それに就ては、ウイーン駐劄のイタリア大使ニグラ伯はイタリアの外交官中最も老熟の人であるので、一八九六年一月の初めに之をローマへ喚んで意見を聴いた。ニグラはアウストリア並にドイツの意向を既に十分承知してゐるので、言葉を盡してイタリア總理大臣の不必要な憂慮を散らすことに努めた。其の結果遂にクリスピーはニグラの言に従うて、三國同盟條約を妄にいらひ立てせず従前の儘で切替へる事に同意したのであつたが、他の有力なる側では之に反對して、アウストリアも亦ドイツが我等に約束したと同様の義務を地中海の西部に於て負擔すべきである、そしてドイツは又、アウストリアが既にさうしたやうに地中海の東部に於て同様に自ら束縛すべきである」と熱烈に要求して止まなかつた。そこでニグラは所詮欺目であるとは思つたが、なほ念のためにローマ駐劄のドイツ大使ベルンハルト・フォン・ビューローに會うて、極密にイタリア側の希望を述べ、ドイツ大使の意嚮を聴いた處が、ビューローは言下に之を拒絶して、現行條約の期限内に勝手氣儘な變改を求め、事の不都合を鳴らしたので、ニグラは、當分政治家等に其の希望



の到底實行し難い事を告げた。しかし彼は、又當分政治家等が如何にも深く思込むでるのに願ひて、我等の希望を一應考慮に上されたいとの旨をローマ駐劄のドイツ及びアウストリア大使等に注意し、現存の同盟國の義務の切替に當り、一般政治上當面の問題に關して、同盟の一體が精細に地位を定め若くは發意する前に協議せらるゝやうにと勸めた。そこでローマ駐劄のアウストリア大使バセツチ男は此の事に就き屢々ニグラ伯と打合はせをして、伯に同意を表し、東アフリカに於ける報償をトリポリに求めむとする望みをイタリアより奪はずして、其のアビシニアに於ての敗北に依つて受けた甚だしい不面目を埋合はさせるやうに骨を折つた。バセツチ男が一月乃至二月の間に於て本國へ送つた報告書にも、イタリアは同盟三國の中で一番迷惑する側に立つてゐるとの苦情は、色々の語調で屢々聽かされるところで、我々はそれを耳にする度毎に其の誤りを説解するのであるが、何さまイタリアが三國同盟に入つて以來専らフランスが酷く當るので、其の苦情を根絶やしにすることはできない、トリポリの獲得並びに此の目的の爲にする其の同盟國のせめてもの徳義上外交上の聲援の見込は、イタリアをして再び三國同盟の

ローマ駐  
在のアウ  
ストリア  
大使の報告

好意ある一員たらしめるであらう。假令大切の場合に於てイタリアから何等の援助をも期待することが困難であるとしても、なほ我等の範圍にイタリアを保つことは我等の利益である、總べての場合に與りたき熱望、大勝利の後に新領土獲得の欲望、他のものには兎も角同盟國に依り難き不意を襲はるる危惧は、イタリア當局政治家の主として心配するところである、されば一切の打明け話、又イギリスとの一致に就ての事を語り合ふ時にも、問題はいつの間にか必ず此の事に及ぶのである」との意味が述べてある。

果して此のアウストリア大使の見込は正しかつた。一八九六年二月、イタリアの總理大臣クリスピはベルリン駐劄のイタリア大使に訓示して、其の文には、同盟條約は戦争を抑さへる目的のために結ばれたものだとしても、若しも平時に於て同盟國の利害を保障するのに不適當なやうならば、其の大部分の價値を失ふことになる、イタリア國はドイツとの同盟に就て今日に到つてもなほ其の思はく違ひを捨てない、しかし、事がこゝまで進むだ以上明日にも之を失はぬとは誰が保障することが出来よう、イタリア政府の關係が不人望となつた同盟の義務をド

イタリア  
首相の訓



イッに對して履行すべき場合に立到つたならば、政府としては何としても其の同盟義務を守らねばならぬが、しかし其の國家隨つて又同盟國に對して弱く感ずるところとある。

ところがウィーンに於ても又ベルリンに於てもまだ一向に氣乗がしなかつた、そしてクリスビーもブランクも初めのうちは強ひて話を進めようとはしなかつた。それはアビシニアに於ける引續いての敗北に依つてイタリアが當時頗る困難の境遇に陥つてたからであつた。

こゝで少し話は前後するが、一言アビシニアの事に觸れて置かう。

クリスビーは一八八七年まで政府反對黨の首領として野にあつたので、曾て一八八五年二月五日イタリアがイギリスの承諾を経てエジプト領のマサワを占領した時には、反對したのであつたが、自分が局に當つた時は恰も一八八七年の一月下旬にイタリアの守備隊がアビシニアのドガリで敗北した後だつたので、本意ではないが一端占領した地を捨つるには忍びず、當時の一般政治家のやうに所謂乗掛けた船で飽くまでもやり通さねばならぬと考へた。ところが一八八九年には

イタリヤの  
アビシニア  
保護

ソマリ海岸のオビア國主がイタリアの保護を乞うたので二月八日この地方に保護權を布き、三月八日にはアビシニアのネグス(皇帝)たるヨハンがマーチ軍と戦ひ敗れて重傷を負うて崩じたので、それを機會にメネリクを擁立してアビシニア帝たらしめ、五月二日ウチアラに條約を結んで曾て一八八五年に決行したマサワの占領を承認させると同時に、なほ進むでアビシニアの外交を取扱ふ權利までも收めた、そして其の權利に基いて爾來アビシニアをイタリアの保護國とした。然るにロシアは從來學術上又宗教上の研究を遂げる名義で屢々學者をアビシニアに派遣した關係があるので、イタリアの此の權利を承認せずフランスも亦完全に之を認めなかつた。しかしイギリスは寧ろイタリアの軍事占領を喜ぶかの如くに見えたので、爾來クリスビーは頗る得意となつて、曾て自分が反對した事をも忘れ果て、エジプトの南方に文化國の力が及ぶことをイギリスは欣ぶものと信じて疑はなかつたが、それはイタリアの見當違ひであつて、イギリスの朝野はイタリアの勢力が徐ろにアビシニアに擴がり、終にはスダンにまでも波及せむとする形勢を示すに至つたのを見て漸く忌み始めたのであつた。しかしクリスビーは少しもそ



イタリヤの  
アピアの  
失敗  
經營シテ

れに心づかなかつた。そして其の間にもイタリヤはアビシニア經營の進むに随つて、年と共に軍事費が増加し、往々行動の自由を妨げられることをどうすることも出来なかつた。一八九〇年の二月初旬には、アヅアを占領して、一時大いに勢力を揮うたが、アビシニア帝メネリクの叛に會うて先づ蹙躓し、此の年以來一八九二年までの間に數種の法令を設けてアビシニア及び紅海沿岸地を併せて之をエリトリア植民地と名け、廣く之を宣明したにも拘らず、アビシニアの咽喉たるチグレ地方を維持することができず、一八九五年四月一日、其の首都アヅアを恢復して形勢を盛返さむとした甲斐もなく、明年三月一日脆くも大敗して、二萬六千を算ふる全軍は覆滅し、イタリヤの勢威は地に墜ちた。クリスピーが三月十日に辭職して、ルデニーが之に代つたのは實に此の大敗北が原因であつた。

ルデニーはイタリヤの政治家中フランス接近論者を代表するものとして以前から知られてゐたが、自ら局に當ると進むで三國同盟を固守する旨を聲明した、しかしクリスピーとは違つてフランスには語調を和らげて對した。彼は、自分從來の主張通り、フランスはイタリヤに對し善惡共に經濟上財政上如何なる力をも加

イタリヤの  
首相  
三國同盟

へることができるのであるから、自分は此の隣國と一層の友好關係に立つやうに努力するであらう、イタリヤは恰もドイツやオーストリアの如く、三國同盟の防禦性質に就ての規定に矛盾することなくしてフランスと善良の關係に立つことが出来る、其の就任の初めに述べてるが、間もなくニグラ伯をローマへ呼寄せて談判を進める協議に取りかゝつた、ニグラは又此の總理大臣を三國同盟に都合よく同意させることができた。續いてルデニーは現行の三國同盟條約を其のまゝ繼續して切替へることに同意する旨を聲明した。

さりながら彼は此の機會に於て一八八二年の第一回三國同盟の時の附加議定書を復活せむと欲した。此の時の議定書は本同盟はイギリスを向ふに廻して取結んだものではないとの旨を明言したものであつたが、後の一八八七年及び一八九一年の條約には之を削つてあつた。それは一八八七年にはオーストリアとイタリヤがイギリスと三國協商を遂げ、一八九一年には三國同盟にイギリスを加入させる見込を明らかにしたからであつた。然るに現下の事情ではドイツとイギリスとの間に疎隔があつて、三國同盟にイギリスを加へることは考慮に上し難い



事情にあつたので、ルヂニーは差當りの策としてこゝに舊議定書の蒸返しを希望したのであつた。殊に若しイギリスとフランスとが聯合した場合に於ては、イタリアはとも此の兩國を相手に戦ふことがむづかしいので、一層之を必要と感じたのであつた。

アウストリア大使バセツテ男は何とかしてルヂニーの此の主張を撤回させようと考へて百方説諭したが、其の效もなく、遂にルヂニーは此の主張を述べた通牒をウイン及びベルリンに向け公式に送致した。しかし提議はベルリンに於て断然拒絶された。イタリア側では到底ドイツの意向の動かし難いのを看て取つて、止むを得ず一時其の要求を引込めたが、間もなく四月二十七日、更に別個の通牒案をウイン及びベルリンに差送り、若し中央諸國の同意を得た場合は、正式に之を提出せむとする見込をつけた。其の案は、若しイギリス竝にフランスがイタリアの同盟國の一若くは二に對して戦ふ場合に於てはイタリアは同盟條件發生せざるものと認める。何となればイタリアの地理上の位置竝に其の兵力は此の二敵國に對して同時に兵を擧ぐるに不足だからである。イタリア政府は此の通牒に對し

第三附書  
第一同盟  
同盟定書  
の加國

ドイツの  
イタリアの  
不承認  
の通牒

て別に何等の回答を期待しない、只ドイツ政府に於て此の通牒を公式に承諾して貰ふことができれば十分である旨を述べたものであつた。ベルリンでは此の聲明を以て、イタリアが其の二方面の戦に於てドイツに對して條約上履行すべき義務を、フランスとイギリスとがドイツの敵となつた場合には履行することを望まないものと解釋したが、兎に角ドイツ政府としてはイタリアの通牒を受入れ難い旨を聲明してイタリアに答へた。これはイタリア通牒案の趣旨とする所が、三國同盟條約正文の正當なる解釋及びドイツ大使に授けた聲明と絶對に相容れず斯の如くんば同盟の鋒先は結局ロシアに向ふこととなつて、元來三國同盟條約は防禦性質のものであるのに、轉じて一國に對する或る意味の侵略となるであらうからである。

斯の如くドイツ政府がイタリアの希望を峻拒した以上、ウイン内閣も亦之を受入れようとは思はれなかつたが、イタリア政府は又懲りすまに試みを行つた。即ちローマ内閣としては、アウストリアは西エウロパの兩大國と戦はうといふ考はなく、只ロシアのみを敵と考へてゐるのであらうから、イタリアが斯うした要求に



出ても故障を申立てるやうな事はあるまい、事によつたらイタリアの希望をベルリンで後援してくれるかも知れない、と考へて、例の通牒を提出に及んだのであつた。

アウストリアに對する此のイタリアの見込は當つた。イタリアから差送りた旨を申込むで來た通牒についてアウストリアは、此の事は畢竟イタリア内閣の忠實なることを表白するもので、フランスとイギリスとが合同してドイツに當るとすればイタリアとしては之に對して立向ふことはできない、と聲明したゞけのものであると解釋して、其の旨を公宣した。しかしウィーン駐紮のドイツ大使オイレンブルグ伯との下相談の結果、並にベルリン駐紮のアウストリア大使シジニイの報告によると、ドイツ政府はイタリアの要求に断然反對してゐるので、アウストリアも亦之に倣うてイタリアの希望を容認することを拒絶した。

斯の如き始末であるので、ルデニも結局本通牒を送ることは差控へる外なかつたが、此の押問答の間に三國同盟變改申込の期限たる五月は空しく過去つて了うたのでどうすることも出來ず、一八九一年の三國同盟條約は其の儘又向ふ六ヶ

年間繼續されることになつた。此の故に之を沈黙切替の第三回三國同盟條約と唱へるのである。

#### 十五 アウストリア・イタリア間の難問題

ルデニはイタリアの提案並にイギリスに對して友好の意向を示さむとするイタリアの希望をドイツが拒絶した事を深く心に怨んで、後に至るまで最初の希望を絶たなかつたが、斯の如くして一八九六年五月に第三回同盟條約は全く舊條項のまま切替へられたので、次の期限は一九〇二年六月に到來することゝなつた。此の三國同盟の效力についてはイタリア政治家の間、異論があつたが、大體に於て同盟各國の利害を保障する力あるものとして認められた。さればイタリアに於てはアウストリアとの間に毎々新しい問題が起り、同盟の基礎を搖動かさうとするやうな事があつても、精々努力して調停の方法を考へ、若し適當の方法を發見し難いときには、せめては一時の凌ぎだけでも附ける工夫を廻らした、バルカン問題については殊にさうであつた。

さりながら此の事はイタリア、アウストリアの二國共に死活問題として重視す



アルバニア問題

る所であつたので容易に折合ふことを欲せず、そこでイタリアとしては自國の好都合に事が取運べる時期の來るまで係争を延ばさうと考へた。乃ち此の意味に於てルヂニョーは二八九七年十一月アウストリア外務大臣ゴルホウスキーとモンザに會合して、兩國はバルカン半島に於ける現状を維持すべく、若し此の事が實行し難い状態に立到つたならば、バルカン諸國の自主の發展を期することに盡力しようといふ約定をした。ところが其の後イタリアに於てはアルバニア問題が倍倍公論を動かすに至つたので、國民の思想にも感情にも變化を起して、アドリア海對岸に關する係争は各政派代表者の論議を囂と暮らせた。そこでイタリアは勿論アウストリアに於ても要路の政治家たちは坐視することができないで、一九〇〇年の末並に一九〇一年二月に於て特に、アルバニアの事に顧み、通牒を交換してモンザの口約を新にし又之を確保した。

之と同時に又ベルリンに於ては、萬一の戦争の場合に備へる軍事上の協約が行はれた。それは一九〇〇年十二月五日の海軍協約で、フランスとロシアとに對する開戦の場合に於ての同盟國海軍の部署を定めたものであつた。併しながらイ

イタリアの接近傾向

タリア當局者が中央諸國との關係を忠實に維持せむとする努力は、イタリア國民の大部分が異議を擡いたところであつた。そして其の一方では、寧ろ西方諸國との親密なる結合を主張する政治家が其の數を加へた。此の間ローマ駐紮のアウストリア大使並にドイツ大使が、其の本國へ向け、フランスの代表者殊に一八九七年に赴任したローマ駐紮のフランス大使カミーユ・パルレールが或は公けに或は密かにイタリア人の斯かる意向を巧に扶育してフランスの勢力を増大せしめた旨を報告したのは頗る注意すべき事實であつた。

十六 イタリアのフランス接近傾向

蓋し當時のイタリア當局者は同盟側と親む一方、又甚だ目立つてフランスに接近する態度を示したもので、時としては目に餘る我儘勝手の方針を採つて、同盟國たる中央諸國の反對側にさへ立つた。一八九七年のクレテ事件の折に既にさうであつた如く、一八九八年十一月にはフランスと通商條約を取結んで、過去十年間財政關稅問題について紛争を重ねイタリアの財政商業に大損害を加へた事件を終結したが、一八九九年の春には又、フランスとイギリスとが、トリポリの事は各、其



の國の利害に關係のない旨をイタリアのために聲明して保障を與へた。此の二件はイタリアをフランスに對する友好關係に誘うのに大なる力があつた。一九〇〇年には此の兩國はスタンに於ける其の利害範圍について一致し、一九〇一年には曾て二年前に西方諸國が與へたトリポリタニアに關する保障を更新したばかりでなく、一層之を擴張した。

斯の如き形勢は他の一方に於て行はれつゝあつた中央諸國に對するイタリアの談判に強力な背後の地歩を與へた。一九〇〇年の秋以後のイタリアと同盟諸國間の現行通商條約の更新乃至改正談判に於ては殊に著しく然るを認められた。此の間イタリア政府は是等の談判に於て自國に都合の好い葡萄酒關稅の規定を今後も永續せむことを要求してたが、イタリアの諸新聞紙は頻に太鼓をたゞいて政府の主張を聲援し、それが爲に同盟側の感情を害することを少しも顧慮しなかつた。そこでウイン駐紮イタリア大使ニグラ伯は、イタリア人に三國同盟の極めて重要なることを注意する必要を痛感したが、しかし此の遠慮ある大使の注意も、アウストリアに對して利益増大する反對の氣勢をどうすることもできなかつた。

イタリアの  
反對の  
勢力

イタリアの  
反對の  
勢力

て、加へてイタリアでは豫てからドイツ帝フリートドリヒ三世並にウイヘルム二世と極めて友好の關係にあらせられた、ウムベルト王が一九〇〇年七月二十九日無政府主義者の手に罹つて崩せられ、嗣いで立たれた新皇ウイトリオ・エマヌエレ三世は、かねてアウストリア帝フランツ・ヨーゼフに快からず、内閣側でも一九〇一年の初めから總理大臣となつた、ザナルデルリは元來アウストリアに反抗する主義の人で、此の年三月フランスに對して其の熱烈なる同情を述べ、イタリアは今後十分に熱慮を遂げて後に諸般の義務を考慮に上すべきである、内閣は政治上の條約のみならず、また通商條約の事をも考へねばならぬ、否何よりも先づ通商條約を決定して然る後に始めて政治上の事に及ぶべきである、即ち、經濟問題に就ての談判の結果如何によつて我等は外交政策を定めむとするものである、と聲明した。イタリア議會の態度も亦アウストリア反抗主義であつて、一九〇一年六月の議會は、殊にアルバニアに於けるアウストリアの行動に就て猛烈な攻撃を加へた。アルバニアはアドリア海に制海權を揮はうとするものに缺き難き沿海地である上に、其の北邊のスタタリ及び其の港アレッシオは勢力イタリア宮廷を蓋ふ皇后エレナ



イタリヤに於ける三國同盟の解散

が其の父モンテネグロ皇ニコライの爲に獲むと熱望せられる地であり、又幅四十四海里に過ぎぬオトラント海峡の對岸なるアブロナ港はイタリヤ國民が垂涎して已まぬアルバニアの良港であるから、若し此の地がトルコ以外の手に落ちたら皇室の地盤にひびが入るはずである。ウエトリオ・エマヌエレ三世の代となつてアルバニア問題が遂に重視され出したのは斯やうな事情からである。

朝野の情勢大體に於て斯の如くであつたので、三國同盟に對する氣乗は甚だ薄く、或る一方では此の際アルバニア及びトリポリに關する特別條約を取結んで、それと關聯させて三國同盟を繼續させてはどうかといふ説も出たが、他の一方では断然三國同盟を解散せよと唱ふる者さへあつた。外務大臣プリネチは是等の説を排けて、三國同盟はイタリヤの政策に鞏固なる基礎を形づくり、ユーロパの平和維持の上に有力なる援助を與へたものであることを述べたが、しかも此の年の終に於てアルバニア問題の權威として聞こえたギッチアルヂニから、イタリヤとフランスとの關係に付き質問せられたのに對し、フランス政府との談判は利害範圍に關する双方の見込に完全なる一致を見るに至つた旨を答へた。

ドイツとフランスとの協定

イタリヤ總理大臣並に外務大臣の是等の意見は、フランスに於て相應の反響を起したが、同時に、ウインにもベルリンにもそれが面白からず響いたのは勿論であつた。アウストリア、ドイツ兩内閣の間に三國同盟問題についての立入つた協議が行はれたのは之が爲であつた。

ドイツとフランスとは斯の如くイタリヤとフランスとが漸く接近せむとする關係に立つたのを見て、段々其の對策を研究したが、其の結果として、これは元來イタリヤの土地獲得慾が原因をなすものであるから、フランスに接近してこそ後援を得べく、ユーロパの平和に對しても三國同盟に對しても危険を包含するものである、されば、三國同盟條約の切換に臨むで毫末の變改をもイタリヤに許さぬ事にするのが第一であるとの意見に一致した。

ところが一九〇二年一月ローマ駐紮のフランス大使バルレーは、フランスとイタリヤとの地中海に於ける利害に就ての打合せは缺點なく了つたと述べ、同時にフランス外務大臣デルカッセは、地中海からイタリヤの眼を外らせるためにアドリア海の外國領土をイタリヤに押附けると云ふことであつたので、ドイツ並にア





ウストリアの政府は甚だしく之を憂慮し、密かに其の對策に腐心した。しかし勿論兩國共に外部へは一切其の憂慮の色を示さなう。

一九〇二年一月八日、ドイツ大宰相ビュロー伯はドイツ議會で三國同盟に関する演説を試みてるが、彼は先づ同盟解散の噂に就て其の不實を保證し、三國同盟は相變らず最良の健康状態にある。予は恰も其の死を誤り報せられた人が却つて長生する如くに、斯様な噂を傳へられた三國同盟の一層永續するであらうことを考へ又希望する。予は三國同盟の維持を必ずしも絶對の必要としない、只地理上の位置に由り又歴史上の傳説に因り親善の隣國として並び立つやう國々の間に極めて有益な結合の楔となることを望むのである。ドイツが此の際三國同盟を切換へむとする方針も此の情勢に基いてるのであるが、しかしイタリアが領土上竝に經濟上の新要求をするので困つた、ドイツとしては前にも述べた通り何も此の際是非三國同盟を切換へねばならぬといふ必要はないので、同盟は廢棄さへされぬ以上捨て、置いても自然に六年間先へ延びるのである」と聲明してゐる。これは一八九九年五月七日ルーマニア條約の切替に方り、ドイツの聲明したところ

ドイツ宰相ビュローの演説

に基いたのであつたが、一八八七年十月乃至十一月ドイツ・オーストリア同盟をロシア・イギリス・イタリアに通牒した折に期限に關して聲明した原則に準據したのである。しかしドイツ側の解釋に對してイタリア側では、同盟條約には斯の如き規定がないと主張し、オーストリア側でも、三國同盟の期限に就ては、イタリアが正式切換を要求するのは尤である」と賛同し、この際ドイツ・オーストリア同盟の自然切換主義を明白に議定しておきたいと希望したので、ドイツは六月一日附で一八八三年三月二十二日の議定を踏襲して三年を一期として自然に更新する原則の議定を確保した。

そこで談判は間もなく開かれたが、其の結果ドイツの心配が決して無用でなかつたことが判つた。イタリア外務大臣フリネチは同盟條約の談判を前に控へて、其の時まだ談判中であつた通商條約が満足に解決せられた後でなければ同盟條約の切換には同意し難い、と聲明した。それは當時オーストリアとイタリアとの間で懸案となつてた通商條約の葡萄酒關稅率繼續の要求問題を骨子として話であつた。ローマ駐紮のオーストリア大使バセツチは之に對して、政治上の問題と

三國同盟の條約と通商の關係



經濟上の問題とを混淆して其の一方の解決を他方に關聯せしめるのは餘り聰明の事でない、と言つたが、其の效がなかつた、イタリアでは、通商條約なければ同盟なし」といふ標語を作つて、ブリネツチは其の要求を固守したのである。ところが又幾許もなく政治に關する新しい希望を其の上に附加へることになつた。

## 十七 マケドニア騒動勃發

バルカンのマケドニア地方に於ては從來全く騒動の絶えたことはなかつたが此の頃又燃上つた、バルカン地方の住民は各種のキリスト教派に屬するものでブルガルと云ひ、セルブといひ、ギリシヤ人といひ、内輪では互に烈しく争うてゐるが、トルコ人に對しては共同に憎しみを感じてゐるので、又しても謀叛をした。トルコ政府は自力で是等の騒亂を取鎮めるには餘りに微弱であつたが、亂民の側でも互に排斥し合つてゐて永久の勝利を收める見込が立たず、双方共にベルリン條約の保證者たる大國の調停を待つた。然るにそれ等の大國の中で、バルカン問題に最も利害を感ずるのはロシアとアウストリアであるので、此の二國が専ら盡力すること

マケドニア  
騒動勃發

となつた。

此の事を聞いたイタリアのブリネツチは頗る憂ひて、若しもロシアがマケドニア側を支持して、バルカン諸國の領土擴張に盡力することになれば、ロシアは自然バルカンに於て強勢の位置に立つであらう。若し又アウストリアがロシアと申合はせるとすれば、從來バルカンに於て競争してた此の兩大國が勢力範圍を定めてバルカン諸國を山分けすることゝなるであらう、斯かる事は何れもイタリアとして豫防せねばならぬ事である。そこでブリネツチはウインに通知して、此の際ドイツは從來よりも一層鞏固にバルカン半島に於ける現状を保障することが極めて必要である。アルバニアに於てはイタリアもアウストリアも何等領土上の希望を持つてゐぬから、いつでも折合はれるが、マケドニア並に其の情勢の將來に互を取定めが疑點となる。若しもスラブ分子がバルカン半島に優勢を占むること、即ちロシアが此處に號令するか、若しくはロシアがコンスタンチノブルに據つて海峡を領することがあるとすれば、イタリアはフランスとロシアとの間に挟まれて地中海に於ける二等國に落とされる。そして其の場合イギリスには不幸にして

バルカンに於ける  
マケドニアの騒動



イギリス  
とフランス  
の協約  
の調印

依頼することができない。尤も一八八七年の協約は無期限で取定めたものではあるが、イギリスがフランスと一八九九年の協約を取結んで以來其の價値を失うた、イギリスはコンスタンチノブルがロシアの手に落ちぬやうに然るべき行動をするであらうが如何にも、斯の如きロシアの侵略計畫に對して、我等は三國同盟で一層鞏固なる協約を取結ばねばならぬ、との旨を主張した。

ドイツ政府は此の通牒に接して、バルカン問題はウインに於て談判すべき事であるから、彼の地で協定せられて可からう。ウイン内閣の決定したことはドイツは必ず同意を表するであらう、と答へた。

#### 十八 イタリアの三國同盟改訂要求

するとブリネチは、改めてコンスタンチノブルに對する結局のスタブの行動を豫期したる一八九一年の條約の第六條及び第七條を採用せんことを要求し、之と同時に又、條約の前文にイタリアはフランスに危害を加ふる何等の義務をも負擔せぬ旨を書加へたい、と言出した。これはイタリアが其の利害を保障するため、一方では同盟國との間を一層堅固に結びつけると共に、他の一方では、又隣國フラ

ンスと新に結んだ友好關係を損ねぬやうにしたいとの邊の好い意圖に基いたものであつた。ベルリンでは勿論斯かる要求を容れるはずはなく、断然其の要求の一部分を拒絶すると共に、取敢ず適當の時機に申出がなければ、條約は三年を期限として自然に其の儘繼續されることとする考である旨を漏らした。

イタリアも亦勿論ドイツの意圖を承認しなかつた。そして從來通り今後も條約は一々期限毎に切換へらるべきものであると共に、其の都度新に提出せられた希望を考慮に上すべきものである、と主張し、なほ三國の各は他の大國が東方に於ける領土上の現状を變更せむとする計畫に對して反對すべき義務がある旨を第五條に規定すべきであると言出した。ドイツとしては從來もトルコ領の諸海岸並にアドリア海エーゲ海の島々に於て領土上の現状維持を聲明したことがあるが、イタリアの今度の要求は、イタリアから何等の報償も差出さず、他の同盟國に負擔の加重を強いんとするものであつた。そして其の外にも又イタリアは、第七條を新に書變へて、三國は皆一九〇一年にアウストリアとイタリアとの間で確定したアルバニアに對する原則、即ち止むを得ざる現状變更の場合に於ては自然の



イタリヤの要求を提出

發展に任せるといふ趣旨を一切のバルカン諸國に對して保障する義務がある事にしようとするに、別に又、ブリネチはイタリヤがトリポリにおいて自由の行動を執るべきことを告げ、なほ通商政策上の希望をも考慮せられたい旨を附加して言ひ送つた。

ロイヤル駐紮のドイツ大使は、此のイタリヤの申出に對して、ドイツ政府は東方に於ける現状に對して斯かる保障を引受け難い旨を聲明するところであつたが、幾許もなく、アウストリアからも亦、アウストリアに新しい負擔を加へる限に於てはイタリヤの要求を承認できぬ旨を答へ、なほ又イタリヤはコンスタンチノブルに對するロシアの侵略を恐れてゐるが、アウストリアはそれに及ぶまいと考へる、ロシアは現に東方アジアに於て大規模の計畫の實行に取りかゝつてゐて、近い將來は勿論、この數年の後にも恐らくそれを完成し得まいから、今後東洋に於て事情が如何に發展するかは現在の處不明である、随つて東方事件に關する問題の解決を將來にまで互つて決定するのは、さしづめ三國の目的には適はないものである、本來三國同盟は純然たる防禦の目的で取結ばれたもので、先づもつてヨーロッパ平和の素

アウストリアの要求に對して反對

亂に對して相互に保障し、爾來之を基礎として平和の保持に貢獻したことは著しい事實である、現存の條約は此の存念に全く適ふもので、ブリネチの企てた變更は何等の改良をも意味しないから、我等は之を避けるのが正當である、況して又ドイツは恐らく之に同意すまいから、その旨をロイヤルに於て聲明せしめた。要するにアウストリアとしては、イタリヤが既に與へられてゐる以上に、バルカン問題を決定する勢力を譲ることを欲せないのである。

斯の如くアウストリアは、結局の處、一八九一年の條約を其の儘切換へるのが、三國の何れもの利害に最も適當するものと考へたのであつたが、特にイタリヤのためには譲歩してイタリヤがトリポリに於て自由行動を執ることを許し、アウストリアが此の爲にフランス相手の戦に引入れられざるが爲には別に附加議定書を作つて、斯かる戦にアウストリアが参加する義務を引受けぬことを明白に條件として規定して置かうとした、しかしイタリヤの要求に係る葡萄酒關稅の條項には、アウストリアは断然反對した。

しかしイタリヤ側は是等の決定に少しも耳を假さず、一九〇二年三月、又しても



一八九一年條約の第六條第七條を書變へた新イタリア案を作成して、之をウイン及びベルリンに送附した。此の案は同年一月口頭で申越した希望を其の儘書下したものであつたが、ビュロー伯とアウストリア外務大臣グルホウスキー伯も共に之を拒絶に及んだ。ビュロー伯は之に就て、イタリアの申出た變改は同盟條約の純然たる防禦の性質を變改するものであつて、しかも亦内容から觀ても不必要なものである、保障は現條約の文面だけで十分である、次に又通商政策の協定は三國同盟の範圍以外のものであると評したが、アウストリアの外務大臣グルホウスキーも亦、アウストリア側の見るところに基いて周密的な駁撃をイタリア案に加へた。

さりながらイタリアも亦其の位の事で引込む者ではなかつた。ベルリン駐紮のイタリア大使ランザ伯は、形勢がイタリア案に非なるを見ると、更に又之を新しく燕返して飽くまでも其の要求を押通さむと努め、先づ通商問題に於て聊かながらも效を收めた。それは、當時ドイツでは恰も關稅法案が議會の議に上つてゐたので、若し其の案が通過して發布されたならば、イタリアの要求に應じて

ドイツの  
要求反對

バルカンに  
通商問題  
のイタリア  
の要求反對

新に通商條約談判をすることが出来る旨、ドイツ側では答へたのであつたが、新通商條約が締結されるまでは内政上の理由に因つて現行條約廢棄の約束をするとは出来ぬし、それかと云つて暫くも無條約の状態に留まることが出来ぬので、此の際新關稅率に基いて相互の満足する通商條約を新しく成立させる方針であることを秘密に聲明するに躊躇せぬ旨を宣言したことであつた。

斯の如くイタリアの要求は僅に其の一部が認められさうな形勢に達したが、バルカンに關するプリネチの要求はウインに於ても、ベルリンに於ても烈しい反對を受けたので、さすがのイタリアも遂に屈從するに決して、三月の中頃に現行條約を其の儘切換へることとし、トリポリに關するイタリアの希望、又バルカン並に通商問題に關することも、互に通牒を交換して其の趣旨を完うしたい旨を述べ、其の希望を左の如き形式で表明した。

イタリアの諸同盟國はイタリアがトリポリタニア若しくはキレネに於て自己の危険に於て取るところの如何なる結局の行動に就ても利害を感せざる旨を聲明す、通商問題については新に通商條約を設定することとし、其の設定さるゝ



までは現條約の維持を確保する鞏固の意思を有することを公宣す、加之又アウストリアは其の葡萄酒の項に於て、イタリア葡萄酒のアウストリアへの輸入に當つては従前よりも不利益ならざる取扱を今後に爲すべき旨を表明す。

ローマ駐紮のアウストリア大使パセッチ男は、此の最後の要求を直ちに拒絶したが、他の件は黙して之を納れた。此の要求は従前のものに比べて幾分緩和されたが、觀があつたが、しかしウィーンに於てもベルリンに於ても其の儘之を受入れることに躊躇したので、談判は其の後引續いて行はれたにも拘らず、容易に纏まつた結果を見なんだ。そこで折合ひをつけるための新しい計畫はビュローとプロネッチがウエネチアで會見したのを機會として試みられたが、それは幾分の効果を收めないでもなかつた。即ちプロネッチは其の提出に係る條約變改の申出を取下げるに躊躇しなかつたし、ビュローは又、ウイットリオ・エマヌエレ三世の御安心のため、ロシアは恐らく今日に於ても又近き將來に於てもコンスタンチノブルには手を觸れないであらうと確信する旨を書面に認めて、プロネッチの希望通り提出することとした上に、なほ特別の聲明書に依つて、トリポリに關するイタリアの希望に副ふやう

ビュローとプロネッチの會見

葡萄酒關稅の維持を主張するに關する

三國同盟條約第九條第十條の解釋を取ることを約束したのであつた。

プロネッチは其の上にも又、例の葡萄酒關稅一件についての希望を飽くまでも通さうとして根強く頑張つたが、一方では三國同盟を維持する必要が日増に明瞭となるし、ドイツではトリポリの件も通商條約の事も凡てイタリアの希望に隨ふといふのであるから、双方の意見は段々接近した。其の間にもプロネッチは葡萄酒關稅の件で相變らず怒り續けてゐたが、イタリア王はトリポリ問題で同盟國に見限られはしまいかと頗る憂念せられてゐる模様であつた。グルホウスキー伯の態度もビュローの斡旋で次第に和らぎ、四月十八日、ローマ駐紮のパセッチ大使に電訓して、トリポリの件については書面を以て約束するに躊躇しない、しかし貴大使は三國同盟條約の切換が正式に行はれた後に初めて之を聲明するやうにと命じたが同時に又通商條約問題については、パセッチから無署名の祕書書をプロネッチに致して、アウストリア政府はアウストリアとイタリアとの間に無條約の状態を生ずることを避けむがために全力を盡すべき旨を述べるやう訓令を與へた。

プロネッチは、グルホウスキー伯のトリポリに關する此の聲明に満足したが、通商



條約問題については大いに不同意を唱へて、これでは六年繼續の同盟條約を取結んでも一年半も経たぬ間に關稅戦争が起りはせぬか頗る心配である、若しもそんな事にでもなれば、イタリアに於ける王制に反抗する運動が一層強くなるから、斯様の申出に同意することを我が主君にとても言上はできない、と聲明し、又しても話を後戻りさせて、先づ以て同盟條約の期限を三年とし、通商條約が締結されてから改めて又談判を繼續することゝしてはどうかと言出した。

#### 十九 第四回三國同盟條約の批准交換

しかし此の申出は、グルホウスキ伯もビューロー伯も断然之を拒絕した、そして最早議會の開會にも間のないことであるから、此の際成るべく速に三國同盟條約の調印を済まされねばならぬと主張した。そこでイタリア側では、急にベルリン駐紮の大使ランザ、ウイン駐紮の大使ニグラをローマに呼寄せて其の對應策を研究したが、二大使も内務大臣ジョリチも共に、アウストリア大使ドイツ大使の努力を援助したので、イタリア王の御憂慮も内閣總理大臣ザナルデルリの反對も漸く薄らぎ、遂に其の年五月三日、プリネチは一八九一年の三國同盟條約に何等の變更、何

等の追加をもせずして切換へる旨を書面を以て聲明した。しかしイタリアでも近々に議會が開かれるので、其の際反對黨の攻撃に對して三國同盟の切換はまだできてゐないと聲明したいから、特に條約書の調印を早くとも一九〇二年七月一日まで猶豫されたいといふことを條件として申込んだ。そこでグルホウスキもビューローもプリネチの苦衷を察して其の希望を容れる事に決し、就ては此の際同盟條約の切換を單純の議定書によつて執行してはどうであらうかと五月十三日を以て提議した。元來ドイツアウストリア側では一八九一年の附屬議定書の内容は無益なものであるからとの理由で其の切換を拒絕したのであつたが、此の提議があつたので、改めて之をも條約正文に附加へることゝして話を纏めたいとプリネチから要求した。ところがドイツとしては條約文を少しも變更せずに其の儘切換へる趣旨であるので、此のプリネチの要求は其の趣旨を明示するのに頗る好都合であるとして、之に同意し、結局六月二十八日を以て新條約はベルリンに調印せられ、同じく三十日、豫ての協約に基いてトリポリ問題に關するアウストリアの態度を聲明する通牒がバセチチから提出された、そして批准交換は一九〇二年



の七月八日を以てベルリンに行はれた。これが所謂第四回の三國同盟である。正文、附屬議定書何れも共に第三回同盟の條約文と全然同一であつたが、只署名者のみが變つて、シエジュニ、ビロー、ランザの三名が調印した。なほ、此の條約のアウストリア側正文には、特にアウストリアとイタリアとの間で取定めたアウストリア側の秘密聲明書が附いてゐる、其の全文は左の如くである。

聲明書

皇帝陛下及びアポストリック王の大使たる下名の予(パセッチ)は、アウストリア・ホンガリア政府はトリポリ・タニア並にキレネに於て防護すべき特殊の利害を有せず、随つて東方に於ける領土上の現状を維持せむとする熱心なる希望を有するが故に、是等の地方に於て設定せられたる諸件の現状が不時の事情の結果として何等かの變化を受け、イタリア政府が其の自己の利害が要求する處置を執るべく餘儀なくせらるゝ場合に於ては、イタリアの行動を妨碍すべき何等の行動にも出でざるべきことに決定したる旨を、イタリア王陛下の政府に聲明する權限を與へらる。

アウストリア側  
秘密聲明の  
書

本聲明は秘密たるべく兩國政府の間に於て前以て一致せる結果に依るに非ざれば之を公表するを得ざること勿論なり。

一九〇二年六月三十日、ローマに於て、

パセッチ 男爵

之に對して同じ日附でイタリア外務大臣ブネッチは、トリポリ・タニア及びキレネに關する聲明書を受理した旨の返書を出してゐる。斯くしてイタリア政府は從來類に心配して念懸けてゐたトリポリ・タニア及びキレネに關する保障を遂にアウストリアから得たのであつた。

第二十 第五回三國同盟條約の批准交換

此の第四回同盟條約は一九〇七年に切換の期限が来たが、關係三國では何等變改の希望を申出でずに其の儘變更期限の七月八日を過ぎつたので、條約は舊條の儘更に向ふ六箇年間繼續せられることとなり、一九一四年七月八日まで效力を保有した。

ところが其の間にトルコの衰亡は年を逐うて彌々迫り、一方フランスのモロッコ



に於ける行動は益々進んで、果してトルコがいつまでトリポリを領有する事ができるか、問題となり初めた。アウストリア側の意見では若しトルコがトリポリを維持することができないとすれば、それは當然イタリアの手に落つべきものであらうとの事であつたが、イタリアとしては議會の論議激しく、一步を誤らば無援孤立の窮境に陥りかねまじき勢で、此の場合同盟兩國の機嫌を損じさうな事は一切避けねばならぬ事情にあつたので、一九一一年六月イタリア外務大臣サン・ジュリアノは、前任グイナルデニの如くドイツ並にアウストリアと此の際更に親善の關係を固める事の急要を痛感し、それがためには三國同盟條約繼續の何よりも緊要であることを認め、そして恐らく兩國の君主方に於かせられても、これには御異議あるまいと考へたが、只アウストリア帝フランツ・ヨーゼフは最早八十歳を過ぐる御老齡で、御健康も以前の如くではあらせられぬのに對して、皇太子フランツ・エルヂナンドはそれ程三國同盟に御熱心ではなく、如何なる代價を拂うても同盟條約を維持しようといふ思召ではないらしいとの評判がイタリアにも聞こえてゐたので、一九一四年七月に滿期と成るはずの同盟條約を今のうちに確定して置く

と共に、なほ進んで其の期限以後にも效力を保全したいと考へて、取敢ず先づドイツ側に向つて其の話を匂はせた。

そこで此の年七月三十一日、ドイツ外務大臣キデルン・ウエヒテルは、イタリア總理大臣ジョリチがイタリア王ウラトリオ・エマヌエレ三世の思召を受け、三國同盟條約を此の際何等の變更をも加へずに切換へたいと欲してゐるが、但しイタリア側からは申出ることを欲しないのだ、といふことをローマの信用すべき或る筋から聞きつけたと、アウストリア外務大臣エーレンタール伯に通告してゐるが、キデルン・ウエヒテルとしては、現下の政情に顧みて、此の際何等の變更をも加へず、成るべく速に又物音を立てずに同盟條約を切換へることには固より賛成であるので、恐らく此の事はエーレンタールに於ても同様であらうと思ふから、ウィルヘルム三世さへ御同意あらせられたら、ベルリンに達した情報の眞否を確めた後、ローマで中央諸國が共同の行動に出たいとの意見を、同時にエーレンタールに通じたのであつた。

エーレンタールに於てもベルリン内閣の意見に異議はなかつた。元來アウス



イタリアとイ  
トリアの  
関係

トリアはイタリアがアドリア海方面に注目するのを快く思はず、之をアフリカ方面に轉じさせようと骨を折つて、其の爲に五年此のかたイタリアとの親善關係維持に全力を盡して來たのであるから、ベルリン内閣からの申出に接すると、エーレンタールは直ちにそれに賛成して、此の際中央諸國から同盟條約切換の事をイタリアに提議したいと思ふ旨をアウストリア帝に上奏した。當時アウストリア帝フランツ・ヨーゼフはイシユル温泉に御滯留あらせられたが、エーレンタールからの上奏書が届いた時には、ローマ駐紮のアウストリア大使メレイも同地に居合はせたので、皇帝は召して其の意見を徴せられた。そこでメレイは、三國同盟條約の切換について從來イタリア政府からは何等公式の申出もなかつたが、ウイン駐紮のイタリア大使アツルナ公爵は三月に、ローマ駐紮のドイツ大使ヤゴウ男は六月に、何れも此の事を中央諸國から提議したらよからうと進言したこと、殊にヤゴウは熱心であつたことを言上したが、其の結果遂にフランツ・ヨーゼフ帝はエーレンタールの奏上に御同意あらせられた。

斯ういふ風に八月から九月にかけて事が順序よく運んだので、兩國は兎に角先

イタリア  
トルコ  
の紛争

づ七月末にベルリンへ届いた情報が果して確實なものであるかを探査した。九月にはイタリアとトルコとの間に戦が起つたが、其の下旬にアツルナ公爵は、羅馬に滞在の間イタリア皇に拜謁し國務大臣等と會見したので、今度はイタリア政府から此の際何等の變改をも加へずに全然物音立てず三國同盟を切換へた旨を公然提議する旨を申立てたとの通報がウインからベルリンに達した。又イタリア大使は、自分は若しもトリア問題がイタリアの希望通りに解決されることができなれば、イタリアは飽滿して一層鞏固なる一員として三國同盟に立つてあらうと考へる旨を述べた。中央諸國の當局者は必ずしもイタリア大使の意見には賛同しなかつたが、併しサンデリアノの希望には應じてよからうとの意見に一致した、此の同意は先づ一九一一年九月二十七日を以てベルリンからウインへ通知せられ、談判はウインに於て開かれることとなつたが、其の結果數箇の點については速に諸國の議が一致し、條約の期限は十二箇年と定められ、現行條約の満了期限を一九一四年七月八日と定めた。なほ條約の正文を動かすべからずとするに就ては何等の異議も出なかつたが、只トリア關係の事については談



第五回同盟  
の交換  
の準備

判が頗る滞つたので、總てが漸く纏まつたのは翌年の末に近い頃であつた。これはエーレンタールは談判中二月十七日に逝いてベルヒトールド伯が之に代はり、サン・ヂュリアノの際限ないトリポリ關係の要求を打切つたからであつた。

調印は一九一二年十二月五日にウイーンで行はれ、同じく十九日に批准交換された。但し此の第五回三國同盟は直ぐには施行せられず、一九一四年七月八日現行條約の満期に次で效力を生じ、引續き一九二〇年まで效力を有し、一年前に廢棄されなければ一九二六年七月八日まで效力を保有するものと定められた。此の時の條約署名者はベルヒトールドと、フォン・チルシュキート、アナルナとであつた。其の後此の同盟條約は一九一五年五月四日イタリアに依つて廢棄せられた、斯の如きことはドイツ當局者のかねぐま豫想してたところで、敢て驚きはせなむだであらうが、ウイヘルム二世帝としてはウイットトリオ・エマヌエレ三世の不信に失望せられたことであつたらう。

#### 第四章 東アフリカ問題

##### 一 イギリス自由黨のアフリカ政策

イギリスでは自由黨が政權を握つてゐる間は、専ら内治の刷新に意を注いで、植民地の擴張を避ける方針を執つた。グラッドストーンが政綱の主眼として執つたところも亦要するに此の外には出なかつた。南アフリカでも、又、南太平洋でも、植民地の連中は、何れも皆領土擴張の野望に驅られて夢中に成つてゐるのに、肝腎の本國では餘りそれを喜ばぬ様子で、或は財政上の餘裕がないために暫く植民地の要求を扶掖することができないのかとも見えた。ところが一八八〇年代に至ると、イギリス當局者の態度は遽かに變化して、イギリスの植民地會社等は急に大規模の計畫を立て始め、政府側でも時の執政者が自由黨たると保守黨たるとに拘らず盛に特許狀を下附した。ニゼル會社、東アフリカ會社、南アフリカ會社などは何れも皆此の種のものであつたが、是等の諸會社は、ドイツの植民地經營者が大いにアフリカの開拓に努力するのを快からず思ひ、本國政府がドイツの此の明らかな野心を別に妨げようともせぬのを甚だ遺憾とした。蓋し彼等イギリス人は、世界に名だたる植民地經營者を以て自ら任じてゐるのに、後れ馳せに立つたドイツ人がイギ

イギリス  
自由黨の  
政策



リス人の經營の前途を遮らむがため強ひて割込まうとするものと見て取つたので甚だ憤慨したのであつた。

## 二 イギリス、フランスの植民地整理

そこで一八八九年から一八九〇年にかけてイギリス、フランスの兩政府は、何れも共に、植民地問題整理の急要を感ずるに至つたが、一八九〇年五月、イギリスの總理大臣ソールズベリー侯は此の問題を緊急に解決することの必要を認め、それによつてドイツ大使と懇談する機会を求めた。此の月十四日附でロンドン駐劄のドイツ大使ハツフェルト伯から本國の外務大臣マルシヤル男に宛てた報告に依ると大使がソールズベリーと會見した時、先づハツフェルトから、此の問題は甚だ複雑であるに依つて豫め談判の方針を定めむがため、兩人ともに各々暫く其の官職を捨てて全くの一個人として率直に懇談してはどうかと打出したところが、ソールズベリーに於ても頗る之を欣び、然らば閣下は一個人として此の際何等かの提案に及ばるゝやと尋ねた。そこでハツフェルトは、拙者に於ても別に何等の案も持合はさないが、しかし一個人として事件の全體を何とか満足に取纏めたいと思ふので、お

ドイツの植民地整理

ドイツの植民地整理

互の間で信用づくの御懇談を願つた次第である、と告げると、ソールズベリーはイギリス、ドイツ兩國の間に横はる意見の相違に就て簡単に述べた後、エヤナ湖北西の領土に關する係争に説及び、ドイツは奥地主義を執つて頻に主張せられるが、イギリスとしては國際公法に於てまだ斯かる主義を認めてゐないから、之に従ふことはできない、隨つてイギリス人に依つて發見され、既に今日から遠い以前にイギリスの利権が設定せられてゐる處にまで之を應用しようとすることは不可能であらう、ところが此の事はちやうど此の地の件に當嵌まる、此の地には世間周知の通りイギリスの布教所が設立せられてあるから此の重大なる理由に因つて漫に棄てることはできないのである、なほ又エヤナ湖の北端からタンガンイカ湖の南に至る道路は皆イギリス人の築造したところである、と主張した。ハツフェルトは之に答へて、予一個人としての立場からは差當り奥地主義に論及しようとは思はない、只自分の意見では、此の際植民地問題を解決することは夥多の理由から双方の利害のために極めて必要の事、此の上の軌轢は避けたいものである、ついでには今後は何れの側にも於ても協定の範圍内に於て任意に、領土を擴張できる事といはし



たい、そして其の基礎としては名稱は何としても可いが、双方の側で承認した境界線に従つて海岸から内地へ向けて進み、双方の利害に成るべく平等に相應するやうに確定するより外に良策はあるまい、若しも此の方法を採らずに置いて之に關する問題を未解決のままに放任するならば、双方の側の擴張の必要は阻止するところが困難であるから、其の結果は當然不愉快なる紛争に導かれるであらう、イギリス側ではウガンダが恰も其の好い例である、恐らくドイツ側に於ても類似の状態が起らずには居まい、と思ふしかし若し斯様な場合に銘々が勝手氣儘の行動を執つて、他の側の領土占領を争ひ、或は之に對して抗議を申立てるやうでは、いつまでも未解決の状態に迷はねばならぬ、現にヌヤサ湖の北西岸については閣下は事布教所に關するが故に多少の面倒を感せらるるやうであるが、ドイツ側としては、布教所はドイツの保護の下に於ても安穩であらうと言へば言はれるのである、但しこゝに今我々が取定めようとするのは單に或る一地點に關した事ではなく、類似の場合の全斑に亘る考案で、他の地點に於ての結局の諒解は、一個の布教所の得喪よりも一層大きな利益をイギリスに與へることがないとは一概に云はれまいと

植民地  
の  
解決  
の  
要ソ  
ール  
ス  
の  
見  
意

思ふ、ドイツとしても亦此の係争地全體をお譲り申すわけに參らないことは勿論であるが、せめて係争の目的物を分割してはどうあらうかと考へる、と注意したところ、ソールスベリは稍暫く考へてゐたが、やがて東アフリカに於ける係争地の全部を考慮に上し、其の希望する處の大綱を定めて、改めて話の初めにハツフェルトから申出た條件に依つて之を陳述すると述べて、次のやうな諸件を列挙した。

- 一 ヌヤサ湖の北西領土に就てはドイツが他の點に於て一致するならば分割しても宜しい。(但し分割の境界如何には未だ論及せず)
- 二 ウィクトリア・ヌヤンザ湖南西の係争領土に就ても同じく分割に應ずるであらう。其の境界としては、タンガンイカ湖北端の邊から、傳ふるところの高山脈に沿うてウィクトリア・ヌヤンザ湖に達する或る地點、即ちハツフェルトに本國より送つた地圖に赤色の四角形を以て示した係争地點の北東隅邊に至る線を探ることとする。
- 三 此の許與に對しドイツはイギリスのためにウィットーにマングダ、パッタ及び其



以上の三點に續いて、ソールスベリー侯はなほ、從來未だ知られてなかつた、そして又甚だ重大な希望を述べた。それは即ち

四、ザンジバル島の保護權をイギリスに譲られたし

と云ふ一項であつたが、更に之に對して

五、イギリス政府はヘルゴランド島をドイツに割くために議會の決議を得よ

うと思ふ。

六、此の議に一致する場合に於ては從來ヌルタンからドイツに行政を委任せ

られたザンジバルの大陸海岸に於けるドイツ領を確定してドイツの領有

に歸せしめることをイギリス政府は承認するであらう。

以上の希望を申述べた後に、ソールスベリー侯は、是等の事は決定前にイギリスの東アフリカ會社重役共に話さねばならぬから、當分此の意見に就ては何事もペルリンへ報告せぬやうにして貰ひたい、何れ又改めて閣下と御相談をしよう、と特に言ひ添へたが、ハツフェルトは之を承引したとの事であつた。

斯かる次第であつたので、ハツフェルトは此の報告を送ると共に、何れ改めてツ

ザンジバル島の保護權

コンゴ川流域

ルスベリーと打合はせてから公然の報告をするまでは全く機密に附せらるるやう切に希望する旨を同時に本國へ言ひ送つたが、成るべく速かに談を纏めむことを希望して、至急の訓令を乞ふた。

ところがソールスベリーに於てはコンゴ川の境地に就いて、イギリスの利益を維持する必要から氣前の好い讓歩は出來ず、又一方ではスタンレーが頻に攻撃演説をするため内閣の位置は漸く危険に陥らうとするし、公論は沸騰するし、旁々以てドイツとの談判は暫く中止したいとの希望を述べると至つたので、談は中々結着を見なかつた。そこで外務大臣マルシャルは堪りかねて、五月二十三日附で極秘の電報をハツフェルトに發し、談判の遅延は、東アフリカの内地へ向けて遠征隊が出るため一層の紛争を起して公論を激發するから甚だ望ましからぬことである、そこで閣下の參考として結局は又ソールスベリー侯に申出づべき極秘の要領として申述べる、我等はイギリスがドイツにヘルゴランドを割き、又從來ドイツの東アフリカ會社に行政權を委任された大陸海岸の割讓についてザンジバル、ヌルタンに對し我等を後援するならば、ウイット及びソマリ海岸を其の奥地と共にイ



ギリスに許與しザンシバールに於けるイギリスの保護權を承認するに躊躇しない勿論ウイターに就てはドイツ東アフリカ會社と豫め協議せねばならぬと言ひ送つた。

讀いて二十五日に又マルシャルはハツフェルト宛に電報を打つて訓令してゐるが、其の中に於て彼は、ヘルゴランドの領有はキール運河のため我等にとつて軍事上に最大の意義を有する、又スルタンから借受けた海岸線の獲得は、我等の東アフリカ關係を確定するために缺くべからざるところである、次に勢力範圍の境界に就てはタンガンイカ湖の北に於ける係争地方は我等にとつて就中重要である之に次いで、タンガンイカ湖南の地方とヌヤサ湖の北西地方が大切である、ヌガミ湖には我等は何等の價值をも置かない、ウイター其の他の地方に就ては我等は結局之を辭退しても宜しい、そこで此の一般方針に基いて、若しイギリスがヘルゴランドを割き、ドイツ東アフリカ會社が管理する海岸地方の獲得を援助するならば、我等は次の如き諸項をイギリスに許與するであらう。

(一) 北に於てはアレキサンドラ湖より發してカゲラ川に沿ひ、東ウクトリアス、

ヤンザに到り、それより西へ直線にコンゴ國境に達する線に従ふこと、又南に於てはソールスベリー侯の案に據つて係争地を分割すること、そして若しイギリスが北に於てカゲラの川口からコンゴ國境に到る直線を譲るならば、我等は南に於ての係争地を全く辭退するに躊躇しない。

(二) ウイター、マング、パッタ、並に、ソマッ海岸を奥地と共にイギリスに割讓すること。

(三) ザンシバールに於ける保護權をイギリスに承諾すること。

(四) ヌガミ湖に就てはイギリス案に任せて之を譲ること。

即ち此の基礎に基いて我等は直ちに談判を結了する趣旨であると述べてゐる、ところがドイツの斯の如き意中にも拘らず談判は却々早急には片附かなかつた、そしてそれが漸くにして纏まつたのは六月中旬の事であつた。當時ソールスベリーはヘルゴランドを以て何等の價值もないものと認め、ドイツが此の小岩島をさばかり重大視してゐようとは少しも心附かなかつたのであるが、ドイツ側では此のソールスベリー侯の注意の及ばぬ所を利用して易々と之を手に入れむとし

ドイツの  
談判終了

ドイツの  
相の調電



たのであつた。ところがイギリスの内閣員中にもヘルゴランドの價値に就てソールスベリー侯とは意見を異にする者があつて、イギリスは將來如何なる場合に於てもドイツと戦ふ折がないとは限らない、斯かる場合にヘルゴランドはイギリス艦隊にとつて疑もなく重要な地點となるであらうと主張した。ソールスベリー侯も若しドイツとフランスとが戦ふ場合があるとすれば、此の島はフランスにとつては都合好く、ドイツに取つては邪魔物となることがあらうとの意見を屢々述べたが、ドイツ大使は其の意見に對して、フランスとイギリスとの間に、斯かる場合の起らぬやう紛争を未然に防がれるのがイギリスとしての健全なる政策であらうと駁論した。

斯くてイギリス側に於ても漸く議が熟したので、十四日にはソールスベリー侯からドイツ大使に向つて、極秘密に、内閣の議は纏まつた、女皇陛下に於かせられても御同意の程は最早疑あるまいと思はれるから左様報告せられて宜しからうと通知した。そこで事は順調に運んで、條約案は六月十七日を以て遂に確定し、七月一日には調印が行はれた。

斯様にイギリスとドイツとの間では東アフリカに於ける勢力範圍の争ひが解決して、ドイツの海岸近くにあるヘルゴランドの岩島はドイツが之を領有することとなり、其の代りに今までイギリス、ドイツ、フランスの三國が共同に所有してたザンザールに於ての通商權は専ら之をイギリスに讓ることとして妥協を遂げたのであつたが、此のヘルゴランドは經濟上から見れば殆ど何の價値もない岩島であるので、條約の内容が發表されると、ドイツ國內でも議論が起つて、大切なザンザールの利權を言ふにも足らぬ小島の領有に換へたのは馬鹿げた話である、政府當局者は單なる一片の感情のために重大の利害を忘れたものである、として随分痛烈に之を非難したものがあつた。此のヘルゴランドの領有を軍事上缺くべからざるものとして熱心に其の回復を望んだのはウイヘルム一世帝とビスマルクとの兩人であつたに拘らず、時機が到らなかつたため流石のビスマルクも其の目的を達し得ずにあつたのが、此の時漸く成功を見たのであつた。さればドイツとして此の島の獲得は確に喜ぶべき事であつたが、しかも一般國民には、軍事上の見地からヘルゴランドの地點を相する知識がないので、斯かる非難を起したのであ



イギリス側に於ても、亦國民の多くは軍事上の事に就いて殆ど無知識であるので、ザンジバールの保護權は嘗へて言へば一襲ねの衣服である、之に對してヘルゴランドの領有は一個のボタンに過ぎない、ボタンを以て衣服に換へ得たのは大成功であるとして喜び合つた。

三 ザンジバール問題

此のザンジバールに就ては曾て一八六二年にイギリスとフランスとの間で條約を結んで、此の島を本部としてマング、パッタの島々を領有し、對岸東アフリカの沿海地を其の所領であると稱するザンジバールのスルタンを獨立君主として待遇してゐた。ところが七月一日の條約に依つてイギリスがフランスの同意を経ずにザンジバールの保護權を專有することゝなつたので、フランスは當然之に對して補償を得べきものであると考へた。勿論此の事に就てはドイツの談判中に前以てイギリス政府がフランス側とも協議をしてたのであつたが、フランスの外務大臣リポは、當時イギリスと係争中であつた三件即ちエジプト、ザンジバール、ニ

度シす1ザ  
スルにシ  
のフにシ  
建ヲ對

アと1ザ  
イルシバ  
イタリ

ユーファウンドランドに於ける漁業權の三問題を一括して解決したいと望んだのに對して、ソールスベター侯は勿論此の三件を引離して各一つ宛の解決を希望し、嘗さへ談判が滯滞してゐる所へ、フランスの在野黨が其の機會に乗じて内閣の覆没を企てたので、談判は急々進捗を妨げられて了つたのであつた。

フランスが苦情を持出すと、續いてイタリヤも亦黙つてはゐなかつた。イタリヤの考では察するところフランスはザンジバールの補償としてチュニスを求めるであらう、例へばイギリスは古い條約に依つてチュニスに相當の權利を持つてゐる、そこでフランスはイギリスに此の既得權を抛棄させて、結局自分が全然チュニスを領有するであらう、との見込で、ベルリン駐在のイタリヤ大使館からドイツの外務省へ懸合はせた。すると外務大臣マルシアルはそれに答へて、若し補償の目的物としてイギリスからフランスに許與する必要があると認める場合には之をチュニスに於てせず、マダガスカルに於て求めさせる方針である旨を傳へさせた。

斯の如くイギリスが獨斷で之を專有したのにも相當の理由があること、イギリスが出したが、イギリスが獨斷で之を專有したのにも相當の理由があること、イギリス



フランスの東アフリカ経営

スとしてフランスの領有權と保護權とを全然別個の事として考へ、保護權については特に協議する必要がないとする國際慣例に倣つたまでであつた。フランスは會てルイ十四世の時代にフランス東インド會社を起してアフリカの東海岸からインド方面にかけて植民地經營を試み、更に其の手を暹羅に伸ばして、餘勢を我が日本に及ぼさうとさへした事があつたが、マダガスカル島の北端にサント・マリーの植民地を置いて之を東フランスと名けたのは恰も其の時代に當る一六四三年のことであつた。マダガスカルは世界第三の大島で、アフリカの東海岸を距ること約百里、住民はマラガシイと呼ばれ、大體に於てインドネシアから移つて來たもので、それに聊かのアラビア移民が交り、なほ別にアフリカ大陸から輸入された奴隸の血も混入し、數多の部族は島の各部に割據して全島を統一する勢力者としては無かつた。フランスが其の植民地としてサントマリーを置いたのは其の一部であつたが、其の後島では土民軍が蜂起してフランス移民を打殺し、家屋までも焼拂つたので遂に跡形も留めてないが、フランス政府も別に之を恢復しようとも企てなかつたので、後には只古い昔の傳説としてサントマリーの名が残つ

イギリスとマダガスカル島

てゐるのみであつた。然るにイギリスの宣教師は早く此の島に上陸して盛に布教し土民に農業を教へ、小學教育を授け、間接に此の島とイギリスとの通商の便宜を圖つた。次いで十八、十九世紀の交には、マラガシイ民族中の大部族たるホワにアンドロリアナムボーイニメーリナといふ者が會長となつてゐたが、其の子のラダトマが一八一〇年頃に、父の後を襲ふに至つて遂にマダガスカルの大部分を統一し、ラダトマが一八二九年に死んでからは其の妻ラーナワローナが亡夫に代つて之を治め、其の後一八六一年に至つて其の子のラダトマ二世が更に之に代つた。此の時代にイギリスはホワを扶掖して、將校を貸與し、小銃彈藥を賣込み、なほ進んで其の政務を輔佐したが、ラダトマ二世に次いで其の妻ラーソンヘーリナ代つて立ち、一八六九年に此の女會長が死んでからは其の女のラーナワローナ二世が立ち、次いで一八八三年七月十三日には更に其の娘に當るラーナワローナ三世が之に續いた。此の間マダガスカルは努めて外國人の通商入國を排け、専ら其の獨立を全うせむことを期したが、フランスは其の過去つた昔の傳説を忘れず、此の島の富源の無盡藏であることを夢想して、絶えずフランスの歴史上の權利を主張し、一



フランスの保護領  
マダガスカル島

八八〇年春恰もフランス宣教師の殺害せられたのを名義として討伐隊を送り、傳説を事實に變へて、島の北西部に保護權を敷いた、しかもラーナワローナ三世は之に服せず、フランスの保護權などは眼中に置かないで、飽くまでも之に反抗した。そこでフランスは一八八五年更に又討伐隊を送つてヂエゴスアレズ港を占領し、其の十二月十二日には彌々進んで島の首都マタウエを陥れ、遂に迫つて條約に調印させ、フランス統監を置いて、島の外交を之に委任させた。

ところが島の女王は斯くてもなほフランスの保護權に服せず、イギリスも亦之を承認しなかつた。そして此の状態は一八九〇年代に入つても依然として變らなかつたので、フランスは恰もザンジバル問題がイギリスとの間に起つたのを機會に、改めてイギリスからマダガスカル占領の承認を得ようと望み、イギリスも結局之を便宜としてフランスの獨力經營を承認したので、談は急に進んでドイツも亦夫に之を承認し、斯くて東アフリカ問題は茲に終結して、其の代りフランスは遂にマダガスカル島の巨島を其の一手に收めることとなつたのであつた。

しかし如何に關係諸國の承認はあつても、當の島では女王が相變らず頑強に抵抗を續けて止まないもので、一八九五年五月更に改めて征討軍を送つてフランスの權利を履行させ、十月一日遂に其の首都を陥れた。斯くて流石の女王も漸くフランスの保護權に服したので、明年一月全島をフランス領に編入し、一八九七年二月二十七日女王を逐ひ、續いて之をレニエオン島に流し、一八九九年三月更にアルジェーに轉せしめた。マダガスカルは斯くして完全にフランスの物となつたのである。

イタリヤ領東アフリカ

イタリヤ領東アフリカは言ふに足る價値のないイギリス領ソマリ海岸の北に連なるオッピアの地で、一八八九年二月領主スルタンの請を納れて保護權を施いたものである。其の四月には更に疆域を北八度三分の線まで擴張したが、一八九二年八月ザンジバル・スルタンはオッピアからヂニバ川に至るソマリ海岸の領土をイタリヤに讓つたので、イタリヤは明年九月始めて行政權を執つた。

### 第五章 ロシア・フランス同盟

#### 一 フランスの同盟熱望



ロシアとフランスとの間では、フランス側からの熱烈な要求があるにも拘らず、ロシア側で之に應じて同盟條約を締結したことは曾てなく、いつも餘りにフランスが厚かましさを極めた態度で同盟を迫るのに閉口してたのであるが、一八九〇年代に入つてさすがのロシアも幾分讓歩の氣味を現し、同時に財政上に自國の便益にも成る機會に遭遇したので、取敢ず先づ軍事協約を纏めたのであつた。しかし此の時も談判は迅速に運むたのではなく、最初に下相談だけは纏めたが、本協約の調印は容易にできず、延期に延期を重ねた末、漸く三年目に至つて決定を見たのであつた。此の軍事協約は斯様に其の締結が長びいたのであつたが、しかもそれでゐて兩國側で互に其の機密が嚴重に保たれたのは殆ど不思議と思はれる程で、さしにも外國の祕事を探り出すのに妙を得てゐたドイツの外交官も其の機微の事情を偵知することができたのは二年を経た事後であつた。尤もこれには多少の事情があることで、當時パリ駐在のドイツ大使に其の人を得ず、大使は常に色眼鏡を掛けてフランス政府の内情を觀察してたのも確に手ぬかりの一つであつたと云へば云はれる。

フランスの同盟熱

ロシアの同盟に對する態度

ロシアとフランスとの關係については、トルコ帝アブズル・ハミッド二世は常に此の兩國を夫婦者に見立て、ロシアを亭主にフランスを女房に擬せられたが、フランスの某將軍はパリ駐紮のドイツ大使と雜談の折に此の事に言及んで、ロシア人はフランス共和國を結婚の手續なしに、何時でも欲しい時に手に入れること出来る妻と心得てゐると述べたことがある。此の某將軍の評は頗る穿つたもので、ロシアは戦時中はフランスと行動を共にするのを便利とするが、平時に於ては共に仕事をするに適せぬものと観てゐたのである。

## 二、ロシアの同盟に對する態度

ロシアはエウロパの面積の大部分を占めてゐる平野の國で、隣國と雖も之を侵略することは不可能であると云つても可く、よし一時勝を得たとしても、ポーランドとかリトウニアとかバルト沿海州あたりを切取ることの出来るのが精々で、城下の盟をさせようなどは夢にも及ばぬところである。さればロシアとしてはエウロパ諸國の間に同盟國を求め、必要は毛頭ないのであつて、只隣國と戦を交へてゐる間に背面から敵國を脅かして呉れる其の時限りの味方があれば二層便利



プロシヤ  
フランス  
同盟

であると云ふまである。これはフランスなどと大に異なるところで、フランスはヨーロッパ大陸の西に位し、西と南には大洋を控へ、西の沖にはイギリスがあり、東には境を接してドイツがあつて、しかも陸軍に於てはドイツの精銳に及ばず、海軍に於てはイギリスの強大に敵すべくもないのである。さればこそ一八七〇年七年の役にはドイツのために敗られて、其の領土を割いた上に莫大の軍事債金までも取られたのであつて、勿論フランスの事であるから償金の方は如何に其の金額が莫大であるとは云つても身代限りをするまでの事はなく、割合容易に國力を恢復したのであるが、フランスにとつて肉體の最も大切な部分たる股肉にも比すべきアルサス・ロルレインの地を割かせられた事は憤懣、骨髄に徹して、寸時も忘るゝことの出来ないところであつた。されば思慮深い政治家を別として、感情に驅られ易い一般フランス人としては、方法の如何に拘らず成るべく速に之を奪還したいと思ふのは勢ひの自然であつて、此の望は全國民の胸中に烈火の如く燃え熾り、ブライース・ドラコン・ホルドのストラスブルグの肖像は常に喪服を着せられ、花を供へられ、小學校の教場に掲げられたフランス地圖は其のアルサス・ロルレインの

を殊更に黒く塗消されて兒童の小さい頭腦までも之を強烈に刺戟して止まない有様であつた。

### 三、フランスの國情不安

フランスは此の大敗の後國體を變じて共和政治としたが、國內の人心は容易に鎮靜せず陸海軍部内には王制を景慕する將軍連もまだ多くあつて、行政部内にも之に共鳴する者が少くなく、此の種の問題を解決するのは到底容易の事でないので、一八七九年一月、大統領元師マクマオンは其の任を辭しグレウイー之に代つて大統領となつた。フランス共和制の基礎が漸く固まつたのは此のグレウイーの時代で、従来は保守黨が獨り議會に勢力を揮つてたのが、これより後は野黨となり、政府部内に於ても各要職から退けられた。保守黨は王制黨と僧侶黨とから成つてゐたが、ローマ法王ピオ九世は一八七八年に寂せられて、レオ十三世が代つて立たれたので、僧侶黨の勢ひは俄に衰へた。次に王制黨はブルボン派(正統派)オルレアン派(立憲派)ボナパルト派(帝制派)の三派に別れてたが、ブルボン派の總裁シャンポール伯は、其の血統に就ても誕生の時から異論があつた上に、人物としての評判も宜し

フランス  
國情  
不安



くなく、レオ十三世も見限つてた始末であるので、其の派の勢力は言ふに足るものがなかつた。オルレアン派の總裁パリイ伯も、これ亦大した人物でないので、同じく振はず、ボナパルト派の總裁はナポレオン三世の長子ナポレオン親王であつたが、これは一八七九年六月一日、イギリスのゾトラー征討軍に従つて戦死せられた次で、ゼローム親王が代つて家長となられたけれども、此のお方は自由思想家で大革命の理想に共鳴せられたため、僧侶派に属するものは敢て推戴せず、其の長子ウクトル・ナポレオン親王を皇太后ユーゼーの思召に依つて黨首に推すと云つたやうな有様で、内部の不統一を來し、それやこれやで帝制派も亦勢力を失ふた。

次に共和黨は急進漸進の二派に分れ、急進派はクレマンソー之を率ゐ、漸進派はガムベッタとジュール・フェリーとの二人が専ら牛耳を取つてゐたが、此の二派は何れも共に民主主義を基調とするものであつた。しかし中でも急進派は過激な民主政治を主張して止まなかつたのに反し、漸進派は讀んで字の如く漸次に其の目的を達成する實利主義を執つて進んだ。

グレウイーが就職した當時は、王制を覆し僧侶の権力を打破する政治家として最も效を致し、随つて其の貫祿も最も重かつたガムベッタが、内閣の首班たるべき地位にゐたが、グレウイーはガムベッタの實力が頗る強大で、民衆の間に於て他を壓倒する勢ひを握つてゐるのを忌んで、先づ一八七九年の二月にはワッヂントンを擧げ、次いで十二月にはフレシネーを、翌一八八〇年の九月にはフェリーを用ゐた。此の内閣の方針としては僧侶黨を挫くことが、共和政治の基礎を鞏固にする何よりの良策であるとしたので、此の目的のために先づ教育制度の大刷新を行ふたが、しかも亦フェリーの根本方針は將來の國民を共和政治向に育て上げることにあつたので、僧侶の威化を除き去り、少年子弟を國意に馴致せしめる目的の下に、彼は先づ國民教育を僧侶の手から奪うて國家の直轄に移し、同時に又、敗餘の人心が兎角内に鬱結することを憂ひて之を外に散開せしめむことを圖つた。

#### 四、地中海沿岸の民族

アフリカの地中海沿岸地方にはアデン灣からカナリア群島に至るまでの間に互つて今日ベルベル民族と呼ばれてゐる種族が遠く太古の時代から居住してゐた。後にはギリシア人、ローマ人を初め、ダルマニも此處に移住し、サラセン帝國の

フェリーの  
内閣の方針



地中海沿岸の民族

時代になつてはアラビア人までも盛に移住したので、現在の住民は頗る混血してはゐるが、しかし地方に依つては割合にまだ純血の状態に遺存してゐる者も發見せられる。

彼等の皮膚の色は勿論暗色であるが、しかしそれは日に焼けた爲であつて、ネグロとは民族を異にして居る。彼等は宗教としてイスラム教を奉じてるので、其の多くはアラビア風の感化を受けてゐるが、其の沿海地居住者は農作を業とするものでカビルと呼ばれ、山地居住の部族はシウア、沙漠地居住のものはツワレグと呼ばれる。其の外に又市街地に住んでゐる者があつて、これは甚だ商才に富んでゐる普通にマウルと呼ばれるのは、即ち是等の商民である。

五、チュニシア問題

ところが十九世紀の三〇年代までは、フランス對岸地方の居住民には海賊を事とする者が多く、又しても地中海の商船を荒し廻るので、フランスは之が爲に屢々厄介を見ねばならなかつた。乃で一八三〇年五月、フランスは遂に意を決して其の對岸地方の要港なるアルジェーを征討して之を平げ、茲にアルジェリア植民地を置

チュニシア問題

いた。此のアルジェリアの東隣にチュニシアがある。領土は小さいが住民はアルジェリアのそれと同一系統のもので氣候も略ぼ等しいのである。此の地方の要港をチュニスと稱する。チュニスは古へのカルタゴの蹟で、ローマ時代には名高い商業地として知られ、又其の地方も穀物産地として有名な處である。彼のサラセン帝國の時代に専らアフリカと云つたのは即ち此の地方であつた。チュニスもやはりアルジェーと同様で、名義だけはトルコの宗主權に服してゐて、其の國君をベイ(公)と稱したが、實際は全くの獨立國で、海賊を業とすることに於てもアルジェーと同じであつた。一八六〇年代には、投機師、金貸商人、利權屋などの有象無象がエ、ロバの各地から此のチュニニスに集まつて來て、思ひ思ひに事業を試みたが、チュニス公は是等の輩に誑かされて、勤められるがまゝに彼等から莫大の借金をした、しかし借入が極めて容易であつたのに對して其の返済は極めて困難であつた、何にせよ其の平均金利が年一割三分といふ高率であつたので、暫時の間に元利が積りに積つて遂には二千八百萬フランといふ公にとつては實に途方もない金高に上つた。公は此の巨額の負債を抱いて困却してゐると、恰もそれを待構へてゐるやうにフランス債



権者が飛出して来て、斯う成つては他に良策がないから、いつそパリーの株式取引所に相談して低利の整理公債三千五百萬フランに乗換へられてはどうかと申出た。公は此の申出が如何にも有利に思はれたので、早速喜んで其の獻策に従うたが、然も愈々乗換が済んで見ると、公債の賣上高として渡された手取の現金は僅に六百萬フラン足らずで、其の一方では舊債の二千八百萬フランが元々通り残つた上に、別に三千五百萬フランを背負ひ込んだ結果に終つた。そこで公は止むなく其の金利を支拂はむがために増税をしたが、人民は之を憤つて謀叛したので、其の鎮壓のためには又少からぬ費用が要つた。斯う成ると形勢は益々悪化するばかりで、謀叛を鎮壓する爲には更に新税を賦課せねばならず、新税を徴收することにすれば一層人心を激せしめるのであつた。公は進退兩難に陥つて殆ど爲すべき手段を知らなかつたが、さういふ中にも叛亂の火の手は彌々高く燃え上る一方で、金利は日増に嵩むで行くので、募債金利拂増税、謀叛、募債金利拂といふ風に廻り燈籠式の苦しい遺線をし續けた揚句には、遂に臣民中の富豪を毒殺して其の財産を官沒するといふ思ひ切つた暴舉に出た。しかしそれ程にしても利子の支拂は鬼

チユニス  
公家の財  
政家風のフランス  
イタリヤ  
イギリス  
の監督員  
の競争

角滞りがちであるので、フランス債権者は其の不渡りを受ひて財政監督員を置き、斯くして公家の家計を監視すると共に、得べくんば其の支出を削減せむとした。ところがイタリヤの金貸業者や愛國者等はカルタゴが會てローマの領土であつたことを記憶してゐる外に、海一つ越せばイタリヤであるので、フランスの此の態度を視て黙つてはゐらず、早速嚴重な抗議をフランス側に申込んだ。そこで一八六九年には改めてイタリヤ人とイギリス人とが又監督員に加へられた。此の時チユニスの外債は既に積算一億六千萬フランにまで達してゐたが、監督員等は之を整理して一億二千五百萬フランに減じ、同時にフランス、イタリヤ、イギリスの利権屋を代表する其れ等諸國のチユニス領事は、政廳に迫つて朝廷に於ける勢力、鐵道、電信及び土地の利権を獲得することに競争した。

是等關係諸國の間で、イタリヤ人はチユニス公の朝廷に於て最も款待されたが、外交官廳の間ではフランスが最も好評であつた。これより以前、フランスはベルリン會議の時にワッヂントンワッヂントンを其の全權委員として派遣したが、イギリスではフランスは既にアルジェリアを占領してゐるのであるから其の東隣のチユニスに斷然たる歴



迫を加へるのは自然の勢ひであらうと認めてゐたので、イギリスの全権委員ソールスベリーは、若しイギリスがキプロス島を取つてもフランスに於て故障を入れぬならば、フランスがチュニスを取つても差支はない、とワッヂントンに告げた。なほ又ドイツのビスマルクもフランスがチュニスに干渉することにドイツは何等の異議をも唱へない旨を漏らした、これは察するところビスマルクとしては、フランスに好意を表するのが第一の目的で、第二の目的は、斯くしてフランスとイタリアとの親善を裂かうとするにあつたらうと思はれる。フランスは斯の如くイギリス並にドイツの意圖を確めることを得たので、イタリアに向つて、貴國はチュニスを取る夢を見てはならぬ、そんな事をしてはフランスの意思に反し、フランスと争ひを起す危険があるぞと云ふ意味を傳へたとの事である。

#### 六、チュニスに於ける鐵道會社の買収問題

ところが其の後間もなく、イギリスの一商事會社がチュニスで其の所有の鐵道線を買出した。これは勿論其の性質上純然たる商取引であつたが、パリでもローマでも一大事件と看做した。線路としても僅なもので、價額に見積つて先づ一百

ビスマルクとチュニス問題

チュニスに於ける鐵道會社の買収問題

萬フラン位のものであつたが、イタリア側でもフランス側でも之を外國に取られることを國辱と心得たので、フランスの商事會社が最初に百萬フランに値を附けたことを聞くと、イタリア會社は二百五十萬フランまで出さうと言つて、兩方で段々値段を擡上げた揚句、遂に四百十二萬五千フランでイタリアが買落した。フェリーの内債したところに依ると、これはイタリア政府が年々六十萬リラの補助金を與へることを會社に約束したからであるとの事であつた。

斯ういふ始末で、鐵道線路の獲得争ひではフランス側が負けたのであつたが、フランスはそんな事で仲々尻込しなかつた。此の鐵道線路の取引が行はれたのは一八八〇年七月の事であつたが、其の八月にはアルジェリア境のチュニシア土民が暴動を起したといふ報告がパリに達した。そしてそれから後も此の種の情報は屢々繰返され、翌一八八一年の春には、實に容易ならぬ形勢を現した。そこで此の年の四月フェリーは代議院に臨んで、アルジェリアの現在並に將來の安全を永遠に確保するためには討伐隊を差送る必要があるから、此の際六百萬フランの支出を承認して貰ひたいと要求した。そして其の要求が通ると早速三萬五千のフランス



兵をアルジェリア境からチュニス方面に進めて、單に國境を擾す部族を討伐するばかりでなく、チュニスの首都にまで侵入して、一八八一年五月十二日所謂バルド(御所)條約を梃ぎ取つた。此の條約の結果としてチュニス公は(一)必要を認むる限りフランスは何れの地方をも占領するを得ること(二)先づ以てフランスと協議せずして外交事務を處理しないこと(三)公の身體、公の地位並に公の領土に對する侵害に對して保護せむとするフランスの篤實なる約束を受納すること(四)公の債權者の利害の爲に新財政計畫を立てる權利をフランスに與へることを約した。

此のチュニス討伐はフェリーの顯著な業績であつて、彼としては豫定の効果を十分に收めたのであつたが、フランス議會に於てはこれが大問題となつて、フェリーは烈しく攻撃された。討伐費は如何にも多數で通過したには相違なかつたが、討伐事業が引續くに隨うて、保守黨並に過激派から政府の植民政策に對する非難は蜂の巢をつゝくが如くに起つた。中でも保守黨は復讐の思想を外にそらさうとする方針であるとして激怒し、總理大臣はドイツのためにフランスの利害を犠牲にし、ドスマルクの柔順なる家來となつたものであると痛撃し、過激派はフェリーの植民

フランスの  
アルジェリア  
の條約

チュニスの  
アルジェリア  
の條約

事業を以て社會上並に民政主義上の罪惡であると罵り、クレマンソーは此の企業  
の全部は只若干の資本家の利益の爲に始められた株式取引所仕事である、フェリー  
は議會の承諾を経ずして此の重大なる戦を起し、民主々義の制裁なしに、政を執り、  
國民の代表者が協賛した金額よりも遙に以上を消費した、と主張した。フェリーは  
之に對して、これは機運の仕事であると答へたが、如何にもチュニス事件は議會の攻  
撃を幾分首肯させるものがあつた。先づ出征軍の陣中ではチフスが大きいに流行  
して死亡者が多く出たので、議會の要求に依つて歸還を命せねばならなかつたや  
うな部隊もあつた、またチュニスが占領せられて條約が調印せられるや否や、チュニシ  
アの南方で騒動が起つて、單にチュシア全國が動亂したばかりでなく、アルジェリア  
にまでも危険を及ぼし、之がために、フランス海軍までが出動せなければ成らなかつた  
やうな始末で、市街地は一々市街戦をして辛うじて落したのであつた。斯様な有様  
であつたが、政府は企業全部に互つて公然と之を議會に説明する勇氣がなかつたので、  
密かに十萬六千の兵を出して局面を拾收しようとした。しかし如何に秘



し隠しに隠さうとしても秘密は徐ろに洩み出すものであるから、公衆は漸く討伐事業の全局面を知悉した、そして國民の大部分が政府の政策に反感を持つた。

恰も其の時總選挙があつて、可なり烈しい競争の結果、兎に角共和黨員が多数を占めたが、しかし政府の評判は頗る良くなかつた。フエリーは軍事上の行動を成るべく軽く取扱ひ、國民の名譽にかけての事として多数を維持せむと圖つたが、チュニスに於けるフランスの行動が益々深入するに隨うて議員は益々分裂した。斯くして遂にフエリー及び外務大臣バルトレミー・サンテールは議會に弾劾せられ、フランス領事ルースタンはチュニスに於ける利権の獲得運動に盛に働いたため、餘り芳しからぬ行動があつたとして新聞紙上で公然激しい非難を被つたが、此の間只ガムベッタばかりは非常な人望があつて、バルド條約も此の人の力で漸く承認を経たのであつた。それでフエリーは内閣に總理たるべき者はガムベッタの外にないと見て、一八八一年十一月十日遂に職を辭したが、ガムベッタは之に代つて總理大臣となり、クレマンソーが株式取引所仕事と屬つたフエリーの植民政策を承繼いて、討伐費の新要求を大多数を以て通過させた。

フエリーの  
内閣の  
組織の  
變遷

フランス  
内閣の  
變遷

ガムベッタが内閣を組織するに當つては、フレイシネー、フエリー等に向ひ誠意を披瀝して其の入閣を求めたのであつたが、兩人共に之を承諾しなかつたので、止むを得ず若手連を驅り集めて内閣を率ひ、國民の後援を背景として議會に臨んだ。ところが彼は自己の總裁する政黨を議會よりも重く視、又總理大臣の職責よりも政黨首領の地位を重んじたので、其の政策は議會の主張と相容れなかつた。彼は憲法を改正して元老院の権限を縮め、代議院の権力を擴げ、斯くして内閣の権力を張ると共に、自己の抱負を満たさむとする案を提出したが、議會は多数を以て之を棄つたので、遂に在任三ヶ月にして、彼は悉く聲望を失つて辭職せねばならなくなつた。これは實に一八八二年一月二十六日の事である。

そこで其の月三十日、フレイシネーが之に代つて總理大臣となつたが、幾許もなくエジプト問題が起つた。そこでフレイシネーはスエズ運河防備のため出兵の費用を要求したが、議會が之を否決したので、七月二十九日辭職し、次いでデュクレルクが之に代つた。

此のデュクレルク内閣最初の大事件は、其の年の十二月三十一日にガムベッタが急



王制黨の  
陰謀

死した事であつた。ガムベッタは一般フランス國民から共和制の権化と仰がれ、聲望の隆んなことは當代に比類がなかつたので、王制黨も彼の生きてゐる間は鳴を潜めてゐたのであつたが、彼が死んだと聞くと、俄に起つて、一八八三年一月十五日の夜、ボナパルト家の功業政策を高唱する宣傳ビラをゼローム親王の名義でパリイの町の辻々に、盛に貼り歩いた。政府は驚いて直ちに親王を捕縛して獄に下した。元來オルレアン家の皇族はこれまでとても曾て王制恢復の意思を表明したことなく、陸海軍に出仕して勤勞し、勤功も頗る高かつたので、相當の聲望があつた。殊にオーマール公アンリはルイ・フィリップの第四男で、人物・武功共に高かつたので、其の派の人々の間では横を見て公を大統領に推戴し、順次に王位をパリイ伯に勤進せむとする策を立てた事であつた。事情斯の如くであつた處へ前述の王制黨の運動があつたので、議員フロケーは王制派が此の機會に勃興せむことを憂ひ、舊皇族のフランス公民権を削つてフランス及びフランス領に居住することを禁せむとする案を議會に提出した。總理大臣デュクレルク及び陸海軍大臣は此の案に反對したが、議會は遂にフロケー案を可決し、フリエール及び司法大臣も之を

フランスの  
保護權條  
約

支持したので、過激派は茲に分裂し、デュクレルクは二十八日遂に職を辭して、翌二十九日フリエールが之に代つた。しかし一旦轉がされた石は俄に止まらず、王制の復興運動は斯くして漸く盛となつて行くのであつた。フリエールが一八八三年二月十七日辭職すると、それに次いで二十一日又フリエールが總理大臣となつて、其の植民政策を繼續した。即ち此の年六月八日、彼は更にチュニスの新公に迫つて新條約を承認させた。チュニスは此の新條約に依つて、公然フランス保護權の下に置かれたのであつて、直ちに一億二千五百萬フランの公債を募集し、フランスの希望に隨つて政務の刷新を行つたのである。フリエールは此の時議會に臨むで、單純の占領よりは保護權設定の利益であることを説明してゐるが、其の説に依ると、保護權は安くつく、何となればフランス官吏の數が少くて事足るため俸給額も隨つて多くを要しないからである、又、保護權は簡易である、何となれば保護國の行政官は些細の事務や些細の面倒に對しては責任を持つて呉れるからである、なほ其の外に又、保護權制度は戰敗國の威嚴を保存すると云ふのである。



、斯くしてフランス保護權の下に立つたチュニスは、其の教育に於ても、交通に於ても、商業に於ても著しく進歩して、一八八五年以後には有名な燐礦の産出も亦大いに増大したが、それにも拘らずフランスからの移民は存外少く、却つてイタリヤ移民の方が五割程も多かつた。一八九六年から翌年にかけては、イギリス其の他チュニスに關係を持つてゐる國々が、從來それぞれチュニス政府から得てゐた海關税についての特權を辭退して、フランス政府の施行する保護關税を認めることに成つたが、斯の如くにしてフランス共和國が海外に植民地を開く計畫を始めた事は、永遠にイタリヤの感情を害し、三國同盟の成立を助けた。

フランスは又從來、前インドに於て重大なる利害を有し、既に十八世紀中にはフランスの宣教師が此處に布教したが、十九世紀に至つてナポレオン三世の時に若干の宣教師等がアンナム方面で殺害せられたので、フランス政府は屢々討伐軍を送つた。

アンナムは當時國號を大越(大南)と稱し、阮氏が之を統一してた。統一の業を遂げた者は世祖の阮福映で、一八〇二年の五月に立ち、一八一九年十二月に歿した。

フ  
ラ  
ン  
ス  
の  
前  
植  
民

年號を嘉隆と立てたので、之を嘉隆帝と稱した。次は聖祖仁帝阮福皎(担)で、これは一八二〇年の一月に立ち、一八四〇年の十二月に歿した。國號を大南と稱したのは此の帝の時代で、實に一八二一年の事であつた。年號は明命と稱した。第三代は憲祖章帝阮福時(暉)で、一八四一年の一月に立ち、一八四七年の九月に歿した。年號は紹治であつた。次いで、第四代の翼宗英帝阮福任は一八四七年の九月に立ち、一八八三年の六月に歿した。年號は嗣徳と稱した。フランスとの交渉が始まつたのは實に此の帝の時であつて、爾來國運頗る振はず、後には遂にフランスの保護國となり、又其の植民地と成り了るのであつた。

フランスが討伐の結果として、アンナムから其の國南の地を割かしめ、之をコセシースと名けて、ドンナイ河口を其の手に制し、サイゴンの港を置いたのも此の帝の時であつて、同時にアンナムの他の諸港も貿易の爲に開かれたのであつたが、其の後幾許もなくフランスはドイツと戦うて敗れ、國力稍衰へたので、それを見たアンナム政府は密かに支那の兵力を借りて、此の機會にフランスの勢威から脱却せむと圖つた。それと云ふのは、一八七四年のサイゴン條約に依ると、アンナムは

フ  
ラ  
ン  
ス  
の  
前  
植  
民



フランスの外交政策に随ふはずに成つてゐたのであるが、元來此の國は支那の宗  
主權を載いてゐる國であるので、支那政府はフランスに對して種々の妨碍を加へ、之  
と密かに氣脈を通じてゐらしい群盜が所存に跋扈跳梁して、フランスの條約利用  
に邪魔を入れて廻つた。一八八〇年六月以來トンキンに起つた騷擾も、此の群盜  
共の仕業で、フランスは遂に軍事上の行動に訴へて自國の移民を保護するか、或は  
トンキンを放棄するか、二者其の一を擇まねばならぬ事となつた。

トンキンは元交趾の地で、アンナムの據つて起つた處であると共に、地理上に於  
ては紅河の灌漑する平野に當り、人口約一千万、綿及び米の産地として知られ、氣候  
もそれ程暑くなくて、ちやうどヨーロッパ人の移住に打つてつけの場所である。面  
積は凡そフランスの三分の一ぐらゐの大きさがあつて、紅河を遡れば雲南に入る  
ことができるし、廣東との取引も極めて有望である。フランスが一八七四年の條  
約に依つて此の地に勢力を据ゑ、紅河を自由に航行する權を握ると共に、トンキン  
の三市に領事を置く權を獲得したのは、是等の利益に着眼しての事であつたが、事  
實上紅河の航行は甚だ不安全で、ともすれば黒旗兵と稱する群盜が出沒して其の

フランス  
の紅河  
航行自  
由

航路を脅かすので、貿易の成績は殆ど擧がらなかつた。

斯様な状況で、フランスは折角アンナムに根據を得ても殆ど何の效もない始末  
であつたが、其の上になほフランスの弱り目につけ込んだアンナムは、前にも述べ  
たやうに、支那の後援を頼みにして、急に強硬の態度を示し、一八七四年の條約に對  
してフランス政府に抗議を申立て、兵力を以て其の廢棄を主張した、そして數名の  
フランス人はトンキンに於て殺害せられた。

### 七 フランスのトンキン征服

フリーが再び内閣總理大臣となつたのは恰も此の頃であつたが、彼が其の職に  
就くと直ちに局面は激變した。即ち彼は曾てチュニスを占領した時の如く、トンキ  
ンに對しても進取の策を執つて、殺害されたフランス人の仇を報ずるために討伐  
隊を送らむとしたのであつた。フリーがいつでも斯様に大規模の植民政策を立  
てるのは、彼としては實際フランスの爲に止むに止まれぬ事と考へてのことであ  
つて、先づフランスは其の人口の上から觀れば、到底植民地を經營する餘裕はない  
のであるが、しかも其の工業上の立場からは是非とも其の賣込市場が必要である。

支那の  
アンナム  
の後援



然るに北アメリカはと云ふと高い關稅の障壁を築き廻らして外國品を入れまいとしてゐるし、南アメリカも漸く工業を起して自給自足の地歩を固めようとしてゐる。それでは退いてニッロバ方面に得意を求めたらどうかといふに、フランスの工業はイギリス又はドイツの工業に比べて甚だ及ばない點があるから、到底競争はできない。そこでフランスにとつての賣込市場は、どうしてもこれをアフリカ又はアジアのまだ十分發展せぬ國々に求める外はないことに歸する。次に又第二の理由として、フエリーの考へたのは、フランスは大國として世界に立たねばならぬ、といふ事であるが、彼は其の方法を商業の發展に求めた。そこで此の二つの目的を兼ね遂げるために、彼はチニス、マダガスカル、トンキンに注目して、是等の地をフランス商船に糧食を供給し、其の商業を保護するための足溜りにしようとしたのであつた。蓋し、當時のフランスはまだイギリスと競争するに足るだけの國力もなく、随つて又地中海若くはチンネル海峡に於ては容易に發展のできる見込もないので、止むを得ず遠く海外に出て經營の歩を進める外に策はなかつたのである。フエリーが此の政策を實現するためにしたトンキン討伐の計畫は最初容易に議

のフ  
ラ  
ン  
ス  
の  
征  
服  
キ  
ス

小規模の  
トン  
キン  
の  
討  
伐  
案  
成  
立

會の容れるところとなつた。そしてフエリーは此の案を提出するに當つて、特に其の討伐を狭い範圍に限り、トンキンさへ占領する意思のないことを明言した。此の計畫は恰もチニスの討伐と同様に最初は氣持よく效を奏した。當時アンナムでは英帝が既に殂して、其の後之に次いで一八八三年に立ち年號を育徳と稱した瑞國公も在位僅に三日にして殂落し、郎國公新に立つて年號を協和と唱へた時であつたが、此の王も亦其の年十月毒に中つて殂し、同月簡宗誼帝繼いで立つて年號を建福と稱したが、これ亦翌一八八四年の六月に殂し、同月出帝雍歷代り立ち年號を咸宜と稱したといふ始末で、不幸が絶えず其の王室を襲うてゐる折柄であつたので、遂に一たまりもなく敗れ、一八八四年アンナムは改めてフランスの主權を奉じ、國君は爾後フランスの經營に對して何等の妨碍をも企てないことを約束して事落着に及んだ。そして支那も亦アンナムに對する宗主權を強いて主張しないかのやうに見えた。

狀況は斯の如くフランスにとつて良好であつたので、フエリーは國內に於ける過激派の反對を深く恐るる必要もなかつたのであるが、それは極めて僅の間の小康



であつた。暫くの間鳴をひそめて形勢を観てゐた支那は、時機が熟したと見ると、今まで着てゐた覆面を静に脱して漸次に曖昧な態度を示し、外交關係は茲に段々こみ入つて來て軍事上の狀況も漸く不安に陥りかけた。そしてそれと同時にフェリー内閣には徐々に危険が迫つて來た。

#### 八 フランスと支那の衝突

さういふうちにもトンキンの形勢はフランスを益々不利に導いた。從來フランスが採つて來た軍事上の處置は不十分であつたことが彌々明白になつて、若し支那との談判が破裂して戦争が又起るとすれば、到底支那軍に對して勝味のないことが判つた。そこでフェリーは全然根本から其の計畫を立て直し、アンナムを完全に屈服させて、支那軍に應援せられてゐる黒旗兵を其の全土から掃蕩すること  
を期すると共に、一方フランス艦隊に命じて海南島を占領させ、斯くして支那を牽制せむと試みたのであつたが、其の結果は、支那、アンナム、カンボジアと三國を相手の談判となつて、支那は、軍隊を撤退して、其の港灣をフランスに開き、アンナムは自らフランス保護權の下に其の國を置き、カンボジアは其の獨立を棄て、フランスの

フランスの討伐計畫を直し

フランスと支那の衝突

勢力範圍に依ることをフランス側から要求した。此の要求は容易に容れられさうに見えたが、其の間支那は例の得意の戦法で談判を遷延し、兎角に曖昧の態度を採つたので、其の間に経過は漸く又不良となり、新しい紛議は突發して、談判は正式に停止こそせられないが、一方では正式に支那との戦が始まつた。

其の間パリでは頻に矛盾する情報に到着して、政府も議會も其の真相を了解することが出來ず、何れも皆徒らに遠方から成行を臆測して騒ぎ立てるのみであつたが、さういふうちにも、トンキンの事態は益々悪化して、討伐は意外の範圍に擴がり、其の成績は頗る疑はしくなつて來た。そこでフェリーは自分の内閣が政治上の危地に立つたことを知つて、此の事件に就ては議會で曖昧の態度をとり續けた。何さま大規模の植民政策を遂げるのには相當の犠牲を要するわけで、随つて議會に於て十分の賛成を得難いことは云ふまでもないが、フェリーは、此のトンキン討伐は實際の公法上の戦であるか、或は又既に存在するフランス領保護のための警備に過ぎないものであるかと云ふ間に對して、曾て明白なる答辯を與へることができなかつた。そして極東に於ける外交状態が益々紛糾し、益々不安となれば成る



程一層寡言となつた。

凡そ代議政體の國では秘密を以て政務を執ることは困難であつて、それのできるのは直接の成績を挙げつつある場合に限るのである。さればフェリーの態度が議會に及ぼした影響の悪かつたことは勿論で、其の事は議會に於ける個々の場合の政府信任投票數で判る。即ち一八八三年七月十日には、七八に對する三六二で、同年十月三十一日には一一五對三二五、同年十二月十日には二〇一對三〇八といふ事に成つてゐる。

### 九 フランスのトンキン征伐の失敗

斯くてトンキン討伐軍の成績が愈々疑はしく成ると、議會に於ける極左黨の反對は茲に確定の姿を示した。彼等の非難は要するにチュニス討伐の時と同様の理由で、即ち政府は殊更に怠つて適當の時期に議會を召集せず、憲法違反を敢てしたものである、増遣軍の爲に金を得むとして後暗い約束をし、又、議會で公言した義務に背いて攻略併合を恣にしたのは不都合至極であるといふにある。クレマンソンの如きも、トンキン討伐に關する質問を起して、討伐費は黒旗兵鎮壓のために協

議の反極に於ける  
フランスの  
議會の  
反對

フランスの  
トンキン  
征伐の  
失敗

賛されたものである、然るに討伐軍は俄に支那政府と相對してゐる、質問者は外交文書の公表を要求すると述べて、正面から政府を攻撃した。

フェリーがトンキンに事を起した手續は恰もチュニスに臨んだのと全然同一の方針であつた。彼がチュニスを討つた時は最初からトルコの宗主權を認めないで之を一個の完全なる獨立國と見做し、隣境アルジェリアに近く騒亂の起るのは、畢竟チュニス政府が治國の責任を全うしないからである、フランスは自國の領内に騒亂の及ぶのを忍ぶことはできぬといふ理由で、其の安全保持の名の下に斷然討伐を加へたのであつたが、トンキンの場合も之と同じ事で、コセンシーヌの境に近い地方に群盜が割據して暴力を揮ひ、フランスの移住民を妄に殺害するのを、フランスとして黙視することはできぬといふのが其の表向の理由であつた。そこで支那に對しても、フランスは、コセンシーヌの安寧とフランスの國威とを保つために其の討伐隊を紅河の流域に差向けたのであつて、紅河流域の地は獨立國たるアンナムの領土であるから、支那には毫末の關係もない事であると答へてゐる。

しかし其の理由は兎も角として、トンキン討伐隊の成績はフェリーの豫想したや



うには容易に運ばなかつた、それに議會には秘密にして盛に軍事行動を進めたので、自黨の間でさへ往々異議が起るといふ有様で、黨の節制は漸く緩み、中には敵黨たる保守派に趨り、過激派に投ずる者さへ生じて、遂には中堅の混亂を見るに至つた。これより前、一八八四年五月十一日北京駐在のドイツ公使マックス・フォン・ラントの斡旋で講和條約は天津に於て調印されたが、清廷はこれを批准しなかつた、フェリーは艦隊司令官海軍中將クルーベに命を傳へて福州の造船廠を壊ち臺灣の雞籠港を取らしめた、クルーベは八月十八日閩江に支那艦隊を全滅し、二十四日に造船廠を破壊したが、雞籠港は容易に取れず、封鎖して年を越し、一八八五年三月八日海軍大佐デュシェーヌは雞籠の前面に於て激戦すること四日の後支那守備隊が淡水に退いたので、漸く雞籠に入る事ができた、然るに其の二十九日圓らずもトンキンからの敗報が達して、フランスの討伐隊は支那部隊と戦うて大敗したといふことが知れ渡ると、まだ公報の達せぬうちから、院内は沸騰して議員等は盛にフェリーに罵聲を浴せ、彼の政策を痛撃した。

當時自由黨は院内に於て約百名を算へ、なほ優勢を保つてゐたのであるが、事茲

フランスの  
討伐隊の  
敗報

に至つては如何ともすることができないので、三月三十日フェリーは遂に其の職を辭し、自由黨も亦見す見す多数を擁しながらも政府を維持する勇氣を失ひ去つて、内閣の壊れると共に權勢の地から振落された。

フェリー内閣は覆つたが、フランス軍の敗北は想像されたほど無慘ではなかつた、又幸にも和議は正式に成り立ち六月十八日天津に於て調印された、勿論フランスは支那より一錢の軍事償金をも貰はず、一寸の土地をも取らず、アンナムに對する支那の宗主權さへ認めて唯僅にトンキンより入る廣東、廣西、雲南三省の國境關稅を輕減して貰つたばかりであつた、然し當時不景氣に困つてゐたフランスに取つては有り難い條約であつた、アンナム・カムボヂヤの内地の騒動は仲々静まらななだ、これがさしたる程の大事でなかつた、而して此の事あつたがために二十二年前に暹羅に對する外交事務を取扱ふ委任を押し取つたカムボヂヤにフランスの統監政治を確立することができた譯合であつた。

#### 十 フランス内閣の更迭頻繁

フェリーが失脚すると、次いで之に代つて立つたのはブリッソンであつた。此の内

フランスと  
支那との  
和議の  
成立



閣の組成されたのは一八八五年の四月六日で、フレイシネーは外務に當り、サルヂ・カ  
ルノーは大蔵、ゴブレは文部に當つたが、其の十二月二十九日には一同辭職し、其  
の翌一八八六年の一月七日には、フレイシネーが自ら總理大臣となつて外務大臣を  
兼ね、サルヂ・カルノー、ゴブレは元の如く、バイオーは工務に當り、ブーランジエ初  
めて入閣して陸軍大臣となつた。

ブーランジエは陸軍大將で、元チユニス總督であつたが、僧侶派の人で又王制黨に  
も關係があつた。王制黨の中では帝政派が最も無智で、甚だ雷同性に富み、群衆を  
踏臺として政權に有りつくことを常習としてゐるものであるが、ブーランジエも  
亦此の派の故智に倣つて急進過激派に投ずる勞働者を操縦して權勢を收める方  
針を執り、それ等の關係から、一方又急進派とも連絡を通じてゐた。此の時院内で  
は共和黨既に瓦解して勢力を失ひ、保守、急進、自由の三黨殆ど鼎立の姿をなしてゐ  
たが、内閣は施政の綱領を踏んで議會に臨むことができず、殆ど左顧右眄して一時  
を糊塗するの外はない窮狀にあつた。

フレイシネーがブーランジエを登用したのは、全く議會の狀勢に顧みて、保守、急

フ  
ラン  
ス  
に  
ま  
た  
選  
内  
閣  
案  
に  
更

進の二派と連絡を取らむがためであつたが、此の時まだ舊皇族處分の件が其のま  
ゝに成つてゐて、長く捨置くと段々面倒なことが起つて來るので、急進派は政府に  
迫つて速かに其の決定を促した。そこで政府としてはどうしても之を早急に解  
決する外はなくなつたが、只問題となるのは、舊皇族の全部を國外に追放するか、若  
くは只公然と王制を主張する舊皇族並に其の長子に限つて追放するかといふ事  
であつた。

蒐に角閣議は愈々之に就ての勅令案を提出することに決定して、内務大臣の手  
許でそれを起草する運びとなり、五月二十七日議會に提出したが、此の時別に又一  
議員から舊皇族の財産を沒收し、其の金額を以て養老財團を設立せむとする案が  
提出された。此の議員案は結局否決されたが、同時に又舊皇族の全部を追放せむ  
とする案も否決されて、只公然王制を主張する皇族並に其の長子を追放すべしと  
する案が可決せられた。此の案に對しては元老院で有力な反對説も出たが、フレイ  
シネーは「われ等は共和制を防護せねばならぬ、それは事實上の危険があるため  
ではなく、我等の政府の外に別の政府があつて、一般人民の眼から觀て我等の政府が

舊皇族處  
分問題



異様で又薄弱なるものゝ如く見える虞があるからである」と主張した。結局此の法案は可決せられて六月二十三日の官報で發布せられたが、之に觸れる舊皇族は差當り四人であつた。パトリ伯即ちオルレアン公ルイ・フィリップ及び其の長子ルイ・フィリップ、ロベール公、ゼローム子、ポレオン公及び其の長子ウイクトル・ナポレオン公がそれである。又同法では舊皇族は悉く皆公職を帯ぶることができない規則になつてゐるので、在官の舊皇族は皆辭職されることになつた。

斯くて當面の問題を片づけたフレイシネー内閣は、同年十二月まで持ちこたへたが、其の月三日辭職し、約一週間後の十日に至つてゴブレーが之に代つた。此の時に大統領グレウイは永續する内閣を組織することのできる人を求めたのであつたが、それは非常に困難であつた。急進派の新聞紙は専ら代議院議長のプロケールの適任であることを唱へたが、此のプロケールは急進派の首領で、一八六七年六月パリで萬國博覽會が開會されたについて、ロシア帝アレキサンドル二世がパリを御訪問あらせられ、司法省内の客殿に御滞留あつた際、其の間近で聞こえよがしに、ポーランド萬歳を大音で叫んだ人物であるので、遠慮のある人々は若し斯様な

人物を内閣の首班としたならば、ベテルブルグに於ての感情は面白くなからうし、随つてフランスとロシアとの間に政治上の協調を取結ぶ邪魔になる虞があると考へて反對した。ゴブレーに組閣の命が傳へられたのは之がためであつた。

しかしフレイシネーの後を受けてゴブレーが組織した新内閣に於ても、陸軍大臣は依然としてブーランジエで、其の勢力は常に内閣を壓した。ブーランジエは閣議の時にはいつでも平和の語調を用ゐたが、公式の會場に於てはフランスの外交關係を復讐戰に導くことに全力を注いだ。そんな關係から外務當局は非常に苦しい立場に置かれるわけで、外務大臣は此の悍馬のやうなブーランジエの手綱を控へて、獨立の外交政策を執ることのできる人でなければならぬのであつたが、そんな人物は容易に得られないので、其の椅子は暫くあいてゐた。其の月の十三日に至つて、漸く樞密院副議長のフルーランが入閣して外務に當ることゝなつたが、此の内閣も亦短命で、翌一八八七年の五月十七日には、議會から實行不可能の經費節減を迫られてゴブレーが辭職し、同じく二十九日にルーウイエーが代つて内閣を組織した。

陸相  
の勢力  
は



此の内閣ではルーウィエー自ら總理たる外に大藏、逓信を兼ね、外務はフルーラン  
 が元通り居すわつたが、ブーランジエーは除かれた。急進派の新聞紙はブーランジエ  
 ーの失脚を憤り、大統領グレウイーを攻撃して、群衆を使喚し、遂に穩ならぬ行動にま  
 で出させたが、警察官の外軍隊も出動して之を取鎮めた。しかし大統領グレウイー  
 は、偶然其の家庭に不始末が勃發したため任期中であつたにも拘らず、十二月一日  
 遂に責を引いて辭職した。

後任大統領の候補者としては、フェリーの呼聲が最も高く、それに次いでフレイシ  
 ネーが好評であつたが、保守急進の二派は何れも皆フェリーを喜ばず、フレイシネーも  
 政敵が多いので、兩人共に候補を避け、其の結果サヂ・カルノーが十二月三日推され  
 て大統領となつた。此のサヂ・カルノーは大革命時代に有名な陸軍大臣であつた  
 カルノーの孫に當つてゐる。祖父のカルノーは初めナポレオン一世に仕へること  
 を欲せなむだが、一八一四年に至つて出仕し、功を以て伯爵を授けられた。さればサ  
 ジ・カルノーも當然伯爵であるが、曾て爵を號したことはなかつた。父カルノーも  
 亦一八四八年に於ては共和政府の國務大臣を勤めた人で、此の時もまだ八十七歳

フ  
ラ  
ン  
ス  
の  
新  
大  
統  
領  
ノ  
サ  
ヂ  
カ  
ル  
ノ

の高齡で生存してゐた。そして其の子のサヂ・カルノーは工科大学に學んだ工學士  
 であつた。

斯の如くに新大統領が既に、定まつたので、十二月四日、ルーウィエーは總理の職を  
 辭し、十二日テラール之に代つて内閣を組織した。此の時も外務大臣はフルーラン  
 が元のままでゐた。テラール内閣は翌一八八八年の三月まで續いてゐたが、其の  
 月三十日に至つて辭職し、四月三日、代議院議長フロケールがこれに代つた。此の時  
 の外務大臣はゴブレールで、陸軍大臣にはフレイシネーが當つた。フランス共和国で文  
 官の陸軍大臣を任じたのはこれが最初である。しかし此の内閣の壽命も一年足  
 らずで、一八八九年の二月十四日には辭職し、其の二十二日には又テラールが代つ  
 て政局に立ち、フレイシネーを陸軍、コンスタンを内務、ルーウィエーを大藏、スビュル  
 を外務に配した。一八七〇年三月十三日にはテラールが辭職して、十七日フレイシ  
 ネーが之に代り、自ら陸軍大臣を兼ねて、コンスタンの内務、ルトウイエーの大藏を  
 元通りに据え、外務の局にはポボトを當らせた。引續いて陸軍參謀本部をドイツ  
 式に改める法律を制定し、陸軍中將ミリップルを總長に、ゾボアデッフルを次長に任じ



た。

## 十一 フランスの二大政治思潮

フランスはマザレン・サー・シユリヤー此の方専ら中央集権主義を把り、國家論を以て國體の眞髓としてたが、十八世紀に至つてウォルテール、ル・ヂドロ等が輩出して人権論を唱へ初め、遂に大革命とまでなつて、自由平等博愛の主義が一世を風靡した、がルイ十六世やナポレオン一世は國家論と人権論との衝突を避けて二つながら之を並立せしめ、天佑及び民意に依つて大權を掌る主義を立てられた。しかしながら斯の如く生ぬるい折衷説では一般の人心を満足せしむる力がなく、十九世紀を通じて王制論者は飽くまでも舊來の國家論を敬慕し、人権論者は大革命の理想を鼓吹し、國體はこれがために絶えず動搖して、民心の安堵を得なかつた。

一八七一年ドイツに敗れて以來は断然共和制を布いて人心の一轉機を劃さうと圖つたが、在野の王制派は飽くまでも共和制を忌嫌うて少しでも乗すべき機会があれば之を覆さうと考へ、共和政治に依つて國礎を鞏固に立直さうとする政府の政策を百方妨碍して倦まなかつた。フエリーの事業が中途で挫折したのも實に

フランスの二大政治思潮

これがためであつて、彼は既に述べた通り大いにフランス國民の海外發展を策して、一意外外交の圓滑を圖り、併せて漸次に國利を増進せむと努めたのであつたが、議會の多數に掣肘せられて萬事意の如くならず、遂に二回まで内閣を投出した始末であつた。

斯の如くにしてフエリー折角の大計も遂に之を事實にすることを得なかつたが彼の遠大の方針は其の後漸く民心に浸潤し、保守黨先づ共和制の遂に傾くべからざることを知つて其の反抗を止めた。

保守黨が戦線から退くと、之に次いで攻撃の矢ぶすまを作つたものは共和黨の急進派であつたが、彼等は憲法に根本から改正を加へて複選の代議院、一年志願兵を廢し、所得税の賦課、勞働者保護制度の設定を爲すべきことを主張し、殊に其の過激なものは更に元老院大統領、國務大臣等をも廢して、代議院大權を掌握し、町村には自治を與へ、司法官は之を公選とし、常備軍の制度を罷め、小學兒童の養育教導は凡て國家に於て負擔し、經濟上に自立のできない者は町村之を扶持すべきであると絶叫した。さればフエリーの計畫したやうな多額の出費を必要とする海外經營

共和黨の保守論



事業に對しては、絶對に不賛成を唱へて、之を排斥したること勿論であつたが、一八九〇年代には彼等も漸く國外の事業に興味と利益とを感ずるに至つたので、政府に對する反抗運動を社會主義者に譲つて退いた。

斯ういふ風であつたので、チュニシア並にインドシナの事は色々の困難があつたとは云ひながら、政府の盡力で豫りに渉り、幸に外交上ではこれと云ふ程の面倒もなしに其の計畫を進めることができたのであつたが、特に取返しのつかぬ失敗に終つたのはエジプト事件であつた。

フランスは舊來エジプトに對して經濟上にも又文化上にも色々施すところがあつたので、其の將來については頗る望を懸けてゐた。既にナポレオンは一七九八年に於て、イギリスを牽制するためにエジプトを占領し、次いでオルレアン朝はエジプト藩主メヘメットアリを助けて頗る畫策するところがあつたが、列國の壓迫が餘りに烈しかつたため、一八四〇年止むを得ず一時手を引いたが、ナポレオン三世の時に至つて又々經濟上に手を伸ばし、一八五八年にはスエズ運河會社を設け、イギリスが其のケープ植民地を保護せむがために様々の妨碍を試みたにも拘らず

エジプト  
事件

見事其の運河開鑿に成功した。イギリスとフランスとの經濟戰はこれから始まるのであつて、此の時エジプト藩主に於ては運河會社株式の大半を持つてゐたのであるが、豫想外に失費が嵩むたので頗る困つた結果、一八七五年其の持株全部をフランス政府に賣込まうとして商談を持ちかけた。ところが當時フランス政府では財政上の都合が悪くて買入れることが出来なかつたので、それを聞いたイギリスは機乗すべしとして議會の協賛をも待たず、責任支出で急に之を買入れた。斯くして遂にフランスはイギリスに割込の餘地を與へたのである。

そこでエジプトでは此の年即ち一八七五年以來、フランス・イギリス二強國の財政監督の下に置かれることとなり、兩國は事實上相並んでエジプトに君臨するに至つたが、これは勿論エジプト國民の快しとせぬところであつた。

## 十二 エジプトの獨立運動

殊に一八七七、一八七八の兩年に跨るロシア・トルコ戰役此の方イスラム教徒の愛國心は頗る刺戟されたので、エジプトでは民論が盛に沸き立ち、アラビ・パシヤの率ゐる陸軍部内ではエジプト國家の獨立論が唱へられ、豫算協賛權を專有する國



民議會を召集すべしとの議が主張せられた。しかし其の要求を聽容れるとする  
と、フランスとイギリスとは何れもエジプトの財政監督權を離れることになるの  
で、イギリスは此の場合若し必要があれば武力に訴へても公式の保護權を設定せ  
ねばならぬとして、フランス側に其の旨を交渉した。そこで一八八二年一月七日、  
兩國の間では共同通牒が成り、フランス内閣總理大臣ガムベッタは、茲にイギリスと  
相携へて猛進政策をとる事になつた。

ところが此の年ガムベッタが其の職を辭して、フレシネーが之に代るや、彼は斷然  
たる態度を把ることを好まず、之を列國會議に附議せむとした。そこでイギリス  
との交渉は今までのやうに進捗せず、兩國共に形勢を見てゐる間に、エジプトでは  
益々民論が熱狂し、アレキサンドリアは遂に亂民の手に墮ちて、危険は且夕に迫つ  
た。しかも其の際に至つてもフランス政府は武力干渉を敢てせず、議會も亦其の  
出費を惜んで、フランスの利害が直接に脅されない以上干渉の必要はないとした。  
フランスがエジプトの問題から斷然手を引いて、之をイギリスの獨斷擅行に委し  
たのは此の時からであつた。

エジプト  
の獨立運動フランス  
とイギリス  
との關係

尤も當時はイギリスに於ても、自由党内閣を率ゐて朝に立つてゐるグラッドスト  
ーンが進むでエジプトを占領することを欲しなかつたので、騷擾の鎮靜次第撤兵  
することをフランスに約したのであつたが、恰も此の時エジプト領のスマンでマ  
ーデーの亂が起つたので、イギリスは遂に其の約束を守る機會を得なかつた。そ  
こでイギリスは一策を案出して、エジプトを中立の状態に置き、イギリスは統監を  
此の地に置いてエジプトの政務を補佐する代りに、フランスは其の國からエジプ  
ト國債委員會總裁を出して財政を監督させる事としてはどうかと、フランス側に  
交渉した。ところが之を聞いたフランス政府は大いに怒つて自今自由行動を採  
るべき旨を聲明し、愈々イギリスと絶縁すると共に、新に眼をアフリカのコンゴ  
河流域に注ぎ、命をブラザに與へて、大規模の探險を試みさせ、新植民地の設定に頗  
る力を致した。ブラザは國命を奉じて一八八三年より八五年に互り、前以て目ざ  
した地方を探檢し、且つ又土民と契約して茲に豫定の通り新植民地を設定し、遂に  
一八八五年にベルリンで催されたアフリカ領有に關する列國會議に於て、コンゴ  
トをフランス領として認めさせることに成功した。フランスがマダガスカル



フランスの  
同盟の  
増進

討伐並に占領を行ふたのも此の時の事である。然るに元來イギリスは、海外に植民地を經營することを以て歴世の國策とし、之を自國限りの特權であるかの如くに心得て、他國が其の國外に新植民地を設定する時には必ず之を妨礙することを常例としてゐたところへ持つて來て、エジプト問題についての仲違ひが底にあるので、兎角にフランスのマダガスカル占領に邪魔を入れ、新しくして兩國の間は益々不和になつた。そこでフランスも亦陸に廻つて、エジプトに於けるイギリス總領事の統監政治に極力妨礙を試み、國民も亦イギリス政府のエジプトに於ける態度を積暴であるとして憤激し、遂にフランス國內に於ては、我等の假想敵はライン河の對岸にあるのでなく、チャンネル海峡の沖合にあるのであると唱へる者が起つて、此の際フランスは、イギリスの世界帝國策をアジア方面に於て脅かす位置にあるロシアと同盟すべきであるとの議論が一部に萌し初めた。

### 十三 フランスに於けるロシア親善論

フランス國民の一部に、ロシアとの親善論が起り初めた時に於て、一方ロシアの

フランスに  
於ける  
親善論

國情はどうであつたかと觀るに、これより前、ロシアではベルリン會議でサンステファン條約を散々に破壊せられたため、其の會議の議長であつたビスマルクを恨むこと甚だしく、ゾルチエフの如きは、ビスマルクは必ずロシアに同情して其の利益を十分に圖つて呉れるであらうと確信して、たのに意外にも彼に欺かれたとして心密かにドイツを疎外してゐる始末であつたので、フランスがロシアに對して頻りに食指を動かしてゐることを知ると、直ちに之に對して接近を試み、ロシア・フランス同盟の可能性があることをフランスに仄かした。それは實に一八七九年秋の事であつた。

さりながら此の時はまだロシアも戰役に疲れて容易に立つことが出來ず、一方アフガニスタンではイギリスを相手に睨み合はうてる状態にあつたので、ドイツとの平和を棄てることを好まず、フランスも亦植民政策施行の都合上ドイツの好意を無視する氣がなかつたので、兩方で互に接近せむとする心持はありながら、共に舊態を守つて暫く靜穩を保つてゐた。ところが其の以前からロシアにとつて長い間の重大懸案であつたブルガリア問題は容易に納まらず、其の結果ロシアとド



イツとは隠然反目するに至つたので、ロシアは漸く又フランスに近づかむとし、フランスに於ても、亦此の時は、保守黨がロシアとの親善論を提唱して、フランスは如何なる事情の下にあつても大いにロシアと親善し、ドイツの好意を維持する必要のある植民政策を棄て、専ら復讐の道に進むべきである、と論じてゐる時であつたので、兩國は次第に双方から進み寄り、一八八七年十月、ロシアのニコライ太公がフランスのデュンケルク港を訪問して、宴會の席上で、フランスに好意を表する宣言をされた時の如き、一部フランス人の間に於けるロシアの人気は頗る高められて、ロシア親善派はこれがため大いに意を強うした。

#### 十四 フランスに於ける復讐

こゝで少しく話を後へ戻してフランスに於ける所謂復讐論の事を明らかにして置く必要がある。

これより先、一八八五年、フランスではフエリーが總理大臣の職を辭し、次いで之に代つてブリッソンが組織した内閣も其の年末に崩壊し、翌一八八六年一月、フレイシネーが新に任に就いた。前年十月に總選舉を行つた結果政府黨は最も優勢で、議席

フランスに於ける復讐論

愛國團の組織

三〇〇を占め、保守派一七〇、急進派一二〇に對して何れも多數の位置にあつた。さりながら是等院内の反對派が共に聯合して政府に當るとすれば、其の差は僅に一〇であつて、到底勝味のないことは明瞭であつた。前にも述べた通りフレイシネー内閣にブーランジェーが陸軍大臣として入つたのは實にこれが爲であつた。ブーランジェーは前にも述べた通り僧侶派出身であつたが、しかも一方では民主主義を懐抱してゐたので、閣員中で特殊の位置を占め、自ら政府の一員でありながら政府反對の二派と聲息を通じて、機會さへあれば愛國主義の言論をほしきまゝにした。當時フランスの民間殊にパリーの下層社會に於てはドイツに對する復讐論を主張する者が夥しくあつて、議員デルレーイドの如きは殊に激越なる主戦論を熱叫し、多くのパリー人から復讐觀念の活權化としてたゞへられた。此の男は所謂愛國團なるものを組織して、なほ類に其の徒黨を聚め、斯くして其の政治上の地盤を固めてたが、ブーランジェーが入閣すると直ちに之を神輿に擔ぎ上げて、益々ドイツに對する復讐論の急務であることを主張した。

#### 十五 ドイツとフランスとの間の感情阻隔



斯くしてドイツとフランスとの間では、次第に感情の悪化を見るばかりであつたが、一八八七年四月二十日、偶まフランスの警察官シュネーベルが國境のウァーシュ山間を巡察中に、過つてドイツ領に踏入つたのを、ドイツ側の森林監守が見咎めて逮捕し、アルサス・ロレン地方を偵察する目的の下に侵入したものであるとして断罪したので、フランスでは激烈な政論が起り、戦争の物發は今や且夕に迫つたかの如き形勢を示した。此の事は幸にドイツが自國官吏の處置の誤つてゐたことを謝罪して其の月二十九日シュネーベルを放免したので、無事落着したが、フランス愛國團の面々は之を好機として益々國民の復讐心を煽り立て、ブーランジェーは大いに之を利用した。此の時はフレイシネーは既に其の職を辭してゐたが、彼は其の在任中に於て常に此の陸軍大臣の過激な言動を抑へることに骨を折らされた。しかし何さまブーランジェーは下層階級の人氣役者であつたので、外交關係の上からは之を罷免した方が好都合であつたにも拘らず、其の儘留任させて置いたのであるが、フレイシネーの後を受けたゴブレールも遂に之を動かす事ができなかつた。そこで國に乗つたブーランジェーは、復讐戦を遂げる準備として陸軍の編成

ドイツとフランスとの感情の悪化

ブーランジェーの地方轉任

を刷新し、ドイツの國境に沿うて要塞を増築し、なほ現役兵數を増加し、大いに兵器彈藥の改良を施行した。此の思ひきつた露骨の行動には、フランス朝野の識者何れも皆眉を擡めたのであつたが、一八八七年五月十七日ゴブレール其の職を辭して、ルーヴィエー之に代るや、内閣の統一漸く固きを得たので、断然ブーランジェーを内閣から逐出し、之を其の政治上の地盤たるパリから遠く地方へ轉任せしめようと思つた。乃ち其の年六月ブーランジェーを罷めて第十三軍團長に任じ、之をクレルモン・フェランに赴任せしめた。

しかしブーランジェーはそんな事で怯む男ではなかつた。彼は直ちに敵の打つた駒を利用して、自分が軍團長となつたのを機會に、帝制派の總裁たるウイクトル・ナポレオン公と連絡を通じ、王制僭僞兩派の代表者として采配を振つた。

此の兩派の者共は大將ブーランジェーを議員たらしめようとして奔走したが、總選挙はさう屢々ある事でないので、所謂ブーランジェー派の面々は、補缺選挙の行はれる機會を窺つては、其の度毎に所在を擇まず彼を候補者に押立てた。そこでブーランジェーも選挙區の世話人等と選挙上の相談をするために、屢々其の職務を



怠つて外出したが、其の事がバリーに知れると、政府ではブーランジエーは曾て内閣を逐はれた後、陸軍大臣に對して不穩の言辭を逞しうしたため、拘留三日に處せられた事もあり、愈々捨置けないので、一八八八年三月二十六日、遂に現役を解き、同時に今までの功勞に對して年金を下賜した。

次いで三月三十日、代議院議員のラゲールといふ者が憲法改正の急務であることを議會に提議した。此の時は既にルーウ、エーが辭職してチラールが總理大臣となつてゐたが、總理大臣が此の提議を否認して反對を聲明したにも拘らず、議會は之を可決したので、チラールは直ちに辭職し、フロケーが之に代つて内閣を組織した。

此のフロケーは急進派の領袖であつたが、ブーランジエーがフロケーの株を奪つたばかりか、帝制派、王制派、僧侶派の提燈まで持つて突飛極まる憲法改正案を主張したので、其の向ふを張る必要があるとして、共和主義と矛盾しない範圍内で行政全般の大刷新を行ひ、適當の時期を見計らうて憲法を改正すべき旨の大風呂敷を擧げて、政界の狩場を獨占せうとした。

#### 十六 ブーランジエーの活躍

ブーランジエーは現役を解かれて以來、愈々代議士運動に熱中し、四月には三個の地方で補缺選舉が行はれるので、其の候補者として名乗つて出た。ところが彼は前にも述べた通り、元來が僧侶派の出身で、又軍人として帝制派にも王制派にも關係があり、政治家としては急進派に籍を置いてゐたので、帝制派總裁ウクトル、ナボレオン公、王制派總裁バリー伯は彼を狩犬に使ひ、王制派の資本家等から狩獵費を出させて首尾よくフランスの鹿を射留めうと思ひ立たれ、各其の地盤に彼を推薦せられた。此の狩獵を遠くで見物してゐたロシア宮廷も幾分か彼に見込を附けた。

斯くて彼は四月八日を以てトルドーニユ縣に、同月十五日には更にノール縣に於て當選したが、結局ノール縣の當選を承諾した。彼は議員となつて茲に初めて政策を纏め、之を自己の後援者等に了解し易からしめむがために、「解散」「修正」「制定」の三語を以て示した、即ち彼は先づ以て代議院を解散して新國民議會を招集し、新憲法を制定せしめようとしたのである。



此の月十九日、議會に於ては来る二十一日を以て憲法改正委員會を選擧することを議決したが、越えて六月四日、ブーランジエは憲法の改正を緊急なりとする議案を提出し、其の説明演説に於て、當時の行政機關が腐敗を極めて賄賂の公行されることを罵り、議會の爲すなきを嘲り、其の例證としてウィルソン事件を指摘した。フロケトは之に答へて、差當つて憲法改正の必要なことを論じ、共和黨の多數を應いてブーランジエの提案を否決せむことを求め、なほ政府は別に適當の時期を見計らうて共和主義の改正案を提出すべき旨を述べたので、議會は遂にブーランジエの提出に係る緊急改正案を棄り去つた。

そこでブーランジエは、更に陣形を立直して、其の十二日、新に議會の解散を提案した。するとフロケトは之を一笑に附して、ブーランジエは今までに登院したことは極めて稀で、只僧院の奥や舊皇族方の應接室をうろつき廻る外何事をもせず、随つて議會を批判する資格はない、と稍人身攻撃に亘る罵倒を加へたので、ブーランジエは大いに憤り、總理大臣は耻知らずの嘘つきで、悪く教育された代用教員である、と遣り返したので、一議員は立つてブーランジエを懲戒に附すべしとの動議

議會の  
改正案  
否決ブーラン  
ジエの  
辭職フロケ  
トの  
決闘

を提出した。之を見たブーランジエは、院内に於て言論の自由が許されぬ以上、我輩は地方に出て民衆の前に是非曲直の判断を訴へる外はない、予は斯の如き議會の議員たることを今日限り辭する、と傲語して、議長に一封の書を提出し、足音荒く議場を立去つた。議長は彼が立去つてから、其の書類を開封して讀んで見ると、其の冒頭に、本員の提議が否決せられた以上はとあつたので、それを聞いてゐた議員は悉く皆笑ひ出した。それはブーランジエの提出した議會解散案が、まだ議會に提出せられない以前に、彼は其の否決を豫想して辭表を認め、之を懷中して登院したことが判つたからである、そこで本人は既に辭表をたゞきつけて退出した後であつたにも拘らず、ブーランジエを懲戒に附する動議を採決して、之を可決した。散會後フロケトは議員二名を使者としてブーランジエに決闘を申込み、翌十三日兩人はラビヤで闘ふたが、フロケトはかすり傷を受け、ブーランジエは其の頸に稍重い傷を負ふた。

議會に於ては斯の如く失敗したが、地方へ出ては到る處で政府反對黨の連中からブーランジエ萬歳の聲を以て迎へられた。八月又補缺選舉が行はるゝや、彼は



再び候補者として打つて出たが、其の十九日、ノール、ソム、シラントの三縣で悉く當選し、先例に依つてノール縣の當選を受けた。パリイでは七月十二日の失策で彼が物笑ひの種を播いたので、それ限り彼を葬つたつもりでゐたのに、意外にも彼は復勝利の月桂冠を戴いて中央政界に歸つて來たばかりでなく、依然としてパリイ労働者の活神として非常な勢力を占めたので、何れも驚きの眼を見張つた。

斯くて此の年十月十五日、議會は又始まり、フロケイは先約によつて憲法調査案を提出した。此のフロケイ案は主として元老院の権限を縮少せむとしたものであつたが、特別委員會は憲法改正の必要を認め、後には制定委員を特に互選し、急進派の主義を基準として新憲法案を起草することに決した。

翌一八八九年一月二十七日には、セーヌ縣に於て又補缺選舉があつたが、ブーランジュイは此の時も亦候補者として打つて出て、資本家から搾り取つた黄金を盛に播き散らしたので、總投票四三五・八六〇の中二四四・〇七〇といふ多數を得た。共和黨は必死の反對運動をしたにも拘らず、斯かる始末となつたので、フロケイは内閣に居た、まらず、大統領カルノーに對して辭意を漏らしたが、一般國民は決して

ブーラン  
再選の小選挙  
制案可決

共和制を見捨てたわけではなく、カルノーも百方慰諭したので、フロケイも留任することに意を決し、一月三十一日新に選舉法を改正して、従來は縣を單位とする連記法即ち大選舉區制を採つてゐたのを、今回は郡を單位とする單記法即ち小選挙區制に改めることとし、案を具して之を議會に提出すると同時に、一方又宣傳書を配附し、之を貼附することを制限せむとする案をも提出した。

代議院は二月十一日を以て此の小選挙區制案を可決し、同月十三日元老院も亦之を承認した。次いで十四日、議會は政府をして議會解散の準備を爲さしめるために憲法調査案の討論を延期する議を可決して、フロケイが解散を行ふ意思なき旨を聲明したのを度外に掲げた、そこでフロケイは遂に其の職を辭し、チラール之に代つて再び其の内閣を組織した。

### 十七 フランス政府の復讐派抑壓

ブーランジュイは會で「ドイツ入寇」と題する書物を著し、其の聲ツリアンも「明日より戦争」といふ本を書いて、何れも大歓迎を受け、フランス國民の復讐念を煽る煽ると同時に、其の主唱者たるブーランジュイの周圍には多數の後援者が集まり、帝制派



の面々も之に合した。そこでブーランジューは愈々自分の立つべき時が来たことを認めて、二月二十四日に自派の大会を催す準備をしたが、新内閣の内務大臣コンスタンは、ブーランジュー側から提出する一切の届書の受理を總ての吏員に禁じた。愛國團は此の時密かにブーランジューをデグダートルに押立てむと企て、多数の現役並に豫備の陸軍將校下士を團員に引込むで團の總動員を行ひ、一般の騒動を惹起さうとしたが、政府は事前に之を諜知して、二月二十八日、愛國團に解散を命ずると共に、ラゲール以下數名の代議士を公訴することの承諾を議會に求めた。勿論議會は之を承認した。そこでラゲール等は官憲の許可なくして秘密に政社を組織し内亂の陰謀に参加したものと遂に起訴されたが、裁判所は審理の結果、四月六日を以て陰謀参加の件は無罪とし、結社の件は證據十分であるとして、各被告人に百フランの罰金刑を言渡した。

コンスタンは次いで又ブーランジューの處分に取りかゝり、之が公訴の承認を議會に求めた。そこで議會は開議の結果、四月四日を以て其の請求を可決し、直ちに其の旨を内務省に通じたが、これより前、四月一日、ブーランジューは既に自分の身の

フランス  
政府の復讐ブーラン  
ジューの  
宣告

上の危険を察知して、風を食つてパリを逃亡し、ブリュクセルに奔つた。彼は此の逃亡を以て、決して逮捕を免れむがためではなく、遠方から自由に其の一黨を指揮する便宜を得むがためにしたことであると辨解したが、時人は良心の咎めに堪へないからの事であるとして大いに非難し、彼の評判は頓に墮ちた。さうなるとベルギー政府でも、フランスの意圖を憚つて、彼を國內に置くことを欲せず、断然退去を命じて逐立てたので、彼は據らなく二十四日にブリュクセルを出て、ロンドンに赴いたが、其のうち金に窮してゼルシー島に落ちのび、尾羽打ちからして再びブリュクセルに歸つて来た時には、其の罪名は既に定まつて、不名譽と罪の宣告とが彼を待つてゐた。彼及び其の後援者に對する罪名は、國憲紊亂並に國庫金横領の二罪であつた。彼等の裁判は元老院に於て組織せられた特別裁判所で開かれ、四月八日に審理を起したのであつたが、檢事の論告書には驚くべき國憲紊亂の事實が列舉せられ、裁判官も亦之を確認したので、八月十三日特別裁判所は遂にブーランジューを以て要塞地帯に追放すべきものであるといふ宣告を與へた。そして其の宣告に附隨する當然の結果としてブーランジューは爾後官位並に年金を喪失し、勳章を



被害せられたのであつた。

斯くしてフランスの病は除かれた。三年間に互つてフランスの共和制を危険の情況に陥れたブーランジェーも、斯うなつては手も足も出ないで、政界から完全に葬り去られた。活き神とまで讃へられたブーランジェーの名は、もうどんな労働者の口にも上らなくなつた。一八九一年九月三十日、彼は世の中の總ての人々に忘れられて愛人ボンヌマン夫人の墓前に自殺し、ブリュッセル郊外イクセルの冷たい奥つきに其の骸を横たへた。前大統領グレウイも是の月九日逝去した。

### 十八 ロシア帝の共和制嫌ひ

ロシア帝アレキサンドル三世は元來共和制嫌ひで、共和制の如きものは到底帝制と肩を並べることもできない卑賤なものであると云ふ考を持つてゐられたから、共和政體を以て國を立ててゐるフランスと親まうとする御意志は勿論なかつた。そして一八八九年一月下半のアスヒノフ一件は、更に又、ロシア人のフランスに對する感情を不愉快に導いた。

此のアスヒノフと云ふロシア將校は、ロシアとアビシニアとの間に國交を取結

ブーランジェーの自殺

ロシア帝の共和政體嫌ひ

アスヒノフ事件

び殊に宗教上の關係を附けむとする目的で奔走努力し、成るべくはアデン灣のサガルロにロシアの植民地を設定せむと企てたのであつたが、サガルロはフランス領オボク植民地の勢力範圍内にあるのでフランス官憲が承知せず、斷然アスヒノフに退去を命じた。しかしアスヒノフは其の命令に少しも従はなかつたばかりでなく、ロシア國旗を掲げさへもしたので、フランスは大いに怒り、巡洋艦セイニエレイに命じてサガルロを砲撃させた。斯様にフランスがアスヒノフに撤退を命じ、又砲撃を加へたのは、フランス側から豫めロシア政府に交渉し、アスヒノフの行動はロシア政府とは一向何の關係もないといふ確かな回答を得た後に實行に及ぶだ事で、フランス政府としては決して何の不都合もないつもりであつたのであつた。が此の處置が一般に知れわたると、ロシア國民の間に於ては勿論のこと、フランス國內に於てもスラブ派の團體は、頗る不愉快を感じ、フランス愛國團の如きは殊に政府に對して激烈なる非難を浴せかけた。

更に今一つ、ロシアとフランスとの接近を妨げたのは大革命記念祭竝に同じく大革命記念の萬國博覽會がフランスで盛に舉行されたことであつた。フランス



では恰も此の一八八九年が會て一七八九年に召集されたエターゼネロー成立の一百年に相當するので、五月五日其の記念祭をヴェルサイユに催し、引續いてパリ萬國博覽會を大革命百年記念として開いたのであつたが、是等の催しは何れも大成功で、盛會を極め、フランス全國を擧げて共和制讚美の氣分に浸りきつて有様を示した。嘗さへ共和制を毛嫌ひして、年來共和黨勢力の衰頹を心密かに希望し、帝制派又は王制派の再び頭を擡げる日を待ちぬいてゐたロシア皇帝竝に其の官僚等は、此の有様を見て頗る欣ばず、ロシア大使の如きは、博覽會開會式にも、態と其の席を外して參列を避けた程で、ロシア帝に於かせられては、此の事あつて以來益々フランスを忌嫌はれた。

斯様な事とも知らぬフランス側では、頻にロシアに好意を運び、パリーの新聞紙等は一齊に皆ロシアの皇太子が帝國博覽會の開催を機會にフランスに來朝せられ、博覽會へお成があるといふことを書立てたが、ロシアでは實際そんな意向は毛頭もなく、又あるべき筈もなかつたので、勿論事實には現れなかつた。

#### 十九 フランス・ロシア接近の機運

フランス  
ロシアの  
接近の  
機運

しかしフランスとロシアとが、背中合せになつてゐる状態は永久には續かなかつた。ペテルブルグ駐紮フランス大使の如きは、其の時、フランス政府が斯くまで明らかに、ロシアに對して表示する友誼の態度を、ロシアが一向振向いても見ないことを不満とする意向を漏らした程であつたが、翌一八九〇年の夏に至ると形勢は漸く一變して、ロシアも亦幾分フランスの方へにじり寄つて笑顔を向け出した。それには幾多の理由があつた。

其の一つはロシア側で望みを懸けてゐた王制派や帝制派の勢力が段々沈衰する一方で、共和黨が徐々に而も堅實に地歩を占めて行くので、氣が氣でないところへ持つて來て、此の年の夏にはドイツとの再保險條約が期限満了と共に消滅し、それと同時にプロシアのポーランドに對する政策が、温和を加へるに至つたので、斯ういふ有様では、うつかりしてゐるとロシアは、ヨーロッパに孤立するかも知れないといふ感じをロシア帝が持たれるやうに成つた事であつた。

今一つはフランスがロシアの虛無主義者を捕縛して其の政府に引渡した事であつた。フランスでは此の年四月内務大臣コンスタンが急に令を全國に傳へて



無政府主義者の取締を勵行したが、其の時に在來フランスに潛入して本國に對する不穩の行動をたくらむてゐたロシアの虛無主義者も同じく捕縛された。彼等の仲間には男十一人、女四人で、或る危険な目的のためにフランス國內で爆彈を祕密に製造中であつたが、フランス政府は之を探知して捕縛すると共に直ちに、之をロシア官憲に引渡したのである。在來自國に逃込んだ國事犯人は一切之を其の本國に引渡さない方針を嚴守してゐたフランスが、ロシアに對して斯かる行動に出たのは異例であつて、ロシアが其の好意を喜んだのは云ふ迄もない事であつた。

是等の事でフランスとロシアとの接近する機運が漸く作られかけたところへ持つて來て、一八九〇年から九三年にかけてフランスの外務大臣であつたリポールは、熱心なロシア・フランス同盟論の主張者であつたので、益々其の接近に骨を折つた。從來ロシアは専ら其の外債の募集をオランダとドイツでしてゐたのであつたが、一八八八年六月デンマルク出身のフランス銀行家オスキエーがロシア大蔵大臣と取引相談を開始して、其の十二月に四分利公債五億フランをフランスで引受けて以來、フランスは漸くドイツに代つてロシアの金穴となる態度を取り、爾來

フランス  
主義者  
取締フランス  
の  
外債  
引受

ロシアでは新に外債を募集する毎に之をフランスに持込み、斯くして兩國の特別關係は、先づ經濟上に於て結ばれてゐた。リポールは此の關係を延いて外交上にも及ぼさうと策したのであつて、一八九〇年以來、フランスが引續いてロシアに盡した好意は二三に止まらなかつた。陸軍大臣フレシネーがロシア政府の注文に係る兵器の製造をフランスの兵器廠で引受けた如きも、其の一端の現れであつた。ところが此の際恰も中央三國の間ではロシアを含みぬ同盟條約が更新されて、ロシアの神經を頗る刺戟した。それは一八九一年五月六日のドイツ・オーストリア・イタリア三國間の同盟であつた。此の同盟條約は前にも述べた通り、其の改訂の度毎にイタリア側から新要求が出て、内容に多少の變動を見るのであつたが、イタリアは他國が其の内容を知らぬのを好い事にして、ドイツやオーストリアが聊か眉を擡めてゐたのにも拘らず、フランスに對する外交策から頗る仰々しく發表した。ロシアはクリスピーが失脚したので、三國同盟はそれ限り消滅するであらうと心密かに豫期してたのに、意外にも此の始末であるので大いに驚いた。それで或は今までの防禦の性質を侵略の性質に變へたのではないかと思つて頗る憂



慮した。しかも此のロシア側の憂惧の感想に對して極彩色を加へたものは六月二十三日アウストリア帝がブームに於て、七月六日乃至八日イタリア王がウエネチアに於て、何れもイギリス艦隊を訪問せられ、又ドイツ帝は七月四日から十三日にかけて皇后と御同列でイギリスを御訪問、其の官民から絶大の歓迎を受けさせられたばかりでなく、十二日にはドイツ帝親しくソールスベリー邸に駕を柱げさせられた事であつた。議定書の作成は恐らく此の時にできたらうといふ事らの噂で、ロシアでは、イギリスも三國同盟に加はつたのであらうと觀て、一層の憂慮を加へたのであつた。

フランスも亦、殆ど法外とも云ふべき露骨さでイタリアに肉薄し、何とかして同盟の切換を妨げむとしたが、其の努力の效もなく、三國同盟は切換へられたので、今後の成行を非常に憂慮し、此の上はロシアと結むで、萬一の場合に備へる外はないと考へて、五月中頃にロシアに對して同盟條約の締結を迫つたのであつた。

これより前、ロシアでは、前年來のフランスの好意に酬いるつもりであつたらうか、此の年三月、ロシア帝の御名を以てフランス大統領カルノーにアンドレアス動

章を授けられたが、五月に至ると、又々總理大臣フレシネー、並に外務大臣リボーに對して、アレキサンドル・ネウスキー一等勳章を授與せられた。此の一寸した儀禮がフランス國民を喜ばせたことは非常なもので、何事にも感激し易く又輕信し易い國民性を持つてゐる彼等は、これはきつとロシアがフランスに極度の満足を表明する印であらう、此の分ならばフランスから腕貸を頼めば、一も二もなく承知して一臂の勞を盡すことを惜むまい、と見て取つた。フランス政府が頻にロシアに對して同盟條約の締結を迫つたのも、斯ういふ底意があつたからである。

しかし實際のところロシアは、それ程まで深く立入つてフランスと交はらうといふ意向は無かつた。現にペテルブルグ駐紮ルマトニア公使エミル・ギカの五月二日附報告に依ると、ギエルスは次のやうな事をギカに話した

「フランスは條約を得むとして、獨り頻に骨を折つてゐる、しかし折角の熱心なる盡力にも拘らず、何等の得たところも無い。アレキサンドル帝はフランスと確定條約をお結びになる御意志を全然持たせられない、帝は共和政體をお好み遊ばされぬばかりか、又フランスでは内閣が頻に變ることを御願慮遊ばされてる



のである。尤もロシアは決してフランスの好意を喜ばぬのではない。フランスは今や我等の足下にある、無下にすぎなくもできぬではないか、斯うして國と國との間に親善の關係が存する以上お互に氣を附けるのは自然のことである。小さい進物は友誼を取持つ、カルノー君にアンドレアス勳章を授けられたのも此の意味からである、此のことはロシアの二大公がフランスに遊ばれたとき、其の國で表明せられた鄭重の接待に對して感謝の意を表するのと、それから又、軍事上ロシアのためにフランス政府が執つた或る好意ある行動に就て禮儀を盡さむとするためのものである、勳章には決してそれ以上に何の意味もない、ロシアは自ら其の手足を縛ることを欲しない、我が國としては現在のところ外交事件などに力を用ゐるよりも、國內で専ら力を盡さねばならぬ事が多くあるのである。

又、五月中に、フランス大使がロシア帝に拜謁して、萬一の際ロシアの援助を期することができるかどうかを確めたとの説があつて、その事が盛に外交官の間に傳へられたので、ベテルブルグ駐紮のドイツ大使シュヴァイニツが早速取調べたところが

ロシアの  
態度不詳

結局それはフランス大使ドラブローレーが其の四月に、多分大統領カルノーに勳章を授けられたお禮言上のためであつたらしく、拜謁を願出で、其の序にロシア帝に對して、萬一の場合にはロシアの參戰を見積もつてもよからうか、豫めフランス政府は承知して置きたい旨を述べたとの事が判つた。しかし其の時にロシア帝は巧に話題を他の方面にそらされて肝腎フランス大使が聽きたがつてる事には、何のお返事も與へられなかつたといふ事で、シュヴァイニツは其の旨をも本國に附添へて言送つてゐる。又、ベテルブルグ駐紮のイタリア大使マルチがパリ及びローマに赴いて歸任した後の話にも、フランス政府は萬一の場合に於ける參戰の保證をロシア帝から得むとして失敗したといふことである、と聞かされたと云つて、引續いてなほ報告してゐる。

斯様にフランスが獨り躍起となつて同盟を結びたがつてるのにも拘らず、ロシアの態度はまだ容易に其處まで行かなかつたのであるが、しかしロシアとてもエッロバ大國の間に孤立することを恐れて、此の際何とか對策を執らねばならぬと信じてゐたのは事實であつて、それはイギリスが三國同盟に密かに加擔したに違



ひないと睨むだからの事であつた。即ち其の點では、ロシアもフランスも同様の立場に立つてゐたのである。此の二國の眼には、イギリスがヘルゴランドを棄て、ザンジバルに換へたのは、確に只事ではない、これには必ず深い奥底のあることに違ひないと見えたのであつた。

斯うして遂にロシア・フランスの兩國は、互に親しく寄り合つた。軍事協約の相談は初められ、種々の好意を表する交款が、兩國の間に行はれた。

### 二十、フランス・ロシア軍事協約の交渉

此の協約の相談は、殊にフランス側に取つては、眞劍の運動であるので、先づ第一にフランスは其の大統領に代つて親しくフランスの好意を寄せさせるため、海軍少將ゼルウエイに命じ其の麾下の艦隊を率ゐてロシアに赴かしめた。此の特殊使命を帯びたフランス艦隊が七月二十三日クロンスタット軍港に到着するとロシアでは豫て準備してゐた事であるから、曾て先例のない大規模の盛儀を以て之を迎へ、國賓としての鄭重なる待遇を與へた。當時のアレキサンドル帝の思召はフランスの客人を公に盛に花々しく歓迎せよ、しかし他國の感想に觸れぬやう深く

慎め、といふにあつたが帝御自身は勿論接待の事に與つた官民は何れも皆忠實に勅旨を奉戴して、未曾有の熱誠と至情とを以て艦隊の一行に對した。

一方フランスの提督ゼルウエイも本國政府から何等かの訓令を受けて來たらし、聊かでも政治問題に言及ぶことを避け、又外交の機微に觸れまいと努め、一意専心ロシアに友誼を表し好意を捧げることを目的として、見る物聞く物毎に讚美の辭を吝まなかつた。これは單に提督一人だけではなく、麾下の將校等も悉く皆同様で、其の行動が閑雅で、そして些しの武骨な態度も無かつたのは、實に驚き入るばかりであつた。ペテルブルグに於ける一行の滯留は凡そ十二日間に互つた、其の間は殆ど毎日毎夜宴會の連続で、提督も麾下の將校等も其の度毎に何か答辭を述べなければならなかつたが、何れも皆極めて如才なく適當の辭令を述べた。一般民衆も亦心底から溢るる熱誠を以て殆どうるさい程までに一行を歓迎した、殊に一行がペテルブルグの市廳を訪問して、盛なる響應を受けた水兵等が露台に出て公衆に謝意を表した時の如きは、市民等の歡呼は極點に達して、殆ど熱狂せむばかりであつた。愈々歸る日が近づく、送別の賜宴は宮中に於て行はれ、兩陛下も御



臨席遊ばされた。其の日提督は辭して階を下るに當つて一同を應き、大音で皇帝萬歳、皇后萬歳を唱へたが、其の聲は殆ど殿中を震はせた、彼等は其の時心ひそかに陛下から何等かのお言葉を賜はることを豫期してゐたかのやうであつたが、兩陛下とも只鄭重な御會釋を賜ふたゞけであつた。

此のゼルウエイ等のフランス艦隊がクロインスタットに到着したのと同じ日の七月二十三日に、フランス外務大臣リポーは、ロシアとフランスとの間に取結ぶべき協約についての最先の案文をベテルブルグに送つてゐるが、相談の進行は頗る遅々たるもので、一張一弛容易に其の決定を見る事ができなかつた、そして其の長い間には兩國國民の感情にも屢々冷熱の變化があつた。

其の年の秋には寧ろロシアの方が乘氣に成つてゐる觀があつて、南ロシアの諸新聞紙は此の際進むでロシア・フランスの間に正式の同盟條約を結ぶべきことを盛に論じたが、反對にフランスの方では、夏中高かつたロシア熱が漸く冷め始めた。

ロシアではフランスとの關係が一層親密になつたのを見ると、其の年の九月二十五日に、三分利公債五億フランをフランス・ドイツ等の諸國に賣出させたが、ベルリ

ンでは非常な不人氣で、一錢一厘たりとも斯様な公債に應募するのは重大な國事犯を敢てするものであるといふ烈しい批評が行はれた結果、誰一人として應募する者はなく、引受銀行は空しく手を引くの外なかつた。之と反對にフランスでは大盛況で、其の引受申込額七倍半といふレコードを示したが、しかしそれは聲だけであつて、愈々證書を渡す段になつて、見ると、受取つたものは甚だ少數であつた。十一月になると、ギエルスがロシアから乗込むで行つた。これは勿論相談を進めむがため、ギエルスは此の年重病に罹つて、艦隊訪問の時にも多くは臥床し、僅に二度だけ病を推して列席したといふ有様であつたが、此の國家の大事を遂行せむがため、思ひきつてリポーと打合はせに來たのであつた。

### 二十一 フランスに於ける同盟促進運動

ギエルスは其の後、外務大臣リポーと會見して種々協議したが、リポーの記録するところに随ふと、當時ギエルスの述べた考へは、此の際何とかして戦争を延期させることはできるであらうが、しかしいつまでも之を避け、することは困難であらう、と云ふにあつて、彼は其の旨をば自國の皇帝にも言上した、そして差當つてはド



イツと當らずさはらずの關係を維持する事に盡力するとの談であつた。ギエル  
 スはパリ一の要件を済ませると、直ちに引返して二十三日ベルリンに到り、二日間  
 滞在してウイヘルム二世に拜謁し、大宰相カプリウイにも亦會見した。其の節に  
 彼はカプリウイに向つて、パリ一行の勅許を陛下に請ふたところが其の事は御自  
 ら決せよと仰せられたので、現に政權を握つてゐるフランスの政治家たちと逢ふ  
 ために出向ふた、そして甚だ喜ばしい事には折角行つて見た效があつた、彼の人々  
 は戦争を求めない、自分はそれ等の人たちに向つて、ドイツはロシアの隣國であり、  
 又其の皇帝は互に御近親の關係でいらせられる、と述べたところが、其の邊の事は  
 萬々心得てゐるとの返答であつたと語つてゐる。これはリポールの記録とは聊か  
 異つてゐるが、無論其の話相手がカプリウイだからの事であらう。

兎に角事情は此處まで進むて來てゐるのであるが、フランスでは前にも述べた通  
 り、國民間のロシア熱が徐々に下つて行く傾向があるので、同盟條約の締結を熱望  
 する面々の心痛は一通りでなく、此の際何とかしてフランスの好意をロシア帝の  
 前に著しく表明し、大いにロシアを動かす必要があると考へた。そこで一八九二

フランス  
 運動に於ける  
 進歩

ロシア親  
 友協會の  
 奉獻品の

年になると、今までロシア親友協會と稱する會合は、在來政府に思ふ旨があつて殊  
 更許可を與へなかつたものであるが、之に内命を傳へて、銀製の額に美術風の細工  
 を加へ、黄金並に寶石を美しく鑲めて、ロシアの皇室系圖を現したものを、フランス  
 國民の名義でロシア皇室に獻上させむと圖つた。大統領カルノーは元來此の種  
 の虚禮を好まぬ人であつたが、此の度は特に許可を與へて檢閲の儀式を舉げた。  
 協會の總裁は四月之を携へて早速ロシアに赴き、ペテルブルグの宮廷に奉獻の手  
 續をしたが、普通には進獻の品物を受納せられない慣例であるのにも拘らず、特に  
 聽許せられたので、彼は歸國して其の旨を大統領に披露した。すると其の報告に  
 接した大統領は、此の事は單に我等が陛下に致す大なる名譽であるばかりでなく、  
 又陛下が我等に與へらるゝ友誼の表徴である、と述べた由で、フランスの官報に其  
 の事が掲載された。

其の前年にも矢張り同様の目的で、モスクワにフランス展覽會を開き、同盟條約  
 の締結に最も熱心なる人々の一人である前外務大臣フルーランは同會の記念章  
 を恭しくロシア帝に奉獻せむがために、ペテルブルグに赴いた。其の年はロシア



で飢饉があつて、被害者も少くなかつたので、フランスでは早速之が義捐を思ひ立ち、ロシア大使館の盡力で種々の慈善計畫が催されたが、一向に人氣が立たず、只格外の宣傳費を要したに止まつた。

ロシアに於ても前年夏より冬にかけて新聞紙は一時盛に條約締結の必要を唱へたが、今年に入つてからいつとはなしに、フランスに對するロシア側の好意は餘り表面に認められなくなつた。

それでフランス側では躍起となつて、ロシア上下の人心を刺戟せむと企て、七月十四日パリーのフィガロー新聞は其の社説欄に「同盟か辭令か」と題する一論文を掲げ、ロシア現下の政情に詳細に説及んで、此の際速かに正式同盟條約締結の必要あることを力説した。此の論説の掲げられたのは、恰もロシア帝がコペンハーゲンからペテルブルグへ御歸還の時と一致するから、察するにこれは殊更にロシア帝のお耳を聳てしめる目的に出たものであらう。果して其の效があつたか否かは判明せぬが、兎に角事實の示すところではロシア帝は歸京早々八月の大演習にフランスの參謀次長ポアデッフルを召されてゐる。これは甚だ重要な事で、ドイツ外

ロシア帝  
參謀次長  
ポアデッフル  
を召す

務省が殊に注意をしたのは、其の際ポアデッフルが俄に中將に昇進した上陪觀に赴いてゐる事である。フランス陸軍部内の説明ではフランスの威嚴を保つためと一つには又ロシア・フランス兩國の關係に顧慮してそれ相當の位置を其の軍事上の代表者に與へる必要があつたからであるとのことであるが、單に相當官職の人をロシアに送る必要を認めるといふだけのことならば、他に幾らも適任者があらう、然るに特にポアデッフルを昇進させて差遣したのには理由がなくてはならぬ、想ふにこれはロシア帝から殊更にポアデッフルを指名して召されたのに相違ない、と信じられる。ペテルブルグ駐在ドイツ大使館在任事務官アルフレッド・フォン・ビューローは現に七月二十一日附を以て、ポアデッフルは皇帝アレキサンドルが親しく召されたのであると報告してゐる。

## 二十二、フランス・ロシア軍事協約の成案

果して此の年八月ド・ポアデッフルはロシアにあつて參謀總長オブルツェフと協議し、其の十七日に軍事協約の成案を可決した。其の要領は(一)ロシア・フランスの兩國は其の一國がドイツ若くは其の援助の下に三國同盟の一國より侵略せられた

フランス  
ロシア  
軍事協約  
の成案



る場合に於ては、他の一國は其の動かし得べき全兵力を以て之を援助すべし。(二) 三國同盟の一國が動員するときは他の側に於ても直ちに其の全兵力を動員すべし、而して其の動員後は直ちに其の全兵力を進撃の部署に置くを要す。(三) 軍事協定の期限は三國同盟の期限に同じ、といふにあつた。

斯の如く要領が確定したので、あとは只本條約を取交はすばかりであつたが、ロシア帝アレキサンドルは前にも述べた通り元來が共和制嫌ひでいらせられる上に、又、フランス内閣の更迭が餘りに頻繁であるのを欣ばせられないので、此の時になつても兎角に躊躇せられがちで、事は容易に運ばなかつた。

此の年九月上旬、ロシアの外務大臣ギエルスは、サボヤのエクヌ温泉へ病氣療養の目的で來着したが、此の年は恰もサボヤがフランスに併合せられた百年目に當るため記念祭の催しがあつたのと、一つには又ギリシア王が矢張り此のエクヌ温泉に御滞在在中であるので、大統領カルノーは、數名の國務大臣と武官とを隨へ、多數の新聞記者も之に隨從して、祭典舉行地のシャンペリーに二日に亘つて旅行し、其の機會にエクヌ温泉に立寄つて、ギリシア王を訪問すると共に、一方リボーとフレ

ロシア帝の國號

エクヌ温泉の會合

ジネーとを造つてギエルスを歓迎させることにした。

エクヌでは有志者の催しで、一小學生にロシア服を着せ、大統領の前へ出て、ロシア・フランス兩國の友誼を讃頌する數句を述べさせたが、カルノーはそれを見ると公衆の歡呼の裡に立つて、余はロシアを抱くと叫ぶと共に小學生に接吻した。元來カルノーは感情の發露を避ける人であるのに、此の時の旅行では、敬意を表する少女の紅を潮した林檎のやうな頬に普通に接吻したばかりでなく、髯むぢやの荒くれ男や老人にさへも屢々其の胸や唇に接吻した。

世人は最初此の度外れな大統領の言動を頗る意外に感じたが、大統領が内務大臣を伴はれて然るべき今度の場合に却つて外務大臣を伴ひ、又エクヌ温泉にはロシアの外務大臣ギエルスが滞在し、パリ駐紮のロシア大使で、ロシア・フランスの接近に最も盡力したモレーンハイム男も亦同地に行合はせてゐることに注意するに及んで初めて其の底意を讀むた。或る政治家は外交上の大問題が其處で議に附せられたのであらうと考へた。

しかしギエルスは當時實際の病氣で、容態も可なり重く、よしリボーやフレシネ



一の訪問を受けても、少時間の面會しかできない情況にあつたし、外務大臣のリポ  
ーが来たのも、同地にはギリシア王が御滞在あらせられるから大統領と共に拜謁  
してフランス共和国の儀禮を盡さむがためであつた。ロシア大使モレーンハイ  
ム男とても、單に病體のギエルスを見舞ふ外に何の別意も無かつたのである。一  
同が其處で重大問題を議するなどは、到底行はれない事であつた。

尤もさうは言ふものゝ、其處に何等かの機密があつたことは云ふまでもなかつ  
た。九月七日附ペテルブルグ駐紮フランス大使モントペロ伯の報告に依ると、リ  
ポーは病體のギエルスとロシアフランスの協商について議を凝らし、特に正式に  
はまだ確定してゐぬが、双方に於て既成の事實と心得てた軍事協商並に其の最後  
の調印について談判を纏めたとの事であつた。

### 二十三、ロシアフランス軍事協約の調印遅延

現愈々話は斯の如く殆ど最後のポイントまでも進むで、あとは僅に調印を残す  
ばかりとなつたが、その後は又容易に渉らなんだ。それといふのはアレキサンド  
ル三世が太く嫌惡せらるゝ事由がフランスに發生したからであつた。

ロシア  
フランス  
協約の  
遅延

ロシア  
フランス  
協約の  
遅延

フランスでは會て一八八七年にスエズ運河を堀割つて大名を轟かしたレセップ  
スを社長としてパナマ運河會社が設けられ、爾來一八九〇年までは事業の進捗も  
著しく、決算期毎には立派な報告を株主に示したが、此の年になつて急に資金が缺  
乏したから所詮これでは開墾中止の外がないと云ふ通知を出した。それで段々  
會社の財政状態を取調べて見ると、堀割はまだ平面にも達してないのに、其の支出  
は既に十四億フランにも及んでゐる。其の事がわかると、裁判所でも棄て置けぬ  
といふので、早速清算人を選任して、一層突込んで會社の資産内容を検査させて見  
た。すると今までの収入は約十三億三千万であるのに對して、支出は十三億千四  
百萬で残額千六百萬だけでは到底事業の繼續ができぬ事が明らかになつた。  
此の支出の中で五億三千万までは事務費・調査費・會議費・旅費等で其の外にもなほ  
フランス新聞紙に如何にも景氣の好さうな記事を書かせるためにも數百萬を  
支拂ふてゐるから、パナマの現場で使用しただけの金の高は總計で七億八千三百  
萬にも達してゐるのである。しかもそれでゐて仕事の出来ばえはどうかと云ふ  
と、前にも述べた通り幾許の進捗もしてゐない始末で、技術上公平に審査して見た



ところでは、如何に内輪に見積つても完成までにはまだ八億の金が入用である。そしてそんな金は既に信用の地に墜ちた会社としては、百万方奔走しても調達はできない、と見ねばならぬ。

そこで債権者の間では速かに企業主を裁判所に起訴すべきであるとの叫びが起つて盛に政府を責めたが、政府は此の問題についての各關係の意見が違ふので兎角之に觸れることを嫌ひ、既に一八九一年冬の如きも議會から株主等の請願書が廻附されたに拘らず之を握り潰しにして顧みなかつたのであつた。しかし其の間、に會社の内情は彌々悪化して、一日の放任は一日の危険を増す有様となつたので、一八九二年の議會には、株主や債権者が最早黙つてはゐず、十萬以上の大數の者が連署して新に激烈なる請願書を提出した。さすがの政府も斯うなつては當然議會に質問も出るであらうし、捨置くこともできまいといふので、急に閣議を開いたが、其の時の閣議でも矢張り説が二派に岐れて容易に纏まらなかつた。司法大臣リカール等小部分の者は世論通り企業者を起訴すべきである、と主張し、他の大部分の者は飽くまでも會社の不始末を蔽ひ隠し、なほ又世界に高名あり且八十七

バナマ  
會社  
の  
運  
轉  
情  
況  
の  
内  
情

歳の高齡に達してゐるレセプスを庇はむとした。

しかし政府の斯様な態度にも拘らず、特別委員は十月十日の決議報告に於て断然起訴を要求したし、代議院は十一月十二日に、刑法上の規定であるレジオン・ド・ノール一等勳章に附随する特別訴訟法の廢止を要求した。これは云ふまでもなくレセプスが其の種の特權階級に屬してゐたからである。續いて又十一月二十一日に議員モントーはバナマ會社の株主に對して訴訟税の免許を提議した。

斯ういふ風に外部からの壓力が急に強度になつたので、今まで下水の泥波を遮り止めてゐた堰はドツと崩れ、泥水は容赦なく代議士に注ぎかゝつた。議員ドラエイは公共の清潔法實施を議會に要求して、演説者等が指摘し或は見込をつけた諸種の事項を調査するために委員會を設置する案を提出し、其の理由として種々の事を述べ立てた中で、バナマ事件は白晝に贓品が分配せられた政界腐敗の實相を語るものである、バナマ企業の大棒にはブーランジェーの後援者が立ち働いてゐる、其の割増社債案は買収のできる一切の議員良心を知りぬいてゐる經濟通の力を借りねば通せぬものである、三百萬は百五十名の議員に分配された、バナマ會社

バナマ  
會社  
の  
運  
轉  
情  
況  
の  
内  
情



は又、ノール縣の選舉に三十萬、今は物故した或る國務大臣に四十萬を支拂ふた、と素破抜いた。總理大臣ルーベールはドラエイの演説を傾聴してたが、其の提出案に同意し、予は何等の祕密にすべきことをも持たない、と附添へた。

ドラエイの次には議員レブルウードローネイが立つて發言を求めた。そしてドラエイの素破抜きを繼續し、二箇の銀行の名を指して、其の八割五分利で六千萬の金をパナマ會社に貸附けた事實を舉げ、新聞紙の罪狀の最も重いことを許いて、新聞紙の一切の經濟報告は買上げられた、斯様な新聞紙の持主は抉り出されて道義上に烙印を押されねばならぬ、と結論した。

そこでパナマ事件の特別委員は選舉せられ、ブリッソンが其の委員長となつたが委員會で調査したところに依ると、新聞紙は二千萬を受け、十一月二十日に自殺した銀行家レイナクは九百萬を受けて小切手二十七通をチエレー投機商店へ振出し、フランス銀行から四百萬を引出したが、それ等の金は皆會社から搾り取つたものであつた。それで十一月二十八日ブリッソンは議會に臨むで、司法大臣リカールがレイナクの屍體を發掘せず、又レイナク所有の書類を沒收せなんだことを非難

した。ルーベールは之を聽いて、斯の如きは立法部が妄に其の權限を越えて干涉するものであるとして憤り、直ちに辭表を提出した。

#### 二十四、フランス内閣の更迭頻々

此の近年は實にフランスの内閣に頻々として更迭が行はれた年で、此の年も二月二十七日にはフレイシネーが辭職して三月三日ルーベールが之に代り、フレイシネーの陸軍大臣、リボールの外務大臣は前任のままで通したのであつたが、今や又ルーベールが辭職したので、十二月八日外務大臣のリボールが出て新内閣を組織した。此の内閣では只司法、商務の兩當局者が更迭したゞけで他には變動がなかつたが十二月十三日に到り、大藏大臣たるルーウエーは新聞紙の攻撃に居たたまらず遂に又其の職を辭して議席に復り、一個の議員として立つて、大藏大臣は其の職務上銀行家と交渉がある、自分は殊にさうであつた、然しながらレイナクとの關係については衷心何の疚しいところもないと釋明した。

一方司法當局では其の間密々に捜査を續けてゐたが、其の月二十日に至ると、檢事總長は元國務大臣であつた元老院議員五名、代議院議員五名に對して不起訴の

フランス内閣の更迭頻々



特權を停止する權限を與へられむことを議會に求めた。そこで到底免れぬところと覺悟したルーウ、エーは、尋常の事情の下に於ては如何なる國務大臣も敢てせぬ事であるが、自分は此の際自白する必要を認めたと前置して、自分は國務大臣として共和政府を防護せむがため機密費を補填する目的でパナマ會社から金を受取つたに相違ないと陳述した。此の時若干の議員からは其の陳述に對して異議を申立てたが、ルーウ、エーは其の方を一瞥して、若し予が金を取らなむだなら君等は當選しなかつたのではないかと一矢を放つた。此の驚くべき自白は院の内外を震撼して共和政府の品位は見事に損ねられた。既に一同の罪狀が明らかになつたので、元老院はグレウ、イ以下四名、代議院はルーウ、エー以下四名を突出した。そして又代議院議長フロッケールは二十三日一議員の攻撃に答へて、分は議長の義務としてパナマ會社が決定した或る金額を各新聞社に分配する監督に當つたと自白した。

そこで議員ゾブルニは、廣大な規模で不始末が行はれる時に、政府たるものは賊品の分配に與るべきでなく、進んで其の不正を妨げねばならぬ筈である、然るに政

前大議院の  
ルーウ、エーの  
陳述

内務大臣の  
ルーウ、エーの  
陳述

府はパナマ會社から犠牲の金を受取つて、それを以て其の政策を支持した、と自白に及むのであると痛論したが、議會は政府に信任を與へた。

斯くて翌一八九三年には、パナマ事件の審理も愈々進むで、前工務大臣バイオーの證言により陸軍大臣フレイシネイに對する世論の攻撃日々に加はり、内閣の維持は困難に陥り、一月十日リポールは遂に辭表を提出するに至つたが、大統領カルノーは更に又リポールに組閣を命じたので、十二日リポールはフレイシネイ、ルベール、ピユルドーの三名を除き、他の閣員は全部之をそのままに据置いて、自ら總理兼内務大臣となつた。陸軍大臣フレイシネイが罷めたのは、會てバイオーの推薦に依つて、パナマ會社のヘルツなる者が篤學者で且つ天才發明家であることを表彰するためレジョンド、ノー、ル一等勳章を授けたが、其の間に詐欺の潜在してゐたことを知らなんだ不明を恥ちてのことである。内務大臣ルベールはパナマ事件とは更に何等の關係もなかつたが、會てルーウ、エーのために辯護したことがあるので、世論の煩はしさに堪へかねて罷めたのである。又海軍大臣ピユルドーは一八八八年パナマ會社から割増社債法案が出たときに、最初は反對しながら一週間後に賛成したので收賄



の嫌疑がかかった爲である。

### 二十五、パナマ事件の判決

此の年一月十日又パリ控訴院に於てパナマ事件の審理が始まつた。被告人は子爵フェルチナン及び息シアル・レセップス父子以下の会社役員であつたが、老レセップスは健康が勝れぬため出廷ができないので、若レセップスが代つて陳述した。其の陳述に依ると、決して会社から進んで贈賄したことはなく、寧ろ強要されたのである。其の時に金を渡したのは、レイナク・ヘルツ・オベルンデルフェル・パイオーの四人で、殊にパイオーは割増社債法案を提出するときに百萬フランを要請したが、結局三十五萬しか與へなかつた。彼等に斯かる大金を給付したのは、恰も森の中で追刺に遭つて短刀を喉元に突附けられ、據なく懐中時計を渡したのと同じ心持で、否が應でもさうせねば会社の潰れることは目前に見えてゐたからであつた、との事であつた。

判決は二月九日に言渡されたが、レセップス父子は何れも詐欺背任の行爲に依つて各禁錮五年に處せられ、罰金三千フランを附加せられた。請負人エツプセルも禁錮

パナマ事件の判決

二年と多額の罰金に處せられた。しかし、レセップスは直ちに上訴したので、其の結果控訴院に於て審理され、六月二十五日第一審判決の取消を受けた。

二月九日の判決に引續いて、三月八日又々パナマ事件の附帯訴訟が起され、同十四日に終結したが、此の時も若レセップスは、会社が某銀行の強要に應じ、又新聞紙を買収したのは政府の勸告に基いたのであつて、フレイシネイ、フコケイ、クレマンソン等は此の手口の主張者であつたと陳述したが、パイオーは罪狀を自白して國家の令名を傷けたことを謝した。裁判の結果として、若レセップスは禁錮一年、ブロンダンは同二年に處せられ、パイオーは同五年に處せられた上は凡ての名譽權をも喪失し、罰金七十五萬フランを追徴せられた。但し其の他の連累者たる元國務大臣や議員等は皆不問に附せられた。

裁判の結果はそれで全くついたが、此の事件に依つて元國務大臣六名と、代議院議長一名とは深沼の中に落ち込むで醜態を曝し、要路の顯官は若レセップスが特に名指さなんだ、けに誰彼の差別なく一様に國民から胡論の人物と睨まれた。大統領カルノーに對してすらも、大統領は不埒極まるパイオーを國務大臣に推薦し、



又會て其の大蔵大臣在任當時に工務大臣バイオーの提議に係るパナマ運河會社創立案に加判した者であるから、宜しく其の責を引いて辭職し、國民の前に謝罪の意を表すべきであると言へて食つてかかつた。ロシア大使モーレンハイム、前イタリヤ大使メナブレアも收賄したと書立てた新聞紙があつた。

斯ういふ次第で、フランス政府の威信は此の年全く地に墮ちた。そして又其の一方では、パナマ會社株主の大部は中流階級の者で、多くは乏しい貯金を郵便局から引出して來て株式を引受けたのであつたから、會社の破産は總て中流階級の破滅であつた。議會は斯くまでフランスに痛手を與へた事件に對して司法權の適用が餘りに寛大過ぎると罵つて憤激した。パリ人は老レセプスとエツフェルの處分は過酷であるとして哀訴して出たが、瀕死の病床に寐てゐる老レセプスは事件に就て一切何の聞知る處もなしに、翌一八九四年十二月、享年八十八歳を以て死んだ。エツフェルは、パリーのシンド・マルスに高さ三〇〇メートルの鐵塔を創築して一八八九年の記念博覽會を賑はした人であつたが、これは刑に服した。

二十六、フランス政府同盟成立に躍起となる

フランス政府の同盟と立たる

ロシア・フランスの關係が斯様に接近すべくして而もなほ接近し得ぬ情況に迷うてゐるのを見て、殊に氣を揉むだのはフランスの當局であつた。ペテルブルグ駐劄のフランス大使モントペロ伯は、此の際成るべく速にロシア艦隊がフランスのツィロン軍港に答訪せられたい旨を切望し、パリ駐劄のロシア大使モーレンハイム男も頻にフランス當局から責められるので、其の事に頗る骨を折つた。フランス國民も漸く心づいて、三國同盟は正式の條約に基いてゐる、然るにロシアとの我等の條約は何處にあるのかと叫んだ。そしてロシアがフランス側から盛に表示する好意を十分に受納めながら、其の答禮は正式の協約を要求せられるまで捨置くつもりか、と苦情をならべた。

二十七、ロシア艦隊のツィロン訪問

そこで漸く兩國の間に打合せができて、ロシア艦隊は一八九三年の十月十三日を以てツィロン軍港を訪問するといふことに定まつたが、フランス人は其の當日を待ちかねて約一箇月も以前から騒ぎ初め、九月の中頃にはもう大袈裟な歓迎準備をすつかり整へて了つた。其の豫定に依ると、歓迎會の儀禮は十月十七日から



二十五日まで八日間に亘つてツローロン並にパリに擧げられ、ロシアの提督は麾下の將校五十名、水兵三十名を率ゐて其の式典に參列するはずで、これ等の日程は凡てフランス政府とロシア大使モレーンハイム男との相談の結果組立てられ、當日はツローロン、パリの町々は勿論のこと、苟くもロシア艦隊の一行が經由する處は悉くロシア・フランス兩國の國旗を以て飾立て、馬車其の他の乗物も亦同様に國旗を振翳し、ツローロンには大統領カルノー自ら臨むで歓迎の辭を述べ、パリでは市の代表者が一行を接待してパリの廣小路を練廻り、動物園に於て盛大な宴會を張るといふことであつた。

其の事を傳へ聞いたロシアの將校等はパリに行くことに不平を唱へ、モレーンハイムは我等をベンチオスタ祭日の牛扱ひにして社會主義者の手でパリ中を引廻すばかりか、揚句の果には野蠻人を見せ物に出す動物園で饗應するとは何事であるかと怒鳴り散らしたが、豫定の通り十月十三日にはロシア提督アベルラシが其の麾下の艦隊を率ゐて祝砲、賀鐘の響、歡呼の聲、ロシア國歌とマルセレーズの吹奏裡に、花々しくツローロン軍港に乘込むだ。斯くと見ると、フランス上下の官

ロシア艦隊の訪問

フランス國民の歡

民は豫定の如く誠意を盡して歡待したが、同時に又、フランス軍艦イスリー外一隻をコペンハーゲン港に遣つて、折柄同港に御駐在のロシア帝アレキサンドル三世に敬意を表せしめた。

十七日アベルランはロシア帝の御名代として將校五十名を率ゐ、ツローロンからパリに入つたが、盛装して大路に整列してゐた無数の公衆は、一齊に歡呼の聲を擧げて之を迎へ、其の盛なことは一八五九年ナポレオン三世の凱旋式の日の如く萬歳の聲は恰も其の日ラ・フォーレー莊に長逝した元大統領マゼンタ公爵元帥マクマオンの死を弔ふ鐘聲と相和して、パリの空を轟かした。此のマクマオンの葬儀は二十一日を期して盛大に舉行せられ、其の棺はモンテレソンに葬られたが、生憎ロシア艦隊の訪問と同時にあつたので、大統領カルノーは遂に其の儀に參列せなかつた。

アベルランはパリからの歸途リオン並にマルセイユに立寄つて此處でも盛に歡迎を受けたが、やがてツローロンに歸港すると、大統領は親しく同港に赴いて之を送られた。そこでアベルランは觀艦式を擧げて大統領に敬意を表し、二十七日



を以て出港した。

此の日ロシア帝はガチナ離宮からフランス大統領に左の如き電報を送つてロシア艦隊に與へられた歓迎を謝せられた。

ロシア艦隊がフランスを去るに當りフランス領土の到るところに於て朕が水兵等の受けたる熱烈にして壯麗なる歓迎に對し朕は感銘報謝の真情を閣下に致す、大雄辯を以て一時に示されたる熱心なる同情の證左は我等が兩國を結合する聯絡に一新線を加へ、我等が恒に盡す努力、恒に抱く意見の目的たる一般平和の確保に貢獻せむことは朕の望むところなり。

フランス大統領カルノーも即日電報を以て左の如く之に酬いた。

予が陛下より賜はりたる電報は、フランス領土に於てロシア國旗に敬意を表する衷心の満足を得たる壯麗なる艦隊をツローンに別れ、パリに歸らむとしたる刹那に予の許に到れり、陛下の勇敢なる水兵がフランスの到るところに於て受けたる深厚にして自然に出でたる接待は又、我等の兩國を結合する衷心よりの同情を著しく確保す、なほ同時に平和のために忠實なる兩大國民一般に影響

ロシア帝  
とフランス  
の大統領  
の電報

する仁愛の氣風に深甚の信念あるを表す。

なほロシア帝は別に又ギエルスを経てモーレンハイムに命を傳へ、フランス官民にも謝意を表すべき旨仰出された。ギエルスの電命には左の如くある。

皇帝はフランス政府の諸機關並にフランスに於てロシア艦隊に對する光輝あり濃厚なる歓迎に與りたる社會の一切階級の代表者に陛下の衷心よりの感謝を致す取次役を閣下に仰付けらる。

此の時のロシア艦隊のツローン訪問は、種々の點に於てヨーロッパ外交界の問題となつたが、其の一つは、ロシア艦隊が會てアメリカを往訪した時には海軍中將コマロフが一行を率ゐてたのに、何故ツローンには彼が差遣せられなかつたらうかといふ事であつた。しかしロシア側の説明に依ると、フランスからクロインスタットに來訪した艦隊の提督はゼルウェー少將であつた、ところがこれに對してコマロフは中將である上に餘りに世間馴れてゐて、好むでフランス語を話すから特に彼を避けて單純なる海軍々人を選抜したのである、アベルラン少將は殆どフランス語を話さず人物も醇朴で、演説するにも豫め起草した文案を朗讀し、決して粗忽の言

ヨーロッパ  
外交界の  
問題



論に及ぶ心配のない人物だからである、とのことであつた。

問題の第二はフランスに於ける一行の歓迎ぶりが餘りに盛な事であつた。これに就いてパリ駐劄のドイツ大使ミュンスタル伯は次の如く評してゐる。

「如何なる戦敗國民が戦勝者に對する場合でも、今度フランス人がロシア人にして見せたやうな態度を示したことはない、ロシア艦隊はフランスの各方面ばかりでなく其の植民地から流れ込む各種の土産物まで積入れて出港した。提督一人分の土産物だけでも恐らく五十萬フランの價格に上るであらうとの噂である。大統領カルノーに送られたロシア帝の電報はフランス全國に歡喜を以て迎へられ、此の好意の表明は即ちロシア帝が同盟を裁可せられたことを意味するものであると認められたが、しかし電報の語句に於ても亦文意に於ても其の様な點は存在しない。最初に誤つて提示せられたロシア帝の電報はフランス人に甚だしい不快の感情を興へ、大統領カルノーもツォロン出張を中止しようと思へした位であつた。それでモレーンハイムが非常に驚いて自分で文案を作つて、ロシア帝陛下に急送し、其の内容を一層親善なる意味に改めてロ

パリ駐劄の大使の電報

シア帝陛下から再び送り直されたのが後に廣く知られた電報である。そこでカルノーはツォロンに赴いて其の親電を受取つた。狂言は目出度く演ぜられ、フランス人は同盟の存在を信じて前の失望を忘れた。

### 二十八 ロシアフランス軍事協約の調印

しかしこゝまでに成つても軍事協約の調印は、まだ容易に抄らなかつた。抑もロシア、フランス同盟の企てがフランスで熟し初めたのは、一八九一年ブレイシネイが總理大臣だつた時の事であつて、其の後内閣は幾變轉して、ルイベーリ、ポロ等が相踵いで局に當り、次いで一八九三年の四月四日にはデュビュイが又リポロに代つて總理大臣となつたが、此のデュビュイの時にもまだ協約は成立せず、其の年十一月二十五日デュビュイ又其の職を辭して、十二月一日カシミールペリエト之に代り、總理大臣兼外務大臣として立つた後に及んで、初めて調印が終了したのであつた。

此の調印があつた翌年、即ち一八九四年の五月二十二日に至つてカシミールペリエトは辭し、其の二十九日デュビュイ再び起つて内閣を組織し、内務文部は自ら之を兼ねてアノトーを外務に任じたが、次いで六月リヨンに於て商工博覽會を開設した。

ロシアフランスの軍事協約